

# 平成 21 年度 自由民主党 予算重要政策

## 第 1 章 基本方針

世界の金融資本市場は、100年に一度と言われる危機に陥っており、金融の激変が世界経済を弱体化させている。わが国経済は、すでに景気後退局面に入っており、輸出、生産、収益が減少するとともに、倒産が増加している。今後のわが国経済については、世界的な景気後退を受けて、外需面に加え、国内需要も停滞し、景気の下降局面が長期化そして深刻化するおそれが高まっている。

国民生活と日本経済を守る観点から、「生活者の暮らしの安心」、「金融・経済の安定強化」、「地方の底力の発揮」の3つの重点分野に対する支援を行うとともに、内需主導の持続的成長が可能となるよう経済の体質を転換し、日本経済の「底力」を発揮させる。

また、財政規律の維持の観点から、安易に将来世代への負担のつけ回しをせず、国民に温かい効率的な政府を目指すという考え方を基本とし、経済成長と財政健全化の両立を図る。

平成21年度予算編成にあたっては、「基本方針2006」等に基づき財政健全化に向けた基本的方向性を維持する観点から、「平成21年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」（平成20年7月29日閣議了解）を維持しつつ、「金融・世界経済に関する首脳会合」の宣言も踏まえ、重要課題推進枠の活用などにより予算配分の重点化を行うとともに、世界の経済金融情勢の変化を受け、国民生活と日本経済を守るべく、「生活対策」に盛り込まれた内需拡大と成長力強化等に向けた税制上の措置とあわせ、状況に応じて果敢な対応を機動的かつ弾力的に行う。また、行政支出総点検会議等の議論を踏まえ、政策の必要性をゼロベースで精査し、行政支出全般を徹底して見直すことにより、財政支出の抑制につなげる。なお、年金・医療等に係る経費等特定の経費に関連して、新たな安定財源の確保について検討する。

平成21年度予算においては、国民生活と日本経済を守るため、次の取組に施策を集中する。

第一に、生活者の暮らしの安心のため、雇用・社会保障、教育、安全・

安心に係る取組を推進する。

第二に、金融・経済の安定強化のため、金融、戦略的国際協力、中小・小規模企業等支援、成長力強化、低炭素社会の実現に係る施策を推進する。

第三に、地方の底力の発揮のため、地域活性化、強い農林水産業づくり、住宅・公共投資、地方財政に係る施策を推進する。

以上の考え方にに基づき、国民生活と日本経済を守るため、与党としては、以下の基本方針に沿って平成21年度予算編成を行うことを政府に求める。

## 1．経済成長戦略の実現

厳しい経済状況の下、中小企業対策や雇用の確保等に万全を期す。二度の経済対策における中小企業金融の強化、下請取引の適正化等を着実に推進し、現下の危機的状況を乗り切り、明るい未来を切り拓く。

一方、危機を克服し、中長期的な成長を実現するために、わが国の強みを最大限に活用した取組を推進する。

具体的には、資源生産性の向上、低炭素革命の実現に向け、グリーンIT等の革新的技術開発の促進、太陽光等新エネルギーの導入や省エネルギーの加速、原子力の推進、レアメタルの代替材料開発等による資源の安定供給、国内クレジット制度の活用、CO<sub>2</sub>排出量の見える化等を通じて地球温暖化問題を克服する。

さらに、イノベーションの促進を図るため、イノベーション創造機構（仮称）の創設、先進的社会システムの実証等実用化につながる研究開発の支援等に取り組むとともに、世界市場獲得のため、東アジア・アセアン経済研究センターを活用しつつ、アジアの知識経済化等アジア経済・環境共同体構想の実現等に取り組む。

また、地域・中小企業等の活性化に向け、農商工連携等による市場開拓や商店街支援の強化、地域のIT化、サービス産業の生産性向上等に取り組む。

## 2．経済構造改革に対応した競争環境整備

現下の経済実態や行政課題を踏まえ、改正法により導入された課徴金減免制度や犯則調査権限を適切かつ積極的に活用し、特に国民生活に影響の大きい価格カルテルや官製談合を含む入札談合事案、国際

カルテル事案等に厳正に対処するとともに、そのための体制を強化する。また、中小企業に不当な不利益を与える優越的地位の濫用（例：大規模小売業者と納入業者間の取引，荷主と物流事業者間の取引における濫用行為）や不当廉売，差別対価等の行為，製造分野・サービス分野における下請法違反行為に対して迅速・厳正に対処するとともに，そのための体制を強化する。

さらに，入札談合の未然防止のための施策の推進や競争政策における国際協力の推進等を図る。

### 3. 「未来を切り拓く教育の振興」、「文化芸術・スポーツの振興」と「成長力の強化 - 研究開発力強化法、革新的技術創造戦略等に基づく科学技術の振興 - 」の実現

教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため策定された「教育振興基本計画」の着実な実施を目指し、新学習指導要領の円滑な実施、教科書の充実、豊かな心と健やかな体の育成、教員が子ども一人ひとりに向き合う環境づくり、学校保健、子どもの安全対策、学校における食育の推進及び学校耐震化等の安全・安心な施設環境の構築を推進する。きめ細かな家庭教育支援の促進、地域全体で学校を支援する体制整備、総合的な放課後対策としての「放課後子どもプラン」の推進、学校等の地上デジタル放送の教育利用に向けた環境の整備、キャリア教育・職業教育の充実、自然体験活動など体験学習の強化・拡充、青少年の健全育成を推進する。家庭の経済状況によって修学の機会が奪われることがないよう高校生に対する授業料減免の拡充など教育費負担軽減に向けた取組を支援する。私立学校振興の推進や国立大学等における教育研究の充実と活性化の推進をするための基盤的経費の確実な措置、国公立大学を通じた大学教育改革の支援、医学教育を通じた医師不足対策への支援、国立大学法人等の施設整備の推進、「留学生30万人計画」と大学の国際化の推進、健全性を確保した奨学金事業の充実を図る。2016年オリンピックの日本招致を視野に入れたトップレベル競技者の育成・強化、ドーピング防止活動の推進、身近なスポーツ環境整備の推進、体力向上のための取組の充実、中学校武道の必修化に向けた条件整備を図る。文化財の次世代への継承、感性豊かな子どもの育成、日本文化の戦略的発信など「文化芸術立国」の実現と文化発信を進める。

また、わが国が直面する社会経済の様々な課題を克服し、明るい未来を切り拓いていくため、「科学技術創造立国」の実現を目指し、第3期科学技術基本計画を踏まえ、科学技術を戦略的に推進する。具体的には、次世代を担う若者への理数教育の充実や大学における人材育成機能の強化と産学が協働した人材育成、イノベーション創出の担い手となる若手・女性研究者等への支援の強化等の「人材育成・確保のための投資の拡充」、科学研究費補助金等の競争的資金の拡充、産学官連携などによるイノベーションを生み出すシステム強化、研究開発基盤強化、科学技術の国際活動の戦略的推進等の「基礎研究の充実と研究環境の整備」、各研究開発分野において厳選された戦略重点科学技術への重点投資や国益確保のために重要な国家基幹技術への集中投資について強力に推進する。

#### 4. 活力ある社会を持続するための施策の展開

国民の医療に対する安心と信頼を確保するため、医師や看護師等の確保対策、救急・産科・小児科等地域医療の確保、ドクターヘリの配備など医療提供体制の整備強化、がん対策、高齢者医療の円滑な運営のための施策等を推進するとともに、後発医薬品の使用促進を図る。

また、現下の厳しい経済状況の中で、企業は解雇、雇い止め等を行う動きを急速に強めており、この状況を放置すると、雇用失業情勢は過去最悪の水準を上回るおそれがある。このため需要喚起等による雇用創出を行った上で、雇用のセーフティネットの万全を期すため、非正規労働者をはじめとした社会的弱者の雇用の下支えを行いつつ、雇用保険制度についても適用拡大や給付改善等の機能の大幅な強化を行う。具体的には、非正規労働者をはじめとする労働者の雇用の維持、離職者に対する再就職支援、新卒者への内定取消問題への対応など、雇用保険2事業で1兆円規模、一般財源で1兆円規模、総計2兆円規模の対策を今後3年間で実施し、140万人の雇用下支えを図る。

さらに、出産に係る経済的負担の軽減や地域の子育て支援の充実、仕事と生活の調和の実現などにより総合的に少子化対策を推進するとともに、介護従事者の処遇改善など安心して質の高い介護サービスの確保、障害者の自立生活の支援など障害者の福祉基盤の充実のほか、薬害再発防止のための体制の強化、食品の安全対策などの国民の安全と安心のための施策等を推進する。

年金記録問題に関しては、年金記録の管理等に対する国民の不信感を払拭するための対策を着実に進める。また、平成16年年金改正法に沿って基礎年金国庫負担割合の2分の1の実現を図る。

## 5．治安の再生

これまでの治安対策の結果、刑法犯認知件数は徐々に減少してきたものの、国民の治安に対する不安感は依然として高い状況にあることを踏まえ、政府は、5年間の新たな「行動計画」を策定し、総合的な治安対策に引き続き取り組むこととした。この新たな「行動計画」に基づく総合的な対策を推進するため、治安関係職員の増員や治安関係施設の整備・充実をはじめとした基盤整備等、治安関係予算の最重点化を図り、地域の絆の再生の核となるスクールガード・リーダーや防犯ボランティアへの支援、再犯防止対策として行う円滑な社会復帰のための就労支援・居住支援・若者支援・受刑者等に対する専門的処遇プログラムの適正な実施、高齢者犯罪への対策の強化、外国人との共生施策等を重点的に推進し、治安再生への流れを一層強化する。また、インターネット上の違法・有害情報対策の強化を図るとともに、ネットモラル教育の推進を図る。

## 6．農林水産業・農山漁村の新たな可能性を切り拓く挑戦

農業や農村が持つ潜在能力を最大限発揮させるべく、「21世紀新農政2008」を着実に推進する。すなわち、水田等の有効活用等により、食料自給率向上戦略作物の増産を図りつつ、米粉・飼料用米等の供給体制を整備すると同時に、国産農産物の利用拡大や国内農業の体質強化を推し進め、食料供給力を強化する。法人経営や新規就農の促進、地産地消の推進など農業経営を支援する。食の安全と消費者の信頼を確保する。また、都市との共生・対流や農商工連携の推進等により、農山漁村活性化対策を展開する。

農林水産分野における地球温暖化対策やバイオマスの利活用、生物多様性保全対策を推進する。

低炭素社会の実現に向け、森林吸収源対策を一層推進するとともに、国産材の利用拡大を図り、社会全体での森林資源の保全・活用による山村再生システムを構築する。

省エネの加速化や漁船漁業構造改革を着実に進め、漁業経営の体質の

強化を図る。さらに、新しい経営安定対策を着実に実施すること等により、担い手の育成を推進する。また、産地と消費地をつなぐ多様な流通経路の構築の推進等により産地の販売力の強化に取り組む。併せて、有害生物による漁業被害の軽減・防止対策を推進するとともに、養殖業・内水面漁業の振興対策を推進する。さらに、資源の生産力向上に資する事業を重点的に実施するとともに、資源回復計画を推進する。また、安全で活力ある漁村づくりを推進するとともに、水産業・漁村の有する多面的機能の発揮を図るため、離島漁業再生の取組や藻場・干潟等の保全活動を促進する。

## 7．行政改革の推進

わが国は、国際化、情報化、少子高齢化等により複雑高度化する社会経済情勢や引き続き深刻な状況である治安情勢に的確に対応し、国民生活の基本である安心・安全を確保することが求められている。それに加え、事前規制型行政から事後チェック型行政への移行に伴い、事後チェック体制の整備も求められており、これらの新たな行政需要に適切に対応しなければならない。

その一方で、効果的・効率的な事業の執行や経費の抑制によって国民負担の上昇を抑えることの重要性は益々高まり、しかも現下の経済・財政状況を鑑みれば、積極的な行政改革の推進は避けられない。

国の行政機関の定員を5.7%以上の純減計画（18,936人以上）を着実に進める。地方公務員にあっても、行政改革推進法に沿った純減計画（平成22年度までに4.6%の純減）を進める。

また、独立行政法人、公益法人等については、法人そのものの必要性の精査を厳密に行うほか、国からの支出について、役員等の報酬、契約等のあり方、事務事業の必要性等の観点から厳しく見直し、大幅な削減を目指す。このため、特別会計の支出についても不要不急な事務事業を削減する。

さらに、補助金等の交付により造成した基金については、徹底した再見直しを行い、400億円超（平成20年度から23年度までに1000億円）の国庫返納を求める。

## 8 .地域の活性化と安心できるくらしの実現に向けた財源措置と総合的施策の展開

地域の活力を呼び覚まし、それぞれの地域が誇りと活力を持つことが必要であり、地方分権改革を推進することが重要である。このため、国と地方の役割分担を徹底して見直し、地方への権限移譲や国の地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し、条例制定権の拡大等を図るとともに、地方税財政について、国と地方の税源配分、地方交付税、国庫補助負担金を地方債を含め一体的に見直し、地方の権限・責任の拡大にふさわしい地方税財源の充実強化を図る。

全国どのような地域であっても一定水準の行政サービスを提供できるようにするとともに、喫緊の課題である地域の元気回復に向けて自主的・主体的に活性化施策に取り組めるよう、必要な地方税、地方交付税等の地方税財源の充実確保に取り組む。

景気後退や「生活対策」に伴う地方税や地方交付税の原資となる国税5税の減収等について適切な補てん措置を講じるとともに、地方の新たな財政需要等への財源措置を講じる。

「道路特定財源の一般財源化等について」(平成20年12月8日政府・与党合意)を踏まえ、地方交付税を増額するとともに、地方の要望も踏まえて地方財政計画の歳入及び歳出を適切に積み上げる。

国と地方が折半して財源不足を補てんするルールを適用することによる臨時財政対策債発行可能額の急増に適切に対応する。

地方自治体(一般会計)に長期・低利の資金を融通できる、地方共同の金融機構の創設について検討する。

地域間の財政力格差に対応するため、地方再生対策の考え方に従った交付税配分の重点化を引き続き進め、地方交付税を財政の厳しい地域に重点的に配分する。さらに中心市と周辺市町村が協定により役割分担する「定住自立圏構想」の実現に向けた取組を進める。

消防については、地域における総合的な防災力の強化や危機管理体制の充実、身近な生活における安心・安全の確保、消防と医療の連携による救急救命体制の一層の充実など、総合的な消防防災行政を積極的に推進する。

地域経済の活力を取り戻すため、「地域活性化・生活対策臨時交付金」をはじめ、上記の地方公共団体に対する財政的な支援を行うとともに、「地方再生戦略」による地域の成長力強化、生活基盤の確保にも努める。

さらに、「地域にヒトが集まる」施策、地域公共交通の整備、観光振興なども推進する。

一方、地域経済の重要なプレイヤーである中小企業、農林水産業の振興また、農商工連携によるビジネスチャンスの拡大、特に、地元建設業の活性化のための「林建共働」などにも取り組み、地域産業の「複業化」による新たなビジネス展開や地域の人材力の育成・強化により、産業、雇用が創出される仕組み創りを行う。

## 9 . 沖縄振興の推進

厳しさを増す景気・雇用情勢など沖縄の特殊事情を考慮しつつ、残り3か年となる沖縄振興計画の着実な実施に向け、産業振興、雇用創出、人材育成など自立型経済の構築に向けた取組を進めるとともに、県土の均衡ある発展に向け、離島活性化、基地負担の軽減と跡地利用の促進を図る。また、自立型経済の構築と県民生活の安定を図り、沖縄の着実な発展を支えるため、社会資本整備等を進めるとともに、沖縄科学技術大学院大学（仮称）の開学に向けた取組を推進し、夢のある県づくりに向けて積極的に取り組む。

## 10 . 大規模地震や風水害等に対する防災対策の推進

災害から国民の生命、身体、財産を守ることは国政の最重要課題の一つであり、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の各段階において、防災対策に万全を期す。

本年の岩手・宮城内陸地震や豪雨災害など、近年の大規模な災害による被害については、今後とも、被災者の生活再建支援と被災地の復旧・復興に全力を尽くす。

甚大な被害の発生が想定される首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、中部圏・近畿圏内陸直下地震等については、地震防災対策を強力に推進する。また、大都市部において、大河川の洪水氾濫等が発生した場合の広域的な避難対策や緊急対応策等を取りまとめ、大規模水害対策を強力に推進する。

また、国民一人ひとりの防災意識の向上や地域防災力の向上など災害への「備え」を実践する国民運動を幅広く展開する。

さらに、世界各地で災害が頻発する中、各国、各国際機関等と連携しつつ、国際防災協力を積極的に推進する。

1 1 . 持続可能な社会の構築に向けた取組の本格化により、「環境立国・日本」を創造し、世界へ発信する。

今を生きる我々の責任として、自然共生社会、循環型社会と統合した低炭素社会づくりを進める。

京都議定書第一約束期間の温室効果ガス排出 6 %削減目標を達成するとともに、実効的な次期枠組みづくりを主導する。2050年に温室効果ガスの排出を 60 ~ 80 %削減するといった中長期的視点に立ち、環境・エネルギー技術を育て、環境と経済がともに向上・発展する低炭素社会・日本を構築し、世界の低炭素化をリードする。

このため、省エネ性能の高い住宅や機器、自動車等の普及、太陽光・バイオマス等再生可能エネルギーの導入、CO<sub>2</sub>排出の「見える化」、革新的技術開発、排出量取引の国内統合市場の試行的実施、森林の整備・保全等の森林吸収源対策、京都メカニズムの活用等の取組を加速する。これらとともに、環境負荷の小さいまちづくり、環境に配慮した事業活動や金融のグリーン化の推進、環境教育・国民運動の展開等、生活や社会の在り方の変革を促す取組を進める。

また、世界で先頭をゆく環境・省エネ国家として、技術移転等の協力、「クールアース・パートナーシップ」等による途上国支援及びアジアにおける低炭素・低公害型の経済活動普及のための国際的取組・支援、違法伐採対策等を進める。

平成22年に愛知県名古屋市で開催予定の生物多様性条約第10回締約国会議の成功に向けて、国際的なリーダーシップを発揮するとともに、生物多様性の保全と持続可能な利用を推進するほか、アジア各国との協働等国際的な取組を展開し、自然共生社会を目指す。

国際的な資源制約も踏まえつつ、希少金属の有効活用等、循環型社会の構築を図る。

さらに、化学物質対策の推進や浄化槽の普及の強化等を通じて良好な大気・水・土壌を守るなどにより、安心して暮らせる安全で豊かな環境づくりを目指す。

## 1 2 . 将来を展望した防衛力の整備と基地対策の推進等

現行の中期防衛力整備計画の最終年度として、新たな脅威や多様な事態への対応、国際平和協力活動への取組等を重視し、国民の安心、安全の確保、国際的な安全保障環境の一層の安定化に努めるとともに、安全

保障環境の変化を踏まえた防衛力の質的向上等の施策を行う。

また、防衛省改革に取り組むことに加え、防衛装備品の調達の見通しを透明性を図り、コスト削減のための各種の効率化・合理化を進めた一層の調達改革を実行しつつ、防衛力の整備を行う。

基地周辺対策を着実に実施するとともに、在日米軍の駐留を円滑かつ効果的にするための施策を推進する。

「在日米軍の兵力構成見直し等に関する政府の取り組みについて」（平成18年5月30日閣議決定）を踏まえ、再編関連措置を的確かつ迅速に実施するための施策を推進する。

日米安全保障協議委員会（「2+2」）共同文書による変更がないものについては、沖縄米軍基地の整理・統合・縮小を一層促進するよう、引き続きSACO最終報告に盛り込まれた措置を着実に実施する。

### 13．国際協力を通じた国益を確保する外交の推進

オールジャパンの総力を結集した機動的な外交を推進する観点から、G8北海道洞爺湖サミットとTICAD・IVの成果を着実に実施し、ODAを戦略的に拡充していく。また、経済上の国益を確保・増進し、海外邦人・日本社会の安全及び安心を確保する。さらに、知的交流を強化し、日本理解の増進に努める。

わが国の安全及び国際社会の平和と発展に向けた取組を行うとともに、日米同盟やアジア近隣諸国との関係の強化や領土問題等諸懸案の解決に努めていく。さらに、国際機関を活用し、わが国国益を実現する。軍縮・不拡散等において、国際協力を推進する。

外交力の基盤強化のため、外交力強化の核となる外交実施体制の充実に引き続き取り組む。また、在外公館の体制強化、戦略的な情報発信の強化、情報の収集・分析機能の強化を推進する。

### 14．ICT分野の国際競争力強化と新たな郵政行政の展開等

「国際的な存在感の低下」や「地域間格差の拡大」が喫緊の課題となる中、これらに対応するために、「グローバル成長力」と「地域成長力」の双方が必要である。

ICT（情報通信技術）がわが国の経済成長や国際競争力の向上に大きな役割を果たすものであることに鑑み、ICTの基盤整備の加速化や産業の国際競争力の強化、利活用の促進及び利活用による地域活性化、

ICTの利用面での安心・安全対策などを総合的に推進するための施策展開を図る。

特に、地上デジタル放送については、完全実施に向け、すべての国民が確実に対応できるよう、生活保護世帯及びNHK受信料全額免除世帯を対象とした受信機購入等支援その他の必要な対策を講じる。

郵政行政については、経済社会の基盤としての安心・安全の確立のため、国民生活を支える郵政行政の円滑な推進を図る。

## 15 . 安心・安全で豊かな社会と国土の整備

社会資本整備や総合的な交通政策を着実に推進し、安全で豊かな国づくり、活力ある経済社会の形成を推進する。

地域の活性化や都市再生、歴史・文化を活かしたまちづくりや公共交通機関・公共空間の総合的バリアフリー化等ユニバーサルデザインのまちづくり、地域の建設業への支援を推進する。また、運輸安全マネジメント制度の充実・強化等による公共交通の安全の確保、地域公共交通の活性化・再生、企業立地と連動した道路・港湾等を整備するとともに、「住生活基本計画」に基づく高齢者・子育て世帯等の居住の安定確保、老朽マンションの再生、建築士法等の円滑施行のための体制整備、不動産市場の活性化等の課題に重点を置きつつ、広域ブロックの自立的発展に向けた総合的支援制度等の必要な事業・施策を推進する。さらに、国際物流施策等国際競争力の強化や観光立国の推進、海洋立国の推進とともに地球温暖化問題への対応、地球温暖化に伴う集中豪雨の増加や大規模地震等を踏まえた防災・減災対策の推進、次世代静止気象衛星を整備する。

また、わが国海域の治安対策や水際の安全・安心を確保するため、老朽巡視船艇・航空機の代替整備、「空き巡視艇ゼロ」を目指した複数クルー制拡充等による海上保安体制の充実・強化を中期的目標のもと早急に推進する。

事業の実施に当たっては、重点化を図るとともに、コスト縮減・入札改革の推進、事業評価の厳格な実施、PFI手法の活用等に取り組み、効率的な施策展開を図る。

「道路特定財源の一般財源化等について」(平成20年12月8日政府・与党合意)を踏まえ、道路特定財源の一般財源化等を進める。

## 16 . 司法制度改革の基盤整備へ向けた法務・司法の充実

急速な国際化の進む中で、自己責任原則と透明で公正なルールに貫かれた社会を実現するために、司法の果たすべき役割は格段に大きくなっており、司法制度改革の一層の推進が不可欠である。国民に身近で頼りがいのある司法を実現するため、裁判員制度の円滑な実施、総合法律支援体制の充実・強化のための日本司法支援センターの適正な運用などによって国民の権利保全の一層の充実を図る。

また、国民生活の安定と発展を図るため、登記事務処理の適正迅速化を推進するほか、総合的な地域活性化政策の一環としての出入国審査等の円滑化、子どもの人権問題対策の充実等を図る。特に地図整備事業については、全国の都市部における登記所備付地図の整備を促進する。

## 第2章 重要政策

### 1. 省庁横断的分野における統合政策の推進

#### (1) 大規模地震や風水害等に対する防災対策の推進

災害から国民の生命、身体、財産を守ることは国政の最重要課題の一つであり、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の各段階において、防災対策に万全を期す。

本年の岩手・宮城内陸地震や豪雨災害など、近年の大規模な災害による被害については、今後とも、被災者の生活再建支援と被災地の復旧・復興に全力を尽くす。

甚大な被害の発生が想定される首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、中部圏・近畿圏内陸直下地震等については、地震防災対策を強力に推進する。また、大都市部において、大河川の洪水氾濫等が発生した場合の広域的な避難対策や緊急対応策等を取りまとめ、大規模水害対策を強力に推進する。

また、国民一人ひとりの防災意識の向上や地域防災力の向上など災害への「備え」を実践する国民運動を幅広く展開する。

さらに、世界各地で災害が頻発する中、各国、各国際機関等と連携しつつ、国際防災協力を積極的に推進する。

#### (2) ITの恩恵を実感できる社会の実現

医療・社会保障、行政サービス等の、国民に身近な分野でのITの利用・活用を一層推進するとともに、ITを活用した生産性の向上を図り、活力ある経済社会を構築する。また、その基盤となる、インフラの整備、高度IT人材の育成、安全安心で環境に優しいITの実現、情報セキュリティ対策の強化等に取り組む。

このような取組により、世界最先端のIT国家化を推進し、国民一人ひとりがITの恩恵を実感できる社会を実現できるよう、国民の立場に立ったIT政策を積極的に進める。

#### (3) 男女共同参画社会の実現

「男女共同参画基本計画（第2次）」の推進

女性も男性も、すべての個人が喜びや責任を分かち合い、個性や

能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指し、男女共同参画基本計画（第2次）に基づき、施策を総合的かつ計画的に実施する。

#### 女性の参画の拡大に向けた取組

「女性の参画加速プログラム」（平成20年4月男女共同参画推進本部決定）を踏まえた積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の基礎データ及び取組事例の把握、政策・方針決定過程への女性の参画に資する情報提供等により、女性の参画の拡大に向けた取組を推進する。

#### 地域における男女共同参画の推進（新規）

地域における様々な課題解決のための実践的な活動に関する先進事例の調査研究や人材育成プログラム等の開発、アドバイザー派遣などにより、地域における男女共同参画の推進を総合的に支援する。

#### 女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた取組の推進

女性に対する暴力の予防啓発活動の促進や女性に対する暴力に関する個別課題調査及び被害者の自立支援モデル事業の実施などにより、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた取組を推進する。

#### 国際交流・国際協調の推進

国連の会議をはじめとする各種国際会議への積極的な参画や男女共同参画先進国の取組を紹介する国際セミナーの開催により、国際的な規範や基準の国内への取り入れ・浸透を図るとともに、我が国における男女共同参画施策の発信を行うなど、男女共同参画に関する国際交流・国際協調を促進する。

### （4）少子化対策・仕事と生活の調和の推進

少子化対策については、将来の我が国の担い手の育成を図る「未来への投資」として、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略等に沿って総合的に推進する。

我が国の社会を多様性に富み持続可能で豊かなものとするために、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及びその「行動指針」に基づき、経済団体や労働団体と連携し、国民的広がりを持つ運動として推進する。

#### ( 5 ) 犯罪被害者等のための施策の推進

「犯罪被害者等基本計画」に基づき、関係機関・団体の連携強化、地方公共団体の取組への支援、地域における被害者等支援の普及促進など、犯罪被害者等の権利利益の保護が図られる社会を実現するための施策を総合的かつ計画的に推進する。

#### ( 6 ) 自殺対策の推進

「自殺総合対策大綱」及び「自殺対策加速化プラン」に基づき、一人でも多く自殺を考えている人を救うため、生きやすい社会づくりを目指して、官民連携した取組により、自殺対策を総合的に推進する。

#### ( 7 ) 食育の推進

「食育基本法」及び「食育推進基本計画」に基づき、子どもたちの豊かな人間性をはぐくむとともに、食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる「食育」を、国民的広がりを持つ運動として推進する。

#### ( 8 ) 障害者施策の推進

「障害者基本計画」及び「重点施策実施5か年計画」に基づき、障害者施策を総合的・計画的に推進するとともに、障害者の自立と社会参加の促進に取り組む。

#### ( 9 ) 交通安全対策の推進

交通事故による死傷者数は年間100万人を超え、依然として厳しい状況にあるため、「第8次交通安全基本計画」に基づく交通事故防止対策を推進するとともに、飲酒運転の根絶に向けた常習飲酒運転者対策を推進する。

#### ( 10 ) 青少年育成の推進

次代を担う青少年を健全に育成するため、青少年育成施策大綱等に基づき、諸施策を着実に推進する。特に、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」に基づき、携帯電話・パソコンのフィルタリングの促進、子ども・保護者等への広報啓発活動等を推進する。

## ( 1 1 ) 高齢社会対策の推進 ( 新規 )

「高齢社会対策大綱」に基づき、長生きを喜び、楽しむことのできる社会の実現に向けて、高齢者の安心を確保し、その知恵と経験を活かす仕組みづくりのため、高齢社会対策を総合的かつ計画的に推進する。

## ( 1 2 ) 「科学技術創造立国」の実現

人口減少下にあり、かつ資源に乏しい我が国にとって、100年に一度と言われる厳しい経済状況においても、科学技術の発展は経済成長の原動力であり、国際競争力強化の基礎である。平成21年度は、5年計画の4年目となる第3期科学技術基本計画のフォローアップを進めつつ、第4期科学技術基本計画の策定に向けた検討を始め、科学技術による我が国の成長力強化を図るため、第3期基本計画の「政府研究開発投資の総額の規模、約25兆円」を目指し、科学技術関係予算の一層の拡充を図っていく。

### 科学技術の戦略的重点化

#### (ア) 基礎研究の推進

多様な知と革新をもたらす基礎研究については、多様性を確保しつつ、一定の資源を確保して着実に推進する。

#### (イ) 政策課題対応型研究開発における重点化

政策課題対応型開発8分野（ライフサイエンス、情報通信、環境、ナノテクノロジー・材料、エネルギー、ものづくり技術、社会基盤、ロンティア）において選定された62の戦略重点科学技術（国家基幹技術を含む）については、予算を重点配分し、選択と集中を図る。

### 戦略的重点化の具体的課題

#### (ア) 革新的技術戦略の推進

産業の国際競争力強化、健康な社会構築及び日本と世界の安全保障を目指し選定された革新的技術を機動的かつ弾力的に加速できるよう「革新的技術推進費」を創設するとともに、国内外の技術動向等を広く収集するための研究者・技術者のネットワーク（目利き集団）を整備する。

#### (イ) 環境エネルギー技術革新計画の推進

低炭素社会を目指し、長期目標を実現するために重要な革新的技術開発の推進及び既存先進技術の普及促進を行うため、

「低炭素社会づくり行動計画」（平成20年7月29日閣議決定）に基づき、「環境エネルギー技術革新計画」に示された技術ロードマップ等の実施に向け、今後5年間で300億ドル程度を投入し、我が国が誇る環境エネルギー技術によって世界をリードする。

#### （ウ）科学技術外交の推進

環境・エネルギー技術をはじめとする我が国が有する世界に優れた科学技術を積極的に国際展開することは、人類が今まさに直面する温暖化問題等の地球規模課題を我が国が主導して解決するとともに、我が国の持続的経済発展に大きく寄与するものである。このため、科学技術と外交とを連携させ、国際的な存在感を高めるなど、科学技術力を外交に最大限に活用する取組を推進する。

#### （エ）科学技術による地域の活性化

地域においてイノベーションを創出し、地域経済、社会の活性化を図るためには、地域の大学、研究機関、地方公共団体、企業等の連携を図りながら、地域固有の資源を活かしつつ、大学等の研究成果を実用化・事業化につなげていく取組が重要である。そのため、「科学技術による地域活性化戦略」（平成20年5月19日総合科学技術会議決定）に基づき、各府省の連携により、人材育成及び人材循環の強化、大学等の産学官連携機能の強化、国の制度改革等の取組を強力に推進する。

#### （オ）社会還元加速プロジェクトの推進

長期戦略指針「イノベーション25」に掲げられた社会の実現を目指し、近い将来に実証研究段階に達するいくつかの技術を融合し、実証研究と制度改革の一体的推進を通して、成果の社会還元を加速する社会還元加速プロジェクト（平成20年度から5年間のプロジェクト）について、2年目に当たる平成21年度も、技術開発のみならず障害となっているシステム改革も含め推進する。

#### （カ）健康研究の推進

我が国におけるライフサイエンスに関する優れた基礎研究の成果を活用し、新しい治療法や医薬品・医療機器を開発して、国民生活の向上及び国際競争力の強化につなげていくための

健康研究について、関係府省の連携により、我が国として一つの戦略に基づき、統一かつ重点的な取組を推進する。  
また、革新的技術の開発を阻害している要因を克服し、iPS細胞研究をはじめとした最先端の再生医療等の実用化を促進する先端医療開発特区いわゆるスーパー特区を着実に推進する。

### (13) 原子力研究開発利用の推進

原子力政策大綱やエネルギー基本計画を踏まえて、原子力の研究開発及び平和利用を推進する。

また、原子力の安全確保・防災対策の充実強化、積極的な情報公開、広聴・広報の充実等を通じた、国民との相互理解の一層の促進を図るとともに、原子力利用の拡大にあたり国際機関及び関係国と密に協調・連携していく。

### (14) 公共サービス改革の更なる推進

国民のため、公共サービスの質の維持向上と経費の削減を図るよう、公共サービス改革法に基づく官民競争入札等を更に推進していく。

そのために、中立かつ公正な第三者機関である「官民競争入札等監理委員会」において、積極的かつ能動的な審議を行う。

### (15) 世界最先端を目指した知的財産戦略の推進

マンガ、アニメ、ゲーム等のコンテンツや食、ファッション等の我が国の魅力を世界に発信することにより、観光、農林水産業、製造業、コンテンツ等の幅広い産業の底上げにつなげる「日本ブランド戦略」を策定するとともに、デジタル・ネットワーク時代に対応した知的財産制度の整備に取り組むなど、世界最先端の「知財立国」を目指す。

### (16) 低炭素社会づくり（新規）

今年から約束期間が開始した京都議定書の削減約束を達成するため、また、速やかに低炭素社会を実現するため、「京都議定書目標達成計画」、「低炭素社会づくり行動計画」等に基づき、地球温暖化対策を強力に推進する。また、京都議定書後の枠組みについて、来年末の合意に向けて、我が国がリーダーシップを発揮できるよう取り組む。

### ( 17 ) 情報セキュリティ政策の推進

ITの利活用が進む中、その安心・安全を確保することによって社会全体の発展を促すため、年度内に策定される第二次情報セキュリティ基本計画を踏まえ、官民の連携した統一的・横断的な情報セキュリティ対策を推進する。

### ( 18 ) 消費者庁の創設と消費者行政の抜本的強化（新規）

最近の食品表示偽装、こんにゃく入りゼリーによる窒息事故、加工食品へのメラミン混入問題、後を絶たない悪徳商法等、国民の暮らしを脅かす事案が続発しており、消費者行政の充実・強化は緊急に取り組むべき最重要課題である。

そのため、すべからく消費者の立場に立ち、その利益を守る消費者庁を一刻も早く立ち上げ、国民が泣き寝入りしなくて済む社会を実現する。また、消費者庁の創設は、これまでの産業振興を主目的とした行政からの転換を図るものである。

この消費者庁の創設により、消費者がアクセスしやすい一元的な消費者相談窓口が全国にできること、情報を一元的に集約・分析し、消費者が必要とする情報を国民に発信すること、消費者庁自らが、消費者に身近な問題を取り扱う法律を所管するとともに、必要な場合は各省庁に対して司令塔として措置要求を行うことや、いわゆる「すき間事案」に対して必要な対応を行うなど、消費者庁が強い権限を持って消費者利益を守っていく。

### ( 19 ) 国家戦略としての宇宙開発利用の推進（新規）

宇宙開発利用の推進は、国民生活の向上、安心・安全の確保、国際貢献などに深く係わる重要な国家戦略である。平成20年5月に成立した「宇宙基本法」に基づき、平成21年度においては「宇宙基本法元年」として、安全保障、外交、産業振興等に係る施策を含めた「宇宙基本計画」を作成するとともに、宇宙開発利用に関する施策を戦略的かつ強力に推進するため、施策の充実・必要な予算の確保を図る。

### ( 20 ) 国民保護施策の推進（新規）

武力攻撃事態、緊急対処事態において国民の生命、身体及び財産を保護するため、国民保護の態勢強化に向けた避難・救援・災害対処等の

訓練の全国展開、警報の発令・通知等のためのシステムの整備・機能の追加等を実施する。

### ( 2 1 ) 公文書の保存に向けた体制整備 ( 新規 )

国民共有の財産であり、民主主義の根幹を支えるインフラである「公文書」の適正な管理に向けて、内閣府における必要な体制整備を進めるとともに、公文書管理の中核的な機関となる国立公文書館についても、その体制整備・機能強化を推進する。

## 2 . 経済成長戦略の実現

### ( 1 ) 現下の経済状況を乗り切るための中小・小規模企業対策

中小・小規模企業の資金繰りを支援するため、緊急保証制度、セーフティネット貸付等「生活対策」における30兆円規模の対策を着実に実施するとともに、民間金融機関による中小企業金融の円滑化を図る。また、下請事業者への不当なしわ寄せが生ずることのないよう、「下請代金支払遅延等防止法」の運用を強化するとともに、「下請かけこみ寺」機能を拡充し、下請取引の適正化を図る。さらに、雇用の確保等にも万全を期す。

### ( 2 ) 地域経済が活力を取り戻すための総合的な政策の実現

わが国社会・経済を支える地方(地域)の活性化が急務である。金融危機などの外的要因、それによるわが経済全体の疲弊によって地域経済も大きな煽りを受けている。

地域が本来持っている力を発揮すべく、まずは、「地域活性化・生活対策臨時交付金」等により、地方公共団体に対する財政的な支援を行う。また、「地方再生戦略」による地域の成長力強化、生活基盤の確保にも努める。さらに、「地域にヒトが集まる」施策、地域公共交通の整備、観光振興なども充実していく。

一方、地域経済の重要なプレイヤーである中小企業、農林水産業の振興また、農商工連携によるビジネスチャンスの拡大、特に、地元建設業の活性に向けた林建共働などにも取り組んでいき、建設業を含めた「複業化」による新たなビジネス展開や地域の人材力の育成・強化により、産業、雇用が創出される仕組みを創っていく。

( 3 ) 中長期的な成長のための我が国が持つ強みの  
最大限の活用～「新経済成長戦略2008」の着実な実施～

資源生産性の抜本的向上を実現する新たな経済産業構造の構築

(ア) 新エネの導入等を加速するための支援の強化等

家庭・企業・公共施設等への太陽光発電の導入や大規模太陽光発電の全国展開をはじめとして、太陽光や燃料電池等の新エネルギー等の導入拡大や次世代自動車等の普及の加速的推進のための支援策等を抜本的に強化する。

(イ) 安全で平和的な原子力利用の拡大

徹底した安全の確保を前提に、次世代軽水炉等の技術開発を行うとともに、核燃料サイクルの推進など更なる原子力の利用を促進する。同時に、立地地域や原発導入国への支援等、国内外で必要な環境整備を行う。

(ウ) 2050年排出量半減のための革新的技術開発の促進

(革新的太陽光発電、先進型蓄電池、二酸化炭素回収・貯留(CCS)等)

2050年までに世界の温室効果ガス排出量半減という長期目標達成には、革新的技術開発が不可欠であるため、国際的な連携の下、「環境エネルギー技術革新計画」や「Cool Earth-エネルギー革新技術計画」の実現に取り組む。

(エ) 非在来型燃料(メタンハイドレート等)の実用化への技術開発等の加速

非在来型化石燃料の開発・実用化への期待が高まっていることを踏まえ、メタンハイドレート等の開発促進に向けた技術開発等を加速し、中長期的な化石燃料の需給ひっ迫懸念の緩和を図る。

(オ) 資源価格の安定化に向けた戦略の展開

資源価格の安定化のため、資源国に対し増産や資源開発の投資促進を働きかけるとともに、商品先物市場の透明性向上による公正な価格形成を促す。また、民間の資源開発の支援を行いつつ、資源国に対し産業・技術協力、ODAや貿易保険を活用し、資源の安定供給を図る。さらに、レアメタル等のリサイクルや代替材料の開発、低品位鉱石利用の技術開発を推進し、資源の有効利用を図る。

資源生産性向上・低炭素社会実現のための新事業展開や産業再編の推進

(ア) 温室効果ガス排出削減等が企業の競争力につながる仕組み作り  
(企業や各製品CO<sub>2</sub>排出量等の「見える化」等)

「国内クレジット制度」を活用した排出量取引の国内統合市場の試行的実施、サプライチェーン全体の資源ロスの可視化・3Rの視点に立ったカイゼン、カーボンフットプリント制度によるCO<sub>2</sub>排出量の「見える化」、製品の省エネ性能向上によるCO<sub>2</sub>削減量の可視化等を行う。

(イ) 革新的な省エネの実現(「グリーンIT」の加速化等)

低炭素化を実現する上で不可欠な省エネを深掘りするため、改正省エネ法の着実な実施に加え、先進的省エネ設備・機器等の技術開発・導入支援、セクター別ベンチマーク導入、省エネ意識を更に喚起するための情報提供、ネットワークIT等の革新的技術開発による「グリーンIT」の加速化等を推進する。

イノベーションの促進とグローバル戦略の再構築

(ア) イノベーションに必要な資金の供給と技術・人材の連携を促す仕組み(「イノベーション創造機構」(仮称)の創設)

直面する構造問題を逆手にとって、新たに生じるグローバル市場を狙うべく、技術・ノウハウ・人材を結集させ革新的な経済産業構造への転換に資する事業に対して、リスクマネーの供給等を行う時限組織を創設する。

(イ) 企業や業種等の壁を越えた共同研究開発等によるオープン・イノベーションを促進するための環境整備

研究開発から事業化までの知財戦略の策定を支援する知財プロデューサーの派遣、特許情報と学術論文等の技術情報を継ぎ目無く検索できる環境の整備等、オープン・イノベーションの進展に対応した知財インフラ整備を行う。

(ウ) 実用化につながる研究開発を促進するための仕組みの整備

研究成果の社会における活用と促進のための制度整備と研究開発支援を実施する革新的技術特区(スーパー特区)を展開するとともに、懸賞金型の補助金制度や中小企業の製品に公的研究機関がお墨付きを与える事業の創設等を行う。

(エ) 低炭素・省エネ・省資源型の地域社会システムの推進

3R(リサイクル・リデュース・リユース)、ロボット等の我が国が培ってきた世界最先端の環境力、技術力等を活用し、低炭素・安心社会の実現に向けた「先駆的な社会システム」のモデルを地域ぐるみで実証する取組を支援する。

(オ) ITとサービスの組合せによる高付加価値サービスの創出

画像によるデータ検索等の次世代IT技術とサービス手法の組み合わせによって、個人の生活やビジネスのニーズに的確に応えるとともに、高付加価値な新規サービスの創出につなげる。

世界市場獲得と持続的発展のためのグローバル戦略の再構築

「東アジア・アセアン経済研究センター(ERIA)」を活用しつつ、東アジア産業大動脈構想、アジアの知識経済化等「アジア経済・環境共同体構想」の実現等を図る。また、地域と外国企業のマッチング等を通じ対日直接投資を促進するとともに、環境技術・コンテンツ等の我が国の強みを活かしたソフトパワー発信によるブランド力向上と海外市場獲得を図る。

中小企業の活性化と地域の活力向上

(ア) 資源高等を克服する経営体質の強化

地域・中小企業自らの地力を強化するため、ESCO事業、省エネ診断、国内クレジット制度の活用により中小企業の省エネ・排出削減を促進する。また、地域中小企業とIT産業が連携する地域イノベーションパートナーシップやIT利活用による生産性向上の取組を支援するほか、企業立地促進法に基づき企業誘致・人材育成等を支援し、国内外企業の地域への立地促進を図る。

(イ) 地域・中小企業の成長フロンティアへの挑戦

地域・中小企業の新たな事業活動を支援するため、地域力連携拠点等の支援体制の整備、各支援機関と連携した中小企業の海外展開支援、事業承継の円滑化に向けた取組の強化や中小企業再生支援協議会の機能強化を行う。また、地域コミュニティを担う商店街への支援強化や地域・ものづくり中小企業の技術開発への支援、産学官連携支援等を行う。

#### (ウ) 農商工等連携の促進

地域経済の中核である農林水産業者と中小商工業者との有機的な連携による新たな事業展開の促進を目的として、「農商工等連携」による新商品・新サービスの開発、地域産品の国内外への販路開拓を図るため、専門家によるアドバイスやビジネスマッチング、地域人材の育成等への支援を強化する。

#### (4) 着実に取り組むべき重要課題

##### 成長を支える人材作り

イノベーションの源泉となる人財力の強化を図るため、キャリア教育や理系人材の育成等の推進をはじめ、産学の対話等に基づく人材育成、「アジア人財資金構想」の推進等による高度外国人材の受入れ促進、外国人研修・技能実習制度の適正化の推進と高度化に向けた検討、地域の産業ニーズを踏まえたフリーター・非正規を含む幅広い人材の育成に向けた取組の強化を行う。

##### 生産性向上・競争力強化

#### (ア) 戦略的IT投資、サービス産業の生産性向上、世界の潜在需要を喚起する新産業群の創出等

主要産業におけるIT業者との高信頼なソフトウェア共同開発、電子データ交換の高度化による企業間連携を促進し、IT利活用等による競争力強化を図るとともに、サービス産業の生産性向上と国際展開に向けた支援を行う。また、次世代環境航空機、先進的宇宙システム、ロボット、次世代自動車、医薬品、地理空間情報(G空間)等の新産業群の実現に向けた環境整備と研究開発を推進する。

#### (イ) 世界最先端の知財制度の整備、海外における模倣品・海賊版対策等

出願人の多様なニーズに応じた迅速かつ的確な特許審査、国際的な制度調和や審査ワークシェアリングを推進するとともに、「模倣品・海賊版拡散防止条(ACTA)」の早期妥結、中国等における対策強化に取り組み、世界的な模倣品・海賊版問題に対処する。また、サービス、電子商取引関連統計の充実を図る。

## 安全・安心な経済社会の構築

商取引・製品安全に係る消費者の安全・安心の確保を図るとともに、商品先物市場の信頼性や透明性等の向上のための制度整備等の取組を行う。また、化学物質について、管理対象の拡大等により管理体制を強化するとともに、救急医療支援システムの構築、高齢者や慢性疾患患者を地域で見守る情報システムの構築、生活支援ロボットの実用化、安全・安心なインターネット環境の整備を行う。さらに、国際的な平和及び安全確保のため外為法の技術取引規制の見直しを行う。

## 3 . 経済構造改革に対応した競争環境整備

### ( 1 ) 厳正かつ実効性のある独占禁止法の運用

現下の経済実態や行政課題を踏まえ、平成 17 年の独占禁止法改正法により導入された課徴金減免制度や犯則調査権限を適切かつ積極的に活用し、特に国民生活に影響の大きい価格カルテルや官製談合を含む入札談合事案、国際カルテル事案等に厳正に対処するとともに、そのための体制を強化する。

新規参入を阻害する I T ・公益事業分野の競争制限行為及び知的財産権の濫用行為に迅速かつ厳正に対処する。

大型の企業結合（合併、株式取得等）事案等に対し、迅速かつ透明な審査を行うとともに、市場に及ぼす影響の把握に当たり経済分析等の更なる活用を図る。

国際的な事案について、海外競争当局との緊密な協力を含め適切に対応する。

### ( 2 ) 中小企業に不当な不利益を与える行為の取締り強化

中小企業のダイナミズムを発揮させ成長力を強化するという観点から、「経済財政改革の基本方針 2008」(平成 20 年 6 月 27 日閣議決定)において、独占禁止法及び下請法の取締りを強化することとされていることなどを踏まえて、中小企業に不当な不利益を与える優越的地位の濫用（例：大規模小売業者と納入業者間の取引、荷主と物流事業者間の取引における濫用行為）や不当廉売、差別対価等の行為、製造

分野・サービス分野における下請法違反行為に対して迅速・厳正に対処するとともに、そのための体制を強化する。

関係省庁との協力スキームに基づき、不公正取引に的確に対応する。

「成長力底上げ戦略」を踏まえて、講習会の開催等下請法違反行為の未然防止に向けた積極的な普及・啓発活動を行うことにより、下請取引の公正化を推進する。

### ( 3 ) 競争環境の積極的な創造

入札談合の未然防止を図るため、公の発注機関における入札制度や入札談合防止等の取組の実情を十分把握するとともに、発注機関と連携協力し、入札談合情報の提供、入札談合防止に関する周知啓発等の活動を行う。

企業の法令遵守（コンプライアンス）向上のため、現状の問題点を把握し、企業の体制整備のための施策を推進する。

OECDや国際競争ネットワーク（ICN）等の国際的協力の枠組みに積極的に貢献するとともに、アジア諸国等への技術支援・協力を実施する。

公正取引委員会の活動について、海外への情報発信を積極的に行う。

### ( 4 ) 競争政策の運営基盤の強化

情報システム化により業務の効率化を図る。

競争政策における経済分析の積極的な活用を図るため競争政策研究センター等の活動を通じた経済分析能力の向上及び外部専門家の積極的活用を図る。

複雑化する独占禁止法違反事件等に対する厳正な対処、経済分析能力の向上等を図るため、法曹資格者、エコノミスト等の多様な人材の積極的受入れに努める。

## 4 . 「未来を切り拓く教育の振興」、「文化芸術・スポーツの振興」と「成長力の強化-研究開発力強化法、革新的技術創造戦略等に基づく科学技術の振興-」の実現

### ( 1 ) 初等中等教育の充実

## 新学習指導要領の円滑な実施

授業時数や指導内容が増加する新学習指導要領の円滑な実施を図るため、（ア）指導体制及び教材の整備、（イ）道徳教育の充実、（ウ）算数・数学、理科教育の充実、（エ）外国語教育の充実、（オ）全国的な学力調査の実施、（カ）中学校武道の必修化に向けた条件整備などを行う。

## 豊かな心と健やかな体の育成

豊かな人間性や社会性を子どもたちに育み、持続可能な社会の担い手づくりを進めるため、（ア）体験活動・読書活動等の推進、（イ）いじめ、暴力行為、不登校、少年非行、自殺等に対する取組の推進、（ウ）情報モラル教育の推進、（エ）環境教育の推進、（オ）幼児教育の推進、（カ）キャリア教育・職業教育の推進に総合的に取り組む。また、子どもたちの現代的な健康課題に対応するとともに、地域ぐるみで子どもの安全を見守る環境を整備し、栄養教諭を中核とした食育を推進するなど、学校すこやかプランの充実、子ども安心プロジェクトの充実、食育推進プランの充実に総合的に取り組む。

## 教員が子ども一人一人に向き合う環境づくり

子どもたちの学力の向上と規範意識の育成を図る観点から、教員が子ども一人一人に向き合う環境をつくるため、（ア）教職員定数の改善、（イ）外部人材の活用（サポート先生の配置）、（ウ）地域全体で学校を支援する体制整備などを行うほか、（エ）メリハリある教員給与体系の推進、（オ）教員免許更新制の円滑な実施、（カ）特別支援教育の推進、（キ）外国人児童生徒教育の充実、（ク）コミュニティ・スクール（学校運営協議会）の推進、（ケ）学校評価の充実・改善の推進を図る。

## 学校耐震化等の安全・安心な施設環境の構築

学校耐震化等の安全・安心な施設環境の構築により、児童生徒の安全を確保し、安心して学べる環境を整備する。

## （２）社会全体での教育向上への取組み

### 家庭の教育力の向上

身近な地域において多様な親に対する情報や学習機会の提供、相談体制の整備をはじめとするきめ細かな家庭教育支援基盤の形成を促進するなど、家庭の教育力の向上に向けた総合的な施策を推進する。

## 社会全体の教育力の向上

地域全体で学校を支援する体制を整備し、学校を核とした地域教育力の向上を図るとともに、放課後や週末等の子どもたちの体験・交流活動等の場づくりを推進する取組を、総合的な放課後対策として実施する。

## いつでもどこでも学べる環境の整備

だれもがいつでもどこでも学べる環境をつくるため、（ア）社会教育施設等の活用を通じた社会教育の推進、（イ）専修学校の持つ職業教育機能を活用した高度職業専門人の育成、（ウ）学校等の地上デジタル放送の教育利用に向けた環境を整備する。

## 青少年の健全育成の推進

青少年が自立への意欲を高め、心と体の相伴った成長を促進するために、すべての青少年の生活に体験活動を根づかせ、自然体験や社会体験など多様な体験活動の機会を充実する取組を推進する。

また、青少年を取り巻くメディア上の有害情報をめぐる深刻な問題に対して、啓発活動の充実など、適切な対応策を図る。

さらに、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づく政府の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を踏まえ、子どもが自主的に読書活動を行うことができるよう、施策の総合的かつ計画的な推進を図る。

## （３）大学教育の充実と教育の質保証

### 大学教育の充実と大学の機能別分化

大学の機能別分化や質保証など大学教育改革を推進し、社会からの信頼に応え、国際的通用性を備えた学士課程教育等の構築を目指す。そのため、各大学における教育の質保証のための取組や大学間連携の取組など、国公私立大学を通じ大学教育改善の自主的な優れた教育取組を支援する。また、大学院教育を抜本的に強化し、我が国の国際競争力を向上させるため、大学院が設定した目標の達成に向けた優れた組織的・体系的な教育の取組を支援するとともに、国際的に卓越した教育研究拠点の形成を支援する。

さらに、国立大学法人等における教育研究活動を継続的・安定的に支えるとともに、社会のニーズに対応した様々な取組を支援するために必要な基盤的経費を確保し、教育研究の充実と活性化を図る。高等

専門学校においても、引き続き自主的な改革及び経営努力を図る一方、教育活動を支える基礎的な経費を措置することにより、社会のニーズに応えうる様々な取組を支援し、その充実と活性化を図る。加えて、「第2次国立大学等施設緊急整備5か年計画」を着実に推進することにより、独創的・先端的な学術研究や創造性豊かな人材育成のための活動拠点である国立大学等施設の重点的・計画的整備を図る。

「留学生30万人計画」と大学の国際化

「留学生30万人計画」の実現に向け、海外における留学希望者へのワンストップサービスを構築するとともに、留学生の受入れの拠点となる質の高い教育を提供する大学を選定し重点的に支援するなど、留学の入り口から卒業後の出口に至るまで体系的な施策を推進する。また、同時に日本人学生の海外留学についても推進していく。

医学教育を通じた医師不足対策

近年の医師不足及び極めて厳しい医師の勤務状況等の問題に対応するため、平成21年度において医学部入学定員を8、486人まで増員し、地域医療やがん医療等、社会的要請に的確に対応できる質の高い医療人の養成を図る国公立大学の取組を支援するとともに、地域医療の「最後の砦」としての役割を担っている大学附属病院における産科・小児科等医師不足分野の教育環境の整備を支援するための取組を推進する。

#### (4) 多様な人材を育む私学の支援

わが国の学校教育において私立学校が果たす役割の重要性にかんがみ、教育の質向上、地域貢献など教育研究活動への積極的な取組に対する支援、経営改善努力に対する支援を行うなど、私学振興の推進に努める。

#### (5) 学生が安心して学べる環境の実現

教育の機会均等の観点から、意欲と能力のある学生等が家庭の経済状況によって修学の機会が奪われないよう、健全性を確保した独立行政法人日本学生支援機構の奨学金事業の充実を図る。

#### (6) 国際教育交流・協力の推進

## 外国人の生活環境適応加速プログラム

在留する外国人が生活者として我が国の生活環境に円滑に適応するため、日本語教育の推進や就学促進等を図る。

## 国際的な教育連携事業の推進

諸外国や国際機関等と連携し、共通する教育課題等に的確に対処するため、教員交流や専門家派遣等を通じた国際的な教育連携事業を推進する。

## ( 7 ) 活力ある社会を支えるスポーツの振興

2016年オリンピックの日本招致を視野に入れた、トップレベル競技者の育成・強化を図るため、JOC等が実施する選手強化事業への支援、ナショナルトレーニングセンターの整備推進、競技力向上ナショナルプロジェクトなどを実施するとともに、ドーピング防止活動を推進する。また、子どもの体力等の全国的な調査の結果を踏まえ、子どもの体力向上に向けた総合的な対策を推進するとともに、生涯スポーツ社会の実現に向け、総合型地域スポーツクラブを育成・支援するなど、地域における身近なスポーツ環境の整備を推進する。さらに、中学校武道の必修化に向けた武道場の整備等、必要な条件を整備する。

## ( 8 ) 「文化芸術立国」の実現と文化発信

### 文化芸術創造プランの推進

最高水準の舞台芸術、世界に誇れる日本映画・映像の振興や世界に羽ばたく新進芸術家、感性豊かな文化の担い手の育成を総合的に行う「文化芸術創造プラン」により文化芸術創造活動に対する支援を推進する。

### 文化財の次世代への継承

わが国の文化の基層である文化財について、滅失等の危機に瀕している国宝・重要文化財建造物等の保存修理を緊急に推進する。

### 日本文化の戦略的発信

わが国の最新のメディア芸術などの日本文化を戦略的に海外に発信するとともに、海外の文化遺産の保護等、文化財の国際協力を推進する。また、個性豊かな地域文化の継承・発展や多様な拠点で

ある国立美術館等の文化施設の整備を図るなど文化発信のための国内基盤の整備を推進する。

## ( 9 ) 科学技術関係人材の育成・確保のための投資の拡充

「知」をめぐる世界的な大競争時代を迎える中、我が国では少子高齢化・人口減少が急速に進んでおり、科学技術関係人材の質と量の確保を巡る懸念が高まっている。

このような中、科学技術創造立国の実現に向けて、我が国の科学技術水準を向上させ国際競争力を強化するとともに、イノベーションを絶え間なく創出する活力ある社会を実現し、安全・安心で質の高い生活環境を構築するためには、科学技術や学術活動の基盤となる人材の育成・確保や社会の多様な場における活躍の促進が極めて重要な課題となっている。

### 次世代を担う若者への理数教育の充実

次世代を担う科学技術関係人材の育成に向け、子どもが科学技術に親しみ学ぶことができる環境を充実するとともに、理数に興味・関心の高い子どもの能力を伸長することができる効果的な環境を提供するため、理数教育の充実を図る。

### 大学における人材育成機能の強化と産学が協働した人材育成

大学院教育の抜本的強化や国際的に卓越した教育研究拠点の形成、人材養成面での産学連携の強化などにより、社会のニーズに対応した人材養成を行う。

### イノベーション創出の担い手となる若手・女性研究者等への支援の強化

イノベーション創出のため、若手・女性・外国人研究者など多様な人材が能力を最大限発揮できる環境を整備する。

### 科学技術に関する理解と意識の醸成

わかりやすく親しみやすい形で国民に科学技術を伝え、国民との対話を通じて説明責任と情報発信を強化する活動及び科学技術に関する基礎的な知識・能力の向上に資する取組を推進する。

## ( 10 ) 多様な技術シーズを生み出す基礎研究の充実と国際競争力の強化

## 学術研究の振興

大学・大学共同利用機関等において、独創的・先端的な基礎研究を共同利用・共同研究体制等により推進する。また、これらの研究を支える基盤的な研究設備等を整備し、研究環境基盤を充実させる。科学研究費補助金において、挑戦的研究や若手研究者への支援の充実、間接経費の拡充等により、多様で革新的な学術研究の促進を図る。政策や社会の要請に対応した研究の推進や、国公立大学を通じた共同利用・共同研究拠点の整備等を通じて、人文・社会科学分野の振興を図る。

## 競争的資金の拡充等による研究開発の推進及び加速

研究者の研究費の選択の幅と自由度を拡大し、競争的な研究開発環境形成の促進を図るために、イノベーションの種となる多様な基礎研究を推進する科学研究費補助金等の競争的資金の拡充（間接経費の拡充を含む）を図る。その際、研究費の管理・監査体制の整備を進めるための取組を進め、また、府省共通研究開発管理システムの運用を通じて、研究費の効果的・効率的運用を一層徹底していく。

## 産学官連携などによるイノベーションを生み出すシステムの強化

世界第一線の研究者が集まってくるような優れた研究環境と高い研究水準を誇る「目に見える拠点」を形成するとともに、基礎研究の成果からイノベーションの種となる技術シーズを創出するため、戦略的創造研究推進事業等の競争的資金の充実・改善を図る。

また、大学等における成果の社会還元を図るため、産学官連携の戦略的な展開を図る。そして、地域活性化のため、地域の大学等公的研究機関を核に、産学官共同研究を実施し、新技術・新産業の創出等を図る。

さらに、科学技術システム改革を先導するため、科学技術振興調整費の拡充を図る。また、その中に、「革新的技術推進費」を創設する。

## 科学技術振興のための基盤の強化

先端的な研究施設・設備・機器や知的基盤等は、独創的・先端的な基礎研究からイノベーション創出に至るまでの科学

技術活動全般を支える基盤として不可欠なものであることから、それらの整備や効果的な利用を促進する。

#### 科学技術の国際活動の戦略的推進

「科学技術外交」の強化の方針を踏まえ、地球規模の課題への貢献、先端科学技術分野での戦略的な国際協力の推進、科学技術外交を推進する基盤を強化する等、科学技術の国際活動を戦略的に推進する。

### ( 1 1 ) 国家基幹技術など分野別研究開発の強化

#### 国家基幹技術や i P S 細胞研究など重点分野への集中投資

ライフサイエンス、情報通信、環境、ナノテクノロジー・材料、原子力、宇宙・航空、南極観測・海洋地球科学技術、地震・防災、ものづくり技術、新興・融合分野及び安全・安心分野の各研究開発分野において厳選された戦略重点科学技術に重点投資する。特に、国益の確保のために重要な国家基幹技術である「宇宙輸送システム」、「海洋地球観測探査システム」、「高速増殖炉サイクル技術」、「次世代スーパーコンピュータ」、「X線自由電子レーザー」について、長期的戦略の下、研究開発を推進するための集中投資を図る。

## 5 . 活力ある社会を持続するための施策の展開

### ( 1 ) 健康な生活と安心で質の高い医療の確保等のための施策の推進

#### 安心と希望の医療の確保

#### (ア) 医師等人材確保対策の推進（新規）

救急医療の中でも特に過酷な夜間・休日の救急を担う勤務医の手当への財政的支援を行う。（新規）

喫緊に対応すべき課題である産科医・分娩施設の減少に鑑み、分娩取扱手当を支給することにより、処遇改善を通じて、産科医等の確保を図る。（新規）

へき地に派遣される医師の移動などに要する手当への財政的支援や医師確保困難地域に派遣される医師への財政的支援を行う。（新規）

短時間の勤務制度を導入する病院や、夜勤明けの連続勤務を行わないようにするための交代勤務制等を導入する病院に対し、代替職員の雇い上げに必要な経費の支援を行う。

また、医師事務作業補助者の設置・充実を図るため、書類記載の代行等を行う専門的知識の習得を目的とする研修に参加させる病院に対し、代替職員の雇い上げに必要な経費の支援を行う。

看護師の薬剤の投与量調節や療養生活指導等の技術、助産師の正常なお産の進行管理等の技術を向上させる研修を行うことにより、看護師や助産師がその能力を活かすとともに、産科医等の負担の軽減や院内助産所・助産師外来開設を促進する。

チーム医療における医師等と薬剤師との協働を進める観点から、がん薬物療法など専門知識を持つ薬剤師や薬局・病院での実務研修を指導する薬剤師の養成など資質向上策を充実させる。

医師不足問題がより深刻な地域や産科・小児科・救急医療等に貢献する臨床研修病院等の研修経費に対する支援の充実に加え、新たに外部講師の招へいに必要な経費等を支援することにより、臨床研修の質の向上を確保しつつ、研修医の都市集中の是正促進を図る。

医師等が萎縮することなく医療が行える環境を整備するため、医療事故における死亡の死因究明・再発防止を行う仕組みの検討や出産に起因して重度脳性まひとなった者への速やかな補償を行うなど産科医療補償制度（平成21年1月開始予定）の円滑な運用を進める。

#### （イ）地域で支える医療の推進

救急医療の中でも特に過酷な夜間・休日の救急を担う勤務医の手当への財政的支援を行う。（新規・再掲）

夜間・休日に小児の軽症患者の診療を行う小児初期救急センターの運営を支援するとともに、重篤な救急患者を24時間体制で受け入れる救命救急センター（第三次救急医療機関）の整備を推進する。また、出産前後の集中管理が必要な母体及び胎児、新生児に対する周産期医療体制の充実を図る。

平時から地域全体の医療機関の専門性に関する情報を共有し、病状に応じた適切な医療を提供できる医療機関・診療科へ患者を紹介する体制を整備し、救急患者の受入れ実績等を踏まえた支援や、地域の診療所医師の救急医療への参画を促すための財政支援を行う。(新規)

精神科救急情報センター及び精神科救急医療施設における精神保健福祉士等の増員等により、一般救急医療と精神科救急医療の連携のための連絡調整体制を都道府県ごとに整備するとともに、空きベッドの確保等により、精神・身体疾患を併せ持つ患者に対する精神科救急体制の強化を図る。

早期治療の開始と迅速な搬送による救命率の向上を図るため、ドクターヘリ(医師が同乗する救急医療用ヘリコプター)事業を推進する。また、昼間の利用にとどまっているドクターヘリを夜間にも利用することができるように、照明器具の設置等を行う。

地域でお産を支えている産科医の手当の支給や、出生数の少ない地域における産科医療機関の運営等への財政的支援を行うことにより、産科医療機関の確保を図る。(新規・一部再掲)

医療機関に勤務する女性医師・看護師等の乳幼児の保育に対する病院内保育所の運営等への財政的支援を行うことにより育児と勤務との両立を安心して行うことのできる環境を整備する。

災害拠点病院をはじめとする医療機関の耐震化工事への財政的支援を行う。

未収金対策として、医療機関が実施する実践的な取組に対して財政的支援を行う。

電子カルテ導入等の医療分野の情報化の推進や遠隔医療の設備整備に対する支援による地域医療の充実を図る。

#### (ウ) 医師等と患者・家族の協働の推進

医師等と患者・家族との相互理解を推進するため、相談員を育成することなどにより、医療機関内の相談機能を充実させる。また、軽症患者による夜間の救急外来利用の適正化などに関する普及啓発等を行う。

(エ) 住み慣れた地域や家庭で療養が受けられる体制の充実

訪問看護事業所の看護の質の向上及び人材育成等を図るため、管理者の管理能力向上のための研修等を行うとともに、居宅での緩和ケアに関する専門研修などを行い在宅医療の推進を図る。

感染症・疾病対策の推進

(ア) 新型インフルエンザなど感染症対策の推進

新型インフルエンザの発生に備え、医療機関や保健所等が、医療の提供等で連携するための協議会の設置、医療従事者に対する訓練・研修等を実施するとともに、検疫所における水際対策の強化を図る。

パンデミックワクチン(新型インフルエンザが発生した場合に、そのウイルスを基に製造されるワクチン)の早期確保を図るための研究など、新興・再興感染症対策に関する研究を推進する。

(イ) 難病対策の一層の推進

難治性疾患の診断・治療法の研究開発を推進するなど、より一層の難病対策の充実を図る。

難病患者や家族の生活の質の向上を図るため、難病相談・支援センター事業等により、地域における難病患者の生活支援等の推進を図る。

(ウ) 肝炎対策の充実

市町村等による肝炎ウイルス検査等の実施を支援するとともに、保健所等において利用者の利便性に配慮した検査を行う。また、肝炎研究7カ年戦略(平成20年6月)を踏まえ、肝炎治療実績の大幅な改善に繋がるような肝疾患の新たな治療方法等の研究開発を推進する。

インターフェロン治療を必要とする患者に対する医療費の助成を行うとともに、医療従事者に対する研修等を行う肝疾患診療連携拠点病院に対する支援事業を実施する。また、肝炎に関する正しい知識の普及啓発を行う。

(エ) エイズ対策の推進

HIV感染やエイズの発症予防のため、同性愛者等に焦点を絞った普及啓発や、夜間・休日検査など利用者の利便性に配慮

した検査・相談を行う。また、エイズ患者等の生活の質を高めるため、電話相談やカウンセリング等を行う。

(オ) 移植対策の推進

日本臓器移植ネットワークにおけるレシピエント検索システムを再構築し、臓器移植に係るあっせん業務の強化を図る。また、骨髄移植後の生存率の向上等のため、骨髄データバンク登録事業を充実させる。

(カ) リウマチ・アレルギー対策の推進

リウマチ、気管支喘息、アトピー性皮膚炎、花粉症、食物アレルギーなど免疫アレルギー疾患の治療法等の研究を推進する。また、喘息死をなくすため、喘息患者の自己管理の徹底や、かかりつけ医と専門医療機関との連携体制の構築等を行う。

(キ) 腎疾患対策の推進

慢性腎臓病（CKD）に関する診断・治療法の研究開発を推進するとともに、医療従事者への研修、慢性腎臓病に関する正しい知識の普及啓発等を行う。

(ク) 総合的なうつ病対策の推進

うつ病等の精神疾患に関する国民の正しい理解のための普及啓発や、かかりつけ医に対するうつ病に関する研修の実施、休職した労働者の職場復帰支援の拡充を行う。

がん等の生活習慣病対策の推進

(ア) がん対策の総合的かつ計画的な推進

若手医師を放射線療法等の専門医師として育成する研修体制の構築、精度の高い院内がん登録の実施等、がん診療連携拠点病院における機能強化を図るとともに、治療の初期段階からの緩和ケアや化学療法等を推進するため、医療従事者等に対する研修などを行う。

がん対策に賛同する企業等との連携により、がん検診対象者に対する受診促進を図るとともに、全国どこでも一定水準以上のがん医療を受けられる環境整備の着実な実施や、がん患者等に対する情報提供並びに相談支援等を行う。

がんによる死亡者の減少、すべてのがん患者及びその家族の苦痛の軽減並びに療養生活の質の維持向上を図るため、がん対策に資する研究をより一層推進するとともに、がん予防、

診断、治療等に係る技術の向上などの研究成果を普及、活用する。

(イ) 糖尿病、脳卒中等の生活習慣病対策の推進

糖尿病、脳卒中予防対策を推進するため、特定保健指導機関の評価制度の検討、医療従事者が個人の特徴に合わせた予防・治療法を実施するために必要な情報基盤の整備、人材育成、研究等を着実に推進する。

「たばこの規制に関する世界保健機関枠組み条約」の批准国としての取組強化や「健康日本21」の目標達成のため、喫煙による健康影響に関する知識の向上、未成年者の喫煙防止、取組が遅れている飲食店等における分煙対策等の受動喫煙防止対策の推進などのたばこ対策を着実に実施する。

食生活改善推進員等の食育推進活動を支援するほか、食事バランスガイドの普及啓発による適切な食生活に関する情報提供等を行う。

(ウ) 女性の健康づくり対策の推進（新規）

女性特有の子宮がんや骨粗しょう症疾患等の予防に資するため、都道府県が地域の実情に応じて実施する予防施策に対する支援を行うことにより、女性の健康づくり対策を推進する。

革新的な医薬品・医療機器の創出

(ア) 革新的な医薬品・医療機器の研究開発の促進

がん、精神神経疾患、難病等の重大疾病領域、希少疾病領域、新たな技術(個人の特徴に応じた医療(テーラーメイド医療)、再生医療等)などの領域を重視し、先端医療研究拠点を中核とした複合体に対して研究資金の弾力的な運用や開発段階からの薬事相談等を試行的に行う先端医療開発特区(スーパー特区)による実用化促進を含め、革新的医薬品・医療機器の研究開発を推進する。

外国の研究機関との共同研究計画の作成や契約等の一括実施が可能な「世界に通ずる臨床研究拠点(グローバル臨床研究拠点)」を整備する。(新規)

(イ) 後発医薬品の使用促進

患者及び医療関係者が安心して後発医薬品を使用すること

ができるよう、品質・安定供給の確保、情報提供の充実及び普及啓発等による環境整備に関する事業等を実施する。

安定的で持続可能な医療保険制度運営の確保

(ア) 長寿医療制度、国民健康保険等に係る医療費国庫負担

各医療保険制度に係る国庫負担に要する経費を確保し、その円滑な実施を図る。

(イ) 医療費適正化に関する施策の推進

医療保険者が実施する40歳以上の被保険者・被扶養者を対象とする糖尿病等生活習慣病の予防に着目した特定健康診査・特定保健指導への助成を行う。

医療療養病床から介護保険施設等への転換に伴う整備費用の助成を行う。

(ウ) レセプト・オンライン化の推進

レセプトのオンライン化を進めるとともに、医療サービスの質の向上等を図るため、レセプトを用いた医療費等の分析を行うための体制整備を行う。

(2) 働く意欲を有するすべての人たちの就業の実現

若者の自立の実現

若者の自立の実現に向け、就職氷河期に正社員になれなかった若者や、ニート状態などの無業者等への支援を行う。

(ア) 「フリーター等正規雇用化プラン(仮称)」の推進

就職氷河期に正社員になれなかった年長フリーター及び30代後半の不安定就労者を重点に、職業相談、職業紹介から職場定着に至るまでの一貫した支援等を集中的に実施する。また、トライアル雇用制度等の助成制度を30代後半の不安定就労者まで拡大するとともに、実践的な職業訓練等を実施し安定した就職につなげる。

若者の応募機会の拡大について、事業主への指導を強化するとともに、事業主への相談機能の充実を図るほか、モデル的な取組を支援し、その成果を広く発信する。

(イ) ニート等の若者の職業的自立支援の強化

ニート等の若者に対する地域の支援拠点である地域若者サポートステーションについて、設置拠点を拡充するとともに、

教育機関等とのネットワーク機能を強化し、若者・保護者に対し能動的に働きかけ等を行う。

合宿形式による集団生活の中で、生活訓練、労働体験等を通じて、若者に働く自信と意欲を付与する「若者自立塾」事業について、訓練メニューの多様化等により、効果的な実施を図る。

#### 女性の就業希望の実現

団塊ジュニア世代が30代後半を迎える中、働きながら子育てできる環境整備に早急に取り組み、出生率の回復を目指す。

#### (ア)「新待機児童ゼロ作戦」の推進

女性の就業希望の継続を実現するため、待機児童の解消など保育サービスの充実や総合的な放課後児童対策（「放課後子どもプラン」）の着実な推進を図る。

#### (イ) 仕事と家庭の両立支援

育児・介護休業法の見直しを検討し、育児期の短時間勤務や男性の育児休業取得促進など、継続就労しながら育児・介護ができる環境を整備する。また、期間雇用者の育児休業の取得促進のためのモデル事業を実施する。

事業所内保育施設を設置、運営する事業主に対する助成措置について、助成期間を延長するとともに従業員以外の地域の利用者への地域開放を進めることにより、事業所内保育施設の設置促進を図る。

次世代育成支援対策推進センターにおいて、中小企業における行動計画の策定、届出を促進するため、講習会、巡回指導を実施する等、相談援助機能を強化する。

#### (ウ) 女性の職業キャリア継続が可能となる環境作りの推進

男女雇用機会均等法の履行確保とともに、男女労働者の格差の解消をめざした企業の積極的かつ自主的な取組（ポジティブ・アクション）を進めるため、その周知と取組の具体的ノウハウを提供する。

マザーズハローワーク事業の拠点を拡充する。

起業に向け取り組む女性に対する情報技術を用いて行う学習（e-ラーニングサービス）の提供や、起業が軌道にのった先輩起業家が女性起業家に助言を行うメンター紹介

サービス事業の実施等により起業を支援する。

いくつになっても働ける社会の実現

高齢者が希望すれば働き続けられるよう雇用を促進するとともに、団塊の世代が活躍できる環境の整備、多様な形態の就業による高齢者の生きがい対策の推進により、いくつになっても働ける社会の実現を目指す。

(ア) 希望すれば働き続けられる高齢者雇用の促進

高年齢者雇用確保措置の確実な実施に向けた事業主指導を重点的に行うとともに、事業主団体等による小規模事業主等に対する雇用確保措置の導入及びその内容の充実についての相談援助を支援する。

65歳以上の雇入れや試行的雇用を行う企業に対する支援を実施するとともに、希望者全員について、65歳以上まで雇用が確保される制度を導入する企業や、勤務時間の多様化、職域拡大、処遇改善等に取り組む企業への支援を行う。

(イ) 団塊の世代が活躍できる環境の整備

在職中からジョブ・カードを用いたキャリア・コンサルティングを実施することにより、高齢者の円滑な再就職を支援する。また、職業キャリアを活かす地域貢献活動の情報や体験機会を提供するとともに、熟練技能人材に技能継承等に関する技法を教育し、「技能継承等インストラクター（仮称）」として養成する。

事業主団体等の傘下の求人事業主や団塊世代の定年退職者等を対象としてキャリア・コンサルティング等を実施し、再就職支援を推進するとともに、起業支援情報を提供することにより、ワンストップサービスの整備を図る。

(ウ) 多様な形態の就業による高齢者の生きがい対策の推進

シルバー人材センターと地方公共団体が共同して「教育、子育て、介護、環境」の分野を重点に企画提案した事業を支援するほか、シルバー人材センターにおいて会員が安心して働くことができる生活圏内での就業機会の確保、女性会員が魅力を感じる職域の拡大等を実施する。

高齢者の技術、技能、資格、職業経験等を登録し、地域の企業、団体、家庭、地域コミュニティなどからの高齢者ニーズ

とマッチングさせる仕組みを構築する。(新規)

「福祉から雇用へ」推進5か年計画の推進

障害者、生活保護世帯、母子家庭世帯等公的扶助を受ける者等について、セーフティネットを確保しつつ、可能な限り就労による自立・生活の向上を図る。

(ア) 障害者に対する就労支援の推進

初めて障害者を雇用した中小企業に対する奨励金や、複数の中小企業が事業協同組合等を活用し障害者を雇用するために要した費用の助成措置を創設する等、中小企業における障害者雇用促進のための取組を強化する。

ハローワークを中心とした地域の関係機関との連携による「チーム支援」を推進するとともに、就業面と生活面における支援を一体的に行う「障害者就業・生活支援センター」の設置箇所数の拡充等、地域における就労支援力の強化を図る。

精神障害者の雇用及び職場定着のノウハウを構築するモデル事業を創設するとともに、うつ病等休職者の職場復帰支援を図る。また、発達障害者及び難病のある人を雇用し適切な雇用管理等を行った事業主に対する助成措置を創設する。

企業現場等を活用した職業訓練を実施する中小企業に対し、訓練カリキュラムの策定から就職に至るまでの一貫した支援を行う。また、特別支援学校の生徒を対象とした職業訓練や、在職障害者を対象とした職業訓練を実施する。

福祉施設で働く障害者の一般就労への移行を促進するとともに、障害者の工賃を平成23年度までに倍増させることを目標とする「工賃倍増5か年計画」を推進する。

(イ) 生活保護世帯、母子世帯に対する就業支援の推進

ハローワークと福祉事務所等とが連携した「就労支援チーム」により、生活保護受給者等に対する一貫した就労支援を実施する。また、新たに母子家庭の母等の特性に応じた訓練コースを開発・実施する。

母子家庭の母の就業支援等を推進するため、看護師等の資格取得を支援する高等技能訓練促進費等事業や母子自立支援プログラム策定事業の推進など支援措置の充実を図る。

(ウ) 刑務所出所者等に対する就労支援の推進

関係省庁との連携の下、刑務所出所者等に対し、職業相談、職業紹介、職業訓練等を行うとともに、試行雇用奨励金の支給、職場体験講習の実施及び職業相談等の体制の整備等により就労支援の充実を図る。

職業能力形成システム（ジョブ・カード制度）の整備・充実

フリーター、子育て終了後の女性、母子家庭の母親等の職業能力形成機会に恵まれない方々が安定した雇用に移行できるよう、ジョブ・カード制度の一層の推進を図る。

(ア) 訓練期間中の経済的支援等の拡充

参加協力企業に対する助成制度の拡充や、職業訓練期間中の生活保障のための給付をすることができる制度を実施する。また、有期実習型訓練修了者の雇用を促進するため、常用雇用する事業主に対して奨励金を支給する。

(イ) 職業能力形成プログラムにおける委託型訓練の実施

これまで職業能力形成機会に恵まれなかった方について、民間教育機関等における座学と企業内における実習を一体的に組み合わせた実践的な職業訓練等を推進する。

(ウ) 非正規労働者等に対する橋渡し訓練の実施等

非正規労働者やニート等、直ちにジョブ・カード制度の実践的な職業訓練等を受講することが困難な者に対して、これらの職業訓練への「橋渡し」となる基礎的な導入訓練を実施する。

(エ) ジョブ・カード制度の普及促進に向けた取組の強化

ジョブ・カードセンターにキャリア・コンサルタントを配置し、企業等の要請に基づきジョブ・カードを用いたキャリア・コンサルティングを実施することにより、自社内の非正規労働者の正社員転換等を支援する。また、ジョブ・カード制度を中小企業等に普及させるため事業主団体等による先導的モデル事業を実施する。

(オ) ハローワーク等におけるキャリア・コンサルティング体制等の整備

ハローワーク等において、ジョブ・カード交付希望者に対する綿密なキャリア・コンサルティングの実施体制等を整備

するとともに、ジョブ・カードの記載方法や効果的な活用方法について講習を実施し、ジョブ・カードの交付を担うキャリア・コンサルタントの養成を進める。

### (3) 安定した雇用・生活の実現と安心・納得して働くことのできる環境整備

安心・納得して自らの働き方を選択できる環境整備

労働者派遣法制の見直し、有期契約労働者やパート労働者の正社員化等の支援、最低賃金の履行の確保等により、正社員以外の方々の待遇の改善や適正な雇用関係の構築を図る。

#### (ア) 正社員以外の方々の待遇の改善

日雇派遣の原則禁止など労働者派遣法制の見直しを実施するとともに、違法派遣、偽装請負の防止等を行うため、派遣元・派遣先等に対する厳正な指導監督や労働条件についての専門相談窓口の設置等を行う。また、派遣労働者等の雇管理改善に向けた事業主の自主的取組を支援する。

日雇派遣労働者等の安定した就労を実現するため、ハローワークに特別の相談窓口を設置し、担当者制による一貫したきめ細かい職業相談、職業紹介、職場定着指導等の支援を実施する。

有期契約労働者を雇用する事業主に対し、ガイドライン等を活用し、事業主団体等を通じた相談支援等を実施する。また、中小企業事業主が、有期契約労働者を正社員へ転換する制度を導入した場合の助成措置に加え、フルタイムの有期契約労働者に正社員と共通の処遇制度等を新たに導入した場合の助成措置を創設する。

パートタイム労働法における均衡待遇の確保と正社員転換を推進するため、専門家の配置等による相談、援助の実施等事業主支援を拡充する。また、短時間正社員制度について、業界ごとの導入モデルの開発、普及等により、その導入促進、定着を図る。

大都市圏に非正規労働者のための就労支援拠点として、「非正規労働者就労支援センター」を設置し、安定した就労に向けた様々な支援をワンストップで提供する。

常用就職へ向けて就職活動を行うネットカフェ等で寝泊まりする不安定就労者等に対して、職業相談、職業紹介等の機能を強化するとともに、民間住宅入居初期費用や常用就職資金の貸与等を新たに行うことにより、安定した就職の実現を図る。

(イ) 適正な雇用関係の構築

最低賃金額の徹底を図るとともに、効率的・効果的な監督指導を実施することにより確実に最低賃金の履行確保を図り、賃金の低廉な労働者のセーフティネット機能を充実させる。

中小企業等に対して、労働契約法の趣旨及び内容の徹底を図るとともに、モデル就業規則の作成、就業規則適正化のための講習、望ましい労働契約の在り方に関する相談事業等を実施し、労使間の紛争の防止及び早期解決を図る。

仕事と生活の調和の実現

健康で豊かな生活のための時間の確保や多様な働き方・生き方の選択を支援することにより、仕事と生活の調和の実現を推進する。

(ア) 健康で豊かな生活のための時間の確保

業界団体による業種の特性に応じた「仕事と生活の調和推進プラン」の策定を支援するとともに、相談・助言を行う「仕事と生活の調和推進アドバイザー（仮称）」の養成等を図る。また、労働時間が長い事業場を対象とした重点的な監督指導を実施する。

長期の教育訓練休暇制度の導入や時間外労働の制限など従業員の自発的な能力開発を支援する企業に対する助成を拡充する。また、企業が行う従業員のキャリア形成の取組を診断するサービスを提供する。

(イ) 企業における総合的なメンタルヘルス対策の推進

メンタルヘルス対策の総合窓口において各種相談対応を行う等、メンタルヘルス不調者の発生防止、早期発見・早期治療のための対策、職場復帰支援に至るまでの一貫した取組を行う。

(ウ) 多様な働き方・生き方の選択

テレワークに関する労務管理についての相談・助言を行うテレワーク相談センターを拡充するとともに、講習会の開催に

より、適正な労働条件下でのテレワークの普及促進を図る。  
また、在宅での就業形態による発注者とのトラブル等に対する相談援助等を実施する。

(エ) 仕事と家庭の両立支援(再掲)

労働災害の減少を図るための労働安全衛生対策等の促進

働く人たちの安全・安心を確保するため、メンタルヘルス対策の推進、重篤な労働災害の防止対策の充実等の労働安全衛生対策の促進を図る。

(ア) 企業における総合的なメンタルヘルス対策の推進(再掲)

(イ) 重篤な労働災害の防止対策の充実など安全衛生対策の推進

重篤な労働災害を防止するため、機械設備の安全対策を検討するほか、企業の努力義務である「危険性・有害性等の調査等」の実施促進を図る。

(ウ) 職業性疾病等の予防対策の推進

ナノマテリアル(超微粒素材)の毒性情報を得るための実証試験や石綿健康障害予防のため実地調査、個別指導等を実施する。

(エ) 産業保健活動及び健康づくり対策等の推進

労働者の健康障害防止等の支援として医師による面接を充実させ、相談・指導体制の機能強化と整備を図る。また、職場における受動喫煙防止対策の推進を図る。

(オ) 石綿救済法等の趣旨及び内容の徹底

石綿に係る労災補償制度の労災保険給付及び改正石綿救済法に基づく特別遺族給付金の内容等を幅広く周知・啓発することにより制度の周知徹底を図る。

地域における雇用機会の確保と中小企業支援の充実

雇用失業情勢の厳しい地域に対する支援を強化するとともに、中小企業の雇用維持のための助成を充実する。また、適正な雇用関係の構築などにより安心・納得して働ける環境の整備を図る。

(ア) 地域雇用対策の充実

国と地方公共団体がそれぞれの特性を活かし、一体となって就業支援を行う「ふるさとハローワーク事業(仮称)」を創設する。(新規)

地域貢献活動分野で活動を行う法人等における雇用機会の

開拓を実施する。また、雇用失業情勢が厳しい地域における創業等雇用創造に資する取組に対する支援を強化するとともに、道県との共同による就職支援事業を実施する。

(イ) 中小企業に対する雇用安定のための支援

原材料高及び世界的な金融危機等に伴う景気後退等により雇用が悪影響を受ける中小企業への対策として、雇用調整助成金の支給要件を緩和するとともに、助成内容を拡充し、利益を受けられない中で雇用を維持する中小企業への助成を実施する。(新規)

生産性向上や新分野進出等を図ろうとする中小企業が、それらに必要な人材の雇入れ、設備投資や職業能力開発を行った場合についての支援を充実する。

(ウ) ものづくり立国の推進

ものづくり分野における人材育成に取り組む都道府県を対象として、業界団体等と連携したものづくり分野における人材確保、在職者訓練、技能継承のための事業計画の策定及びその事業実施を支援する。(新規)

若者の就業意欲の喚起や円滑な技能継承に資するため、技能五輪全国大会をはじめとする各種技能競技大会を推進するとともに、ものづくりの魅力、重要性の啓発により技能労働者の地位向上に努め、ものづくり技能の振興を図る。

中小企業における技能継承や生産性向上等に資するため、団塊世代等の熟練技能人材に技能継承等に関する技法を教育し、「技能継承等インストラクター(仮称)」として養成する。

(エ) 介護労働者等の確保・定着

雇用管理改善の業務を担う人材の雇入れ、介護業務未経験者の雇入れ、介護労働者の作業負担軽減のための介護福祉機器の導入に対する助成制度を創設する等、介護労働者の雇用管理改善に取り組む事業主等に対し、総合的な支援を実施する。

ハローワークに「福祉人材コーナー(仮称)」を設置し、関係機関との連携による潜在有資格者等の掘り起こしや、きめ細かな職業相談、職業紹介、求人者への助言、指導等により、福祉・介護サービス分野の人材確保対策を強化する。(新規)

「働く人を大切にする社会」を実現するための基盤整備

労働問題に関するワンストップ相談体制の整備を図るとともに、労働関係法令の遵守に向けた監督指導等の徹底を図る。

(ア) 労働問題に関するワンストップ相談体制の整備

各都道府県労働局において、労働相談機関や紛争解決機関とネットワーク化を図るとともに、労働紛争の解決事例等の情報を収集して共有化することにより、総合労働相談コーナーにおける的確な相談対応や円滑かつ迅速な労働紛争問題の解決を図る。

(イ) 労働関係法令の遵守に向けた監督指導等の徹底

派遣労働者の労働条件確保のための派遣元・派遣先に対する重点的な監督指導、改正最低賃金法の円滑な施行に向けた監督指導、長時間労働抑制のための重点的な監督指導等の労働関係法令の遵守に向けた監督指導等を徹底する。

(4) 人口減少社会の到来を踏まえた少子化対策の推進

地域の子育て支援の推進

「子ども・子育て応援プラン」で掲げた目標の達成に向けた着実な推進等を図る。

(ア) すべての家庭を対象とした地域子育て支援対策の充実

様々な子育て支援事業について、「子ども・子育て応援プラン」に掲げた目標の達成に向けた着実な推進を図るとともに、地域力を活用した子育て支援に参画する者の養成等、地域の子育て支援の推進を図る。

地域における子育て支援拠点について、身近な場所への設置を促進するとともに、その機能の拡充を図る。

(イ) 新待機児童ゼロ作戦の推進など保育サービスの充実

待機児童解消を目指し、民間保育所における受入児童数の増を図るとともに、家庭的保育事業（保育ママ）や一時預かり事業の拡充、地域の保育資源（事業所内保育施設等）の活用など保育サービスの提供手段の多様化を図る。また、延長保育、病児・病後児保育、休日保育など保護者の多様なニーズに応じた保育サービスを提供する。

(ウ) 総合的な放課後児童対策(「放課後子どもプラン」)の着実な推進

放課後児童クラブと文部科学省が実施する「放課後子ども教室推進事業」を一体的あるいは連携して実施する「放課後子どもプラン」の着実な推進を図る。

また、放課後児童クラブについては、「新待機児童ゼロ作戦」や「5つの安心プラン」を踏まえ、ソフト面及びハード面での支援措置を図る。

(エ) 児童手当国庫負担金

児童を養育する家庭の生活の安定等に寄与するため、小学校修了前の児童を養育する者に対して児童手当を支給する。

児童虐待への対応など要保護児童対策等の充実

児童虐待の早期発見・早期対応体制の充実及び社会的養護体制の拡充を図るとともに配偶者からの暴力被害者への対策を推進する。

(ア) 虐待を受けた子ども等への支援の強化

乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)や養育支援訪問事業の全国展開及び要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図る。

児童相談所における家族再統合のための保護者指導や一時保護所における教員等の配置を促進するなど児童相談所の機能強化を図る。

家庭的養護を拡充するため、ファミリーホームの推進や里親支援体制の充実を行うとともに、児童養護施設等における小規模ケアの推進などを図るほか、施設を退所した児童等の就業・生活支援を目的とした児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)等を推進する。

(イ) 配偶者からの暴力(ドメスティック・バイオレンス)への対策等の推進

婦人相談所における配偶者からの暴力被害者に対する一時保護委託費の充実を図るとともに、婦人保護施設における同伴児童のケアの充実を図るほか、人身取引被害者や外国人の配偶者からの暴力被害者支援のための通訳者を養成するなど支援体制の充実を図る。

## 母子家庭等自立支援対策の推進

母子家庭等の自立を促進するため、総合的な母子家庭等対策を推進する。

### (ア) 母子家庭等の総合的な自立支援の推進

母子家庭の母の就業支援等を推進するため、看護師等の資格取得を支援する高等技能訓練促進費等事業や母子自立支援プログラム策定事業の推進など支援措置の充実を図る。

### (イ) 自立を促進するための経済的支援

母子家庭や寡婦の自立を促進するため、児童扶養手当の支給や、技能取得等に必要な資金の貸付を行う母子寡婦福祉貸付金による経済的支援を行う。

## 母子保健医療の充実

不妊治療に対する支援の実施や小児慢性疾患等への支援を行う。

また、出産前後の集中管理が必要な母体及び胎児、新生児に対する周産期医療体制の充実を図る（再掲）。

### (ア) 不妊治療に対する支援

不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、医療保険が適用されず、高額の医療費がかかる配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成する。

### (イ) 小児の慢性疾患等への支援

小児期における小児がんなどの特定な疾患の治療の確立と普及を図るため、小児慢性特定疾患治療研究事業を行う。また、未熟児の養育医療費の給付等を実施する。

## 出産に係る負担の軽減

安心して出産できるようにするため、出産育児一時金の充実等により、妊産婦の経済的負担を軽減する。

## 仕事と生活の調和の実現（再掲）

### (ア) 健康で豊かな生活のための時間の確保

### (イ) 企業における総合的なメンタルヘルス対策の推進

### (ウ) 多様な働き方・生き方の選択

### (エ) 仕事と家庭の両立支援

## 若者の自立の実現（再掲）

### (ア) 「フリーター等正規雇用化プラン（仮称）」の推進

### (イ) ニート等の若者の就業的自立支援の強化

( 5 ) 高齢者等が生き生きと安心して暮らせる福祉社会の実現  
安心で質の高い介護サービスの確保

(ア) 地域における介護基盤の整備

地域における介護施設を整備するとともに、高齢者ができる限り住み慣れた地域や家庭で自立し、安心して暮らし続けることができるよう、地域福祉拠点としての公的賃貸住宅団地等の再整備（安心住空間創出プロジェクト）やケア付き住宅の整備を促進するほか、地域の高齢者の相互交流を促進する拠点づくり（ふれあい広場（仮称））等を推進する。また、介護療養病床の介護療養型老人保健施設等への転換整備を重点的に進めていく。

(イ) 安定的・効率的な介護保険制度の運営

要介護認定の適正化やケアマネジメントの適切化をはじめとする適正化対策を推進するとともに、介護従事者等の処遇改善に資するよう、介護事業所の経営や介護従事者の実態に関する調査結果を十分に精査・分析し、平成21年4月に適切な介護報酬を設定するなど、安定的・効率的な介護保険制度運営に努める。

(ウ) 介護サービスの質の向上及び医療との連携促進

在宅療養の充実を図るため、「広域対応訪問看護ネットワークセンター（仮称）」において、訪問看護ステーションの請求業務等を支援する。

福祉・介護人材確保対策の推進

(ア) 従事者の確保の推進

学生・高齢者等に対する職場体験の提供、実習受入施設のレベル向上のための講習会の実施、新たに福祉・介護サービスに従事した者に対する巡回相談等により、福祉・介護人材の参入・定着の促進を図る。（新規）

(イ) 地域における人材の確保（新規）

地域の高齢者や住民から「コミュニティ・ワーク・コーディネーター（高齢者地域活動推進者）」（仮称）等を養成し、その地域の「人財」と潜在的な意欲を発掘するとともに、地域独自の「場」づくりに積極的に取り組んでいる先進的事例や、このような取り組みを成功に結びつけるための様々な

ノウハウを習得できる機会を提供することにより、意欲のある地域の高齢者や住民が、主体的・積極的に活動するための場を自ら立ち上げ、推進できる環境を整備する。(新規)

(ウ) 介護労働者等の確保・定着(再掲)

認知症対策の総合的な推進

認知症疾患医療センター及び地域包括支援センターへの医療・介護連携担当者の配置をはじめ、若年性認知症に関する総合的な対策など、研究開発の推進から医療、介護現場での連携・支援に至るまで、認知症の医療と生活の質を高める施策を総合的に推進する。

地域福祉の再構築

地域において様々な生活課題を抱えている者を早期に発見し、公的な福祉サービスや地域の支え合いなどによって問題解決を図っていくための仕組みを構築する。(例えば、市町村による全戸訪問調査や要援護者マップづくり、相談窓口の一元化などの取組により、高齢者等への虐待や孤立死の防止、災害時の要援護者対策等を推進する。)

いくつになっても働ける社会の実現(再掲)

(ア) 希望すれば働き続けられる高齢者雇用の促進

(イ) 団塊の世代が活躍できる環境の整備

(ウ) 多様な形態の就業による高齢者の生きがい対策の推進

ひきこもりやホームレス等への支援

(ア) ひきこもり対策の推進

ひきこもりの問題の早期発見・早期対応のため、ひきこもりの状態にある本人や家族からの相談等の支援を行う「ひきこもり地域支援センター」(仮称)を都道府県等に整備する。(新規)

(イ) ホームレス自立支援の推進

ホームレスの自立支援を推進するため、巡回相談活動を行う総合相談推進事業や就業機会の確保を図るための就業支援事業等を実施する。

また、ホームレス自立支援事業については、自立支援センターの設置の際に、民間賃貸住宅等の空き住戸などを活用し、ホームレスの社会復帰が円滑に行われるよう支援する。

## 刑務所出所者等に対する社会復帰支援

### (ア) 刑務所出所者等の地域生活定着支援（新規）

各都道府県の保護観察所と協働して進める「地域生活定着支援センター」（仮称）により、刑務所入所中から、福祉サービス（障害者手帳の発給、年金受給など）に繋げる準備を行い、刑務所出所者等の社会復帰を支援する。（新規）

### (イ) 刑務所出所者等に対する就労支援の推進（再掲）

#### 自立支援に重点をおいた生活保護制度の適正な実施

生活保護受給者の自立を支援するため、各自治体における自立支援プログラムの策定を推進するとともに、個々の実情に応じた就労支援等を着実に実施する。

#### 持続可能で安心できる年金制度の構築

平成16年年金改正法に沿って基礎年金国庫負担割合の2分の1の実現を図る。

## (6) 障害者の自立支援の推進

### 障害者の自立生活を支援するための施策の推進

障害者の自立生活を支援するために、良質な障害福祉サービス等を確保するとともに、地域生活支援事業を着実に実施するなど必要な施策を推進する。

### (ア) 良質な障害福祉サービスの確保

ホームヘルプ、グループホーム、就労移行支援事業等の障害福祉サービスについて、障害福祉計画に基づき、各市町村において推進を図る。

また、平成21年4月に障害福祉サービスの質の向上、良質な人材の確保、事業者の経営基盤の安定のため障害福祉サービス費用（報酬）の改定を行う。

### (イ) 地域生活支援事業の着実な実施

障害者のニーズを踏まえ、移動支援や地域活動支援センター機能強化など障害者の地域生活を支援する事業について、市町村等における事業の着実な実施及び定着を図る。

### (ウ) 障害者に対する良質かつ適切な医療の提供

心身の障害の状態の軽減を図る自立支援医療（精神通院医療、身体障害者向けの更生医療、身体障害児向けの育成医療）

を提供する。

(エ) 障害者の就労支援の推進(再掲)

福祉施設で働く障害者の一般就労への移行を促進するとともに、障害者の工賃を平成23年度までに倍増させることを目標とする「工賃倍増5か年計画」を推進する。

(オ) 心神喪失者等医療観察法の医療提供体制の充実・強化

心神喪失者等医療観察法を適切に施行するため、指定入院医療機関の確保を行うとともに、対象者の地域における継続的な医療の提供と社会復帰の促進を図る。

(カ) 障害福祉サービス提供体制の整備

障害者の就労支援や地域移行を促進するため、就労移行支援等の障害者の日中活動に係る事業所やグループホーム等の整備を促進する。

また、公的賃貸住宅団地等の再整備(安心住空間創出プロジェクト)等により、障害者が安心して地域で生活が続けられるよう、基盤の整備を推進する。

精神障害者の地域移行を支援するための施策の推進

精神障害者の地域移行を支援するため、退院促進や地域定着のための施策の推進を図るとともに、精神疾患等に関する国民の正しい理解の促進等を図る。

(ア) 精神障害者の地域移行・地域定着の推進

精神障害者の地域移行を推進するために、受入条件を整えば退院可能な精神障害者の退院促進や地域定着のための施策の推進を図る。

(イ) 精神科救急医療体制の強化(再掲)

(ウ) 精神障害に対する国民の正しい理解の促進

精神疾患や精神障害者に関する国民の正しい理解のための普及啓発を推進する。

発達障害者支援施策の更なる拡充

発達障害者支援法を踏まえ、発達障害者の乳幼児期から成人期までの一貫した支援を推進する観点から、保健・医療・福祉・就労等の制度横断的な関連施策の推進を図る。

(ア) 発達障害者の地域支援体制の確立

発達障害者支援センターにおいて、発達障害者やその家族等

への支援を行うとともに、発達障害者の乳幼児期から成人期までの一貫した支援を行うため、個別支援計画の実施状況を調査・評価等し、適切な助言等を行うことにより支援体制の整備を推進する。

(イ) 発達障害者の支援手法の開発や普及啓発の着実な実施

発達障害のある子どもの成長に沿った一貫した支援となるよう先駆的な取組を通じて有効な支援手法を開発・確立するとともに、発達障害者支援に携わる職員等への研修や、発達障害情報センターによる全国の関係機関等への情報提供を行う。

また、「世界自閉症啓発デー」を契機に、自閉症をはじめとする発達障害に関する正しい知識の浸透を図るための普及啓発を行う。

(ウ) 発達障害者の就労支援の推進

発達障害学生の個々の特性や希望に配慮した職業相談等を行うとともに就労支援機器の整備を行う。また、発達障害者を新たに雇用して適切な雇用管理等を行った事業主に対して助成する。

障害者に対する就労支援の推進（再掲）

- (ア) 中小企業における障害者雇用促進のための重点的な支援
- (イ) 雇用・福祉・教育等の連携による地域の就労支援力の強化
- (ウ) 障害特性に応じた支援策の充実強化
- (エ) 障害者に対する職業能力開発支援の充実
- (オ) 「工賃倍増5か年計画」の推進

(7) 国民の安全と安心のための施策の推進

医薬品・医療機器の安全対策、迅速な提供体制の推進

(ア) 医薬品・医療機器の安全対策の推進

医薬品・医療機器による健康被害の再発防止を図る観点から、未知の副作用を早期に検出して注意喚起等するため、安全性に関する情報の収集・分析・評価体制の充実のための医薬品医療機器総合機構職員の増員、新たなリスク管理手法の検討など、医薬品等の市販後安全対策の強化を図る。

(イ) 新医薬品・医療機器の迅速な提供

国内外で開発された有効で安全な新医薬品・医療機器を迅速

に提供できるようにするため、日米欧三極における医薬品の国際共同治験に関する相談体制の整備や日米両国における医療機器の同時審査等のための検討を行う。

(ウ) 安全、安心な血液製剤の供給確保

医療に不可欠な血液製剤の安全性の向上と安定供給の確保を図るとともに、献血に対する国民の意識の向上を図られるよう、普及啓発活動を引き続き推進する。

食品安全対策の推進

(ア) 食品の危害情報の集約・管理分析体制の強化

様々な食中毒事案等への迅速かつ的確な対応や、消費者や食品関連事業者、医療関係者からの情報入手など、食中毒事案に常時対応できる体制を整備する。(新規)

(イ) 輸入食品の安全確保策の強化

検疫所における輸入食品のモニタリング検査の充実等を図るとともに、加工食品の残留農薬検査を強化するなど、検査体制を強化する。

また、輸出国における食品安全対策の調査・評価を行い、現地調査を実施するとともに、食品衛生上の問題が認められた輸出国に係る対日輸出食品の生産・製造工程における衛生管理の実態調査、二国間協議の実施等を行う。(新規)

(ウ) 残留農薬、食品添加物、容器包装等の安全性の確保

輸入業者の自主管理及び検疫所における監視強化に資するよう、多種多様な加工食品の残留農薬に係る分析法を開発する。(新規)

ポジティブリスト制度(農薬等が一定量を超えて残留する食品の販売等を原則禁止する制度)において、国際基準等を参考に農薬等の基準の見直しを計画的に行い、制度の着実な推進を図る。

新たな毒性試験を活用しつつ、食品添加物等の安全性の見直しを計画的に実施する。また、食品用容器包装等に用いられる化学物質の規制については、毒性等の基礎データを収集するなど、ポジティブリスト制度の国内導入に向けた調査を行う。

(エ) 健康食品の安全性の確保等の推進

原材料や製造工程における健康食品の安全性を確保するため、事業者以外の第三者による認証を行う制度の普及等を図る。

(オ) 食品安全に関する情報提供や意見交換

(リスクコミュニケーション)の推進

食品安全施策について、国民の理解や信頼を高めるため、的確な情報提供や消費者等からの幅広い意見・情報収集を行うなど、リスクコミュニケーションの取組を推進する。

(カ) 食品の安全・安心の確保に資する研究等の推進

輸入食品の安全性確保、BSEの人体への影響等の様々な問題に対し、科学的根拠に基づく安全性に関する調査研究、先端技術を応用した検査技術の開発とともに、油症研究の充実に資するなど、食品の安全・安心の確保に資する研究を推進する。

自殺対策の推進

うつ病等の精神疾患に関する国民の正しい理解の促進、かかりつけの医師を対象としたうつ病の診断・治療技術の向上等を目的とした研修など、「自殺総合対策大綱」に基づく取組を促進する。

(ア) うつ病等の精神疾患に関する国民の正しい理解の促進  
(一部再掲)

自殺との関連が強いとされるうつ病等の精神疾患に関する国民の正しい理解のための普及啓発を行う。

(イ) 自殺予防総合対策センターにおける情報提供等の推進

総合的な自殺対策を実施するため、自殺予防総合対策センターにおいて、国内外の情報収集、インターネットによる情報提供、関係団体等との連絡調整を行うとともに、関係機関の相談員や医療現場に従事する心理職等を対象とした専門的な研修及び自殺の実態を解明するための調査を行う。

(ウ) 地域での効果的な自殺対策の推進と民間団体の取組の支援

市町村・医療機関等の関係機関の連携の強化、自殺対策に関する人材育成のための地域自殺予防情報センター(仮称)の設置、地域における先進的な自殺対策の取組の検証、自殺未遂者や自殺者遺族へのケア対策などを推進する。また、

先進的かつ効果的な自殺対策を行っている民間団体に対し支援を行う。

(エ) 自殺予防に向けた相談体制の充実と人材育成（一部再掲）

うつ病の早期発見・早期治療につなげるため、かかりつけ医に対するうつ病の診断・治療・医療連携等に関する研修を行う。

また、職場におけるメンタルヘルス対策の総合窓口において各種相談対応を行うなど、メンタルヘルス不調者の発生防止等の対策を推進するとともに、休職した労働者の職場復帰支援の拡充により一貫した取組を行う。

(オ) 自殺問題に関する総合的な調査研究等の推進

自殺予防に向け、複数地域を対象に、こころの健康の啓発活動をはじめとする複合的なプログラムを導入した比較介入研究を行うとともに、救急部門に搬送された自殺未遂者に対してケースマネジメントによる支援を行い、再び自殺を試みることを予防する研究等を実施する。

麻薬・覚せい剤等対策の推進

巧妙化、広域化かつ組織化する大麻を含む麻薬・覚せい剤等の薬物事犯に迅速かつ的確に対応するため、予防啓発とともに、暴力団や外国人犯罪組織などの取締体制を強化する。

地域における薬物・アルコール依存症対策を推進するため、モデル事業の実施による実効性のある取組について検証を行う。

（新規）

健康危機管理体制の強化

国民の生命・健康の安全を脅かす健康危機に備え、平時から健康危機管理体制の整備・強化を図る。

(ア) 健康安全・危機管理対策総合研究の推進

感染症やバイオテロリズムの発生に備えた初動体制の確保や危機情報の共有及び活用、地域における健康危機管理体制の基盤強化等に資する健康安全・危機管理対策総合研究事業により総合的な研究を推進する。

(イ) 健康危機管理体制の整備・強化

非常時に健康危機管理体制が十分に機能するよう、平時から、各種訓練の実施、地域における連携体制・専門家ネットワークの構築等を行うとともに、地域における健康危機事例に的確に

対応するため、専門家の養成等を行う。

(ウ) 国際健康危機管理対応能力の強化

国内外での未知の感染症等の発生時にWHO等が編成する疫学調査チームに国立感染症研究所が参加し、国際的な感染症の情報収集、解析、情報提供等を行う。また、病原体のゲノム情報の蓄積、データベース化及び解析を推進する。

安全で良質な水の安定供給

(ア) 水道施設の整備

すべての国民に安全で良質な水道水の安定的な供給を行うとともに、災害対策を充実するなど「水道ビジョン」(平成20年7月改訂)に基づく取組を推進する。

(イ) 水道分野の国際展開の推進

「アジア・ゲートウェイ構想」(平成19年5月)及び「経済成長戦略大綱」(平成18年7月)に位置付けられている水道産業の国際展開を支援するため、アジアの水道市場の動向調査等を実施する。

(8) 年金記録問題等への対応

年金記録問題への対応

年金記録の管理等に対する国民の不信感を払拭するため、「年金記録に対する信頼の回復と新たな年金記録管理体制の確立について」(平成19年7月5日政府・与党合意)に沿って、コンピューターの記録と台帳等との計画的な突合せなどの対策を着実に進める。また、標準報酬等が改ざんされた可能性がある年金記録の徹底調査等を実施する。

日本年金機構の設立

国民の公的年金制度への信頼を回復するため、社会保険庁を廃止し、日本年金機構を平成22年1月に設立して正確かつ効率的に業務を実施する。

業務改革の推進

市町村との連携や民間ノウハウを活用した、国民年金保険料の収納対策を推進する。

また、社会保険オンラインシステムについて、システムのオープン化を図り、汎用性のある効率的なシステムの構築を着実に

実施する。

## ( 9 ) 各種施策の推進

### 国際社会への貢献

厚生労働行政における国際協力については、本年我が国で開催されたG8北海道洞爺湖サミット等の成果を踏まえ、戦略的に推進する。また、外国人労働者問題等へ適切に対応する。

#### (ア) G8北海道洞爺湖サミット等の成果を着実に実施するための国際協力の推進

世界保健機関等への拠出等を通じ、開発途上国やアフリカ地域における感染症対策事業、母子保健事業、保健システム強化事業等により、G8北海道洞爺湖サミット等の成果である国際保健の課題への取組を推進する。

国際労働機関への拠出等を通じ、労働者等の健康確保対策の推進など、アジアにおける「働きがいのある人間らしい仕事」の実現に向けた取組を推進するとともに、G8労働大臣会合の成果を踏まえ、地球環境の問題に配慮した雇用戦略支援に係る事業を行う。

#### (イ) 外国人労働問題等への適切な対応

企業が留学生を始めとする専門的・技術的分野の外国人労働者を適切に活用できる労務管理の在り方について関係省庁、大学、企業等の協力を得て検討を行い、雇用管理指導や講習会等により周知する。また、留学生の国内就職市場の拡大を図るため、留学生向けインターンシップを行う。

ハローワークにおいて外国人雇用事業所へ訪問して雇用管理改善指導や相談援助を実施する。また、日系人を雇用する事業所に対する社会保険労務士による雇用管理改善指導や業界団体を活用した雇用管理改善指導を実施する。(新規)

経済連携協定に基づき外国人看護師・介護福祉士候補者を円滑かつ適正に受け入れるため、受入施設に対する巡回指導を行うとともに、看護・介護導入研修を行う。

外国人研修・技能実習制度運用の適正化を図るため、研修生・技能実習生の受入れ機関等に対する巡回指導を強化し、また、母国語による電話相談を実施するとともに、新たに、

技能実習生の技能習得を促進するためのモデル事業を実施する。

#### 行政の情報化の推進

電子政府構築計画（平成15年7月）等を踏まえ、利用者本位で透明性が高く、効率的で安全な行政サービスの提供と行政内部の業務・システムの最適化を図るための基盤整備を行う。

#### 社会保障カード（仮称）の導入に向けた検討

社会保障分野におけるICカードの利活用に関する検討を更に推進する。

#### 科学技術の振興

第3期科学技術基本計画（平成18年3月）を踏まえ、厚生労働行政分野の科学研究等を推進し、健康安心の推進、健康安全の確保及び先端医療の実現を目指すとともに、イノベーション25（平成19年6月）の社会還元加速プロジェクト等を推進する。

また、国立高度専門医療センターにおいて、高度先駆的医療等の臨床研究を推進する。

#### 戦傷病者・戦没者遺族、中国残留邦人等の援護等

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の支給、遺骨収集等の戦没者慰霊事業の推進を図るとともに、中国残留邦人等への新たな支援策を着実に実施し、戦傷病者・戦没者遺族や中国残留邦人等に対する援護等を推進する。

#### （ア）戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の支給（支給事務費）

戦後60周年にあたる平成17年に国として特別の弔慰を表すために支給された特別弔慰金の基準日以降に、公務扶助料等の受給権を有する遺族がいなくなった戦没者等の遺族に対して、新たな基準日を設けて特別弔慰金を支給する。

#### （イ）戦没者慰霊事業の拡充

戦後63年を経過し、遺族の高齢化が進展する中、未送還遺骨に関する情報収集事業の充実を図るとともに、遺骨収集を強化するなど、戦没者慰霊事業の推進を図る。

#### （ウ）中国残留邦人等への支援

「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、老齢基礎年金を補完する支援給付の実施、地域における支援

ネットワークづくりなどの中国残留邦人等への新たな支援策を着実に実施する。

#### 原爆被爆者の援護

高齢化が進む原爆被爆者の援護施策として、医療の給付、諸手当の支給、原爆養護ホームの運営、調査研究事業など総合的な施策を引き続き推進する。

#### ハンセン病対策の推進

「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」等に基づき、ハンセン病療養所の入所者に対する必要な療養の確保、退所者等に対する社会生活支援策の充実、偏見・差別の解消のための普及啓発等の施策を着実に推進する。

#### カネミ油症研究の推進

今年度実施中の健康実態調査の結果の分析等を行い、油症研究の加速的推進に資する報告書を取りまとめるなど、油症研究を推進する。

#### 生活衛生関係営業の指導及び振興の推進

生活衛生関係営業経営の健全化、衛生水準の維持向上を図るため、生活衛生同業組合の活動を通じた経営革新等に資する事業を拡充するとともに、株式会社日本政策金融公庫による生活衛生資金貸付制度の充実を図る。

## 6 . 治安の再生

これまでの治安対策の結果、刑法犯認知件数は徐々に減少してきたものの、国民の治安に対する不安感は依然として高い状況にある。我々は、この不安感を払拭し、真の治安再生を実現するため、平成20年4月「世界一安全な国をつくる8つの宣言」を取りまとめた。政府もこれを受けて5年間の新たな「行動計画」を策定し、総合的な治安対策に引き続き取り組むこととした。このため、新たな「行動計画」に基づく総合的な対策を推進するための治安関係予算の最重点化を図り、地域の絆の再生の核となる防犯ボランティアへの支援、再犯防止対策として行う就労支援・若者支援、外国人との共生施策等を重点的に推進し、治安再生への流れを一層加速させる。

## 7. 安全な社会の実現への取り組み

### (1) 安全で安心な国民生活を守る警察の体制整備

厳しさを増す犯罪情勢に対応するための総合対策の推進

平成8年以降7年連続して戦後最多を更新してきた刑法犯認知件数は、平成15年以降5年連続して減少したものの、治安が良いと言われていた昭和期に比して依然高い水準にあることに変わりはなく、また、振り込め詐欺等の身近な広域知能犯罪、来日外国人による組織犯罪、子どもが被害者となる事件や少年による社会の耳目を集める重大な事件が相次いで発生しているなど、犯罪情勢は依然として厳しい状況にある。このような情勢に対応し、警察力の効率的運用、科学技術の活用等により捜査力・執行力の総合的な充実強化を図る。

#### (ア) 安全・安心なまちづくりの推進

地域の安全を確保するため、パトロール活動や検挙活動、子どもを守る防犯ボランティア支援事業の推進等による自主防犯活動の支援を強化・推進するとともに、警察設置の街頭防犯カメラの効果的な設置・運用の在り方について検討するほか、引き続き厳格な銃砲行政及び刃物を用いた犯罪への対策を推進する。

少年犯罪の発生を抑止するため、地域住民等の民間活動の活発化、関係機関との連携強化を図り、非行少年等の立ち直り支援を充実強化するなど、地域と連携しつつ非行や犯罪から子どもを守る取組みの充実を図る。また、振り込め詐欺等の身近な広域知能犯罪対策や悪質商法等の生活経済事犯対策を推進するほか、広く国民から重要凶悪犯罪の被疑者検挙に資する情報の提供を受けるため、捜査特別報奨金の活用を図る。

#### (イ) サイバー空間の安全確保の推進

情報通信ネットワークの安全性を確保するため、情報通信技術を利用したサイバー犯罪の取締りに必要な資機材を整備するとともに、捜査活動に必要な体制の整備・強化を図る。また、インターネット上の違法情報・有害情報に対しては、「ホットライン」業務の充実強化、サイバーパトロール業務の外

部委託を進めるなど、これらの情報の把握に努め、違法情報に関する取締りを進めるとともに、プロバイダ等に対する削除要請等の措置を講じる。さらに、社会・経済活動の根幹を支える重要インフラを標的としたサイバーテロの脅威が現実のものとなっていることから、都道府県警察の警察官に対し、サイバーテロに関する知識・技能を修得させるための研修を実施するとともに、重要インフラ事業者等との共同訓練を推進する。

#### (ウ) 被害者支援の推進

「犯罪被害者等基本計画」や犯罪被害者の要望等を踏まえ、精神的被害や経済的負担の軽減を図るための各種支援施策を一層推進する。

また、オウム真理教犯罪被害者救済法に係る給付金の支給については、迅速かつ的確な制度の運用を図る。

#### (エ) 科学技術を活用した捜査活動基盤の整備充実

重要犯罪等に対する捜査力を強化するため、近年、大きくニーズが増加しているDNA型鑑定を実施するための資機材の整備や、自動車盗や自動車を利用した犯罪を検挙するための自動車ナンバー自動読取システムの整備のほか、平成21年5月の裁判員裁判制度実施に伴う取調べの一部録音・録画の試行に必要な資機材の整備等、捜査の効率化・高度化を推進する。

#### 深刻化する組織犯罪への抜本的な対策の推進

暴力団等の犯罪組織による資金獲得活動に対処するため、その実態解明に必要な資機材等の充実強化を図るほか、保護対策用資機材を整備するなど、暴力団被害者対策等の強化を推進する。また、薬物・銃器犯罪の摘発・撲滅に向けた更なる対策のため、巧妙に隠匿されたけん銃等を発見、押収するための資機材、コントロールド・デリバリー等の高度な捜査手法を効果的に活用するための資機材等を整備する。さらに、来日外国人犯罪対策として、事前旅客情報システムの更新及び来日外国人犯罪組織の実態解明・摘発用資機材の充実強化を図ることにより、総合的な組織犯罪対策の強化を図る。

## テロの未然防止と緊急事態への対処態勢の強化

本年11月、インド・ムンバイにおいて、数百名が死傷するテロ事件が発生するなど、テロ情勢は依然として厳しい中、国内外における情報収集・分析体制の強化、テロリストの発見・取締り、重要施設等の警戒警備の徹底、水際対策の強化等を通じて、テロの未然防止に万全を期することとする。

また、NBCテロ対応能力の強化、特殊部隊（SAT）の充実強化、広域緊急援助隊、機動隊及び国際テロリズム緊急展開班（TRT-2）における装備資機材の整備等により、重大テロや災害等の緊急事態発生時における対処態勢の強化を図る。

## 警察基盤の充実強化

依然として厳しい治安情勢や大量退職期の到来に的確に対処するため、地方警察官の増員を図るとともに、退職警察職員の活用、警察力の質的強化に資する警察活動基盤の整備等を推進する。また、組織犯罪対策、国際テロ対策等の重要性を踏まえ、警察庁職員等を増員し、治安再生に向けた体制の充実を図る。

さらに、警察用車両、警察用航空機その他現場執行力の強化に向けた装備資機材の整備等により、精強な第一線警察を構築するための諸対策を推進する。加えて、警察活動の拠点となる警察署等警察施設の整備を推進するほか、大都市及びその周辺部を中心とした一部地域における留置施設の過剰収容状況に対応するため、留置施設の整備を引き続き推進する。

## （2）交通安全対策の推進

### 交通安全対策

平成19年中の交通事故死者数は、5,744人であり、昭和28年以来54年ぶりに5,000人台にまで減少したが、いまだ多くの尊い生命が交通事故の犠牲となっている。また、交通人身事故の発生件数及び負傷者数は、ともに過去最悪の水準で推移しており、交通情勢は極めて厳しい状況にある。さらに、都市部を中心とする交通渋滞の慢性化を始めとして、自動車排出ガスによる大気汚染や地球温暖化など、国民の生活に深刻な影響が生じている。こうした情勢に的確に対応するため、政府においては、平成18年3月に、第8次交通安全基本計画を策定し、

平成22年までに交通事故による死者数を5、500人以下に減少させるとともに死傷者数を100万人以下にするという数値目標を掲げたところであり、交通安全施設等整備事業による安全かつ円滑な道路交通環境の整備、交通安全教育の推進、飲酒運転を始めとする悪質・危険性の高い違反に重点を置いた指導取締りの実施等交通事故を抑止し、交通の安全と円滑を確保するための諸施策を推進する。

#### 交通安全施設等整備事業の推進

交通安全施設等は交通事故抑止、交通渋滞解消、交通公害等の低減に極めて高い効果を発揮し、その整備を国民が強く望んでいることから、重点的、計画的に交通安全施設等整備事業を推進する。

#### (ア) 歩行者等の安全通行の確保

死傷事故発生率が高い地区において、面的かつ総合的な事故抑止対策を実施する。また、歩行空間のバリアフリー化及び安全な通学路の確保等のため、バリアフリー対応型信号機等の整備や歩道の段差、勾配等の改善を推進し、さらに歩道、自転車道等の通行空間と自転車駐車場の整備を推進する。

#### (イ) 幹線道路等における交通の安全と円滑の確保

死傷事故発生率が高く、又は死傷事故が多発している交差点・単路において、信号機の改良等の交通安全施設等の整備、道路の整備等の施策を集中的に推進する。

#### (ウ) IT化の推進による安全で快適な道路交通環境の実現

信号機の高度化等を実施するとともに、光ビーコンの整備拡充、新交通管理システム(UTMS)を推進し、情報収集・提供環境の拡充等により、道路交通情報提供の充実等を推進する。

## 8. 食料供給力の強化と農山漁村の活性化。森林資源の整備・活用と林業・山村の再生。

### (1) 国際的な食料事情を踏まえた食料安全保障の確立

## 国内における食料供給力の強化

### ～食料自給率向上に向けた特別対策～

- (ア) 水田等の有効活用による食料自給率向上戦略作物の増産対策  
水田等を有効活用し、米粉・飼料用米、麦、大豆等の需要に応じた生産を拡大する取組を総合的に支援する。また、基盤整備を契機とした新規需要米作付けや二毛作の推進を通じて農地の有効利用を図るため、基盤整備と関連支援策を一体的に実施する。
- (イ) 米粉・飼料用米等の飛躍的利用拡大に向けた供給体制の整備  
新規需要米（米粉・飼料用米等）について、生産・流通・加工・販売の各関係者による連携を前提に、新規需要米の生産拡大や必要な機械・施設の整備等を総合的に支援する。
- (ウ) 飼料自給率向上対策  
国際的な穀物価格の上昇に対応するため、国産飼料の一層の生産と利用の着実な拡大による飼料自給率向上を進め、飼料をめぐる新たな国際環境に対応できる力強い畜産経営を確立する。
- (エ) 国産野菜・果実等の利用拡大対策  
加工・業務用需要における国産原材料のシェア向上に向けて、食品製造業者等の多様なニーズに応える安定的な供給連鎖（サプライチェーン）構築のための取組を支援する。また、食品製造業者等が国産原材料の安定調達を図る上で必要な取組を支援する。国産農産物等の供給力を強化するため、流通業者や食品製造業者等の実需者と連携を図る産地を、機動的な基盤整備によって支援する。
- (オ) 耕作放棄地解消対策  
耕作放棄地を早急に解消するため、再生・利用に向けた地域の活動や農業生産基盤の整備等を支援する。
- (カ) 食料自給率向上、食品廃棄物の発生抑制等に向けた情報発信  
食料自給率の向上、食品廃棄物の発生抑制等に対する関心が深まるよう、消費者のニーズに即しつつ、戦略的な情報発信を行う。

### 世界の食料事情に的確に対応した戦略的取組

- (ア) 食料事情に関する情報の把握・提供体制の強化

国際食料事情の変化を的確に捉えた食料需給情報の収集・分析・提供体制の整備とノウハウの蓄積により、食料需給情報の把握・分析の多角化・高度化と効果的な提供を行う。

(イ) 国際協力等を通じた世界の食料問題解決への貢献

アフリカ等の開発途上国の食料問題解決に貢献するため、我が国の得意分野である稲作に係る技術開発や人材育成等の技術協力を通じた生産性向上、生産増大を支援する。

(ウ) 我が国農林水産物・食品の輸出の促進

農林水産物・食品の輸出額を平成25年までに1兆円規模とするため、農林水産物・食品の輸出の拡大に取り組み、意欲ある農林漁業者等に対する支援策を展開する。

国内農業の体質強化による食料供給力の確保

(ア) 意欲と能力のある担い手の育成

水田・畑作経営所得安定対策（品目横断的経営安定対策）については、市町村特認制度の創設、申請手続の簡素化、交付金支払時期の前倒し等、制度の改善内容を周知しながら着実に推進する。また、企業的な農業経営を目指した経営展開の取組への支援、経営の法人化の促進、集落営農の発展段階に応じたきめ細やかな支援等を実施する。

(イ) 食料の生産基盤である農地の確保・有効利用の促進

食料の生産基盤である農地の確保・有効利用を促進するため、農地政策改革を順次具体化すべく、委任・代理等の方式で農地を面的に集積していく実証的な取組等を推進するとともに、農地情報のデータベース化を推進する。

(ウ) 食料供給コストの縮減

生産性や生産者の所得の向上を図るため、生産と流通の両面におけるコスト縮減に向けた取組を、実施状況の検証を行いつつ着実に推進する。

(エ) 農業用水の安定的供給の確保

既存ストックの有効利用を図り、農業水利施設の整備、更新等を適切に実施することにより、安定的な用排水供給機能を確保しながら、担い手への農地集積にも貢献し、食料供給力の強化を図る。

## 農林水産分野における原油・肥料・飼料価格高騰対策

原油価格の高騰に対応した省エネなどの構造転換対策や、効率的な施肥体系の導入、安定的な飼料供給の確保など、きめ細かな対策を一体的に講じ、農林漁業者の経営体質の強化を推進する。食の安全・消費者の信頼確保と食生活の充実に資する施策の展開

### (ア) 食の安全と消費者の信頼確保に向けた取組の充実

食品に起因する健康への悪影響を未然に防止することに重点を置き、生産現場から食卓までを通じて食品の安全確保についての取組を進めるとともに、食品に対する国民の信頼を確保する。また、動植物の防疫対策を講じ、食料の安定供給を確保するとともに、食育を推進する。

### (イ) 食と農のつながりの深化に向けた取組

学校給食や社員食堂等に地場農産物を安定的に供給する取組や、量販店等において地場産物を販売するインショップの取組など、地産地消の新たなモデルの構築を支援する。

先端技術や知的財産を活用した農林水産業の潜在的な力の発揮

### (ア) イノベーションを先導する技術開発の加速化

省エネ化・省資源化、米粉利用の加速化、国際的な食料問題の解決に向けた研究開発を強化する。

### (イ) 知的財産の戦略的な創造・保護・活用

先端的な研究開発の成果、植物新品種や家畜遺伝資源、地域ブランド、農林水産業の現場の技術・ノウハウなどの知的財産を適切に保護し、積極的に創造・活用する体制づくりを早急に進める。

## (2) 農山漁村の活性化

### 都市との共生・対流を通じた農山漁村活性化対策の展開

地域活性化の推進役となる人材育成への支援、祭りや伝統文化の保全・復活など農山漁村集落の再生への支援のほか、「子ども農山漁村交流プロジェクト」など都市と農山漁村の共生・対流による地域経済の活性化を図り、農山漁村の活性化を一層推進する。また、都市住民のニーズ等を踏まえ、都市農業の振興を推進する。農商工連携の推進

地域の基幹産業である農林水産業と商業、工業等の産業間での

連携（「農商工連携」）を強化し、それぞれの強みを十二分に発揮した事業活動を促進する。

#### 暮らしを守る鳥獣害対策の展開

鳥獣被害の深刻化・広域化に対応し、市町村が作成する被害防止計画に基づく取組等を総合的に支援する。

#### 安全・安心な農山漁村づくりの推進

ハード整備とソフト対策が一体となった防災・減災対策などを総合的に実施し、安全・安心で活力ある農山漁村づくりを推進する。

### （３）資源・環境対策の推進

#### 農林水産分野における地球温暖化対策の強化

農林水産業に深刻な影響を及ぼす温暖化の原因であるCO<sub>2</sub>の排出量の削減を「見える化」する取組、農地土壌による炭素の貯留を高める取組、農山漁村地域に賦存する資源・エネルギーを施策横断的に地域全体で有効活用する取組等により、地球温暖化対策を強化し、低炭素社会を先導する農林水産業を推進する。

#### 非食料原料による国産バイオ燃料生産拡大等バイオマス利活用の推進

農林漁業バイオ燃料法に基づき、バイオ燃料（バイオエタノール、バイオディーゼル、バイオガス、木炭及び木質ペレット）の原料生産者等とバイオ燃料製造業者による生産製造連携を推進し、非食料原料を用いた国産バイオ燃料の生産拡大に向けた取組を進める。

#### 農林水産業における生物多様性保全の推進

農林水産業と生物多様性の関係を定量的に計る指標を開発する。また、「生きものマーク」等を通して生物多様性保全に貢献するわが国の農林水産業に対する理解の促進を図る。

### （４）低炭素社会に向けた森林資源の整備・活用と林業・山村の再生

#### 条件不利未整備森林の早期解消等による森林吸収源対策の一層の推進

低炭素社会の実現に不可欠な森林吸収源対策の一層の推進に

向け、間伐等の森林整備が進みにくい条件不利森林の早期解消に向けた取組等の充実を図る。また、国民ニーズを捉えた美しい森林づくりを推進する。

#### 新たな森林経営政策の確立に向けた対策

今後、人工林資源が主伐期を迎えるに当たって、主伐・更新による資源の循環利用を通じて林業経営の安定を図ることが重要であり、このために必要な調査・実証等に取り組む。また、森林施業を集約化し、森林所有者の負担軽減を実現できる林業経営体・事業体の育成を進め、国産材の安定供給体制を確立する。需給変化に対応した木材産業構造の確立と国産材利用拡大

国産材への原料転換や生産品目の転換による木材産業構造の再構築や、原木の品質（一般製材用、合板・集成材用、チップ・ペレット用等）ごとに需要者ニーズに対応した製品の供給体制を整備する。また、国産材利用の意義の啓発、普及を推進し、国産材利用の拡大に取り組む。

#### 社会全体での森林資源の保全・活用による山村再生システムの構築

山村が有する環境、教育、健康面の機能に着眼して、政策的支援と企業からの支援を集約するセンター機能を創設し、森林資源の保全・活用により、山村の再生を図る取組を推進する。

#### 地域の安全・安心の確保に向けた治山対策の推進

近年の局地的な豪雨の頻発や地震等による大規模な山地災害の発生を踏まえ、住民参加型の先駆的かつ総合的な減災対策等の「犠牲者ゼロ」に向けた効果的・効率的な治山対策を推進し、地域の安全・安心の確保を図る。

## 9．将来にわたって持続可能な力強い水産業の確立

### (1) 省エネや構造改革の推進による漁業経営の体質の強化と担い手の育成

省エネの加速化や協業活動を促進するとともに、漁船漁業構造改革を着実に進め、漁業経営の体質の強化を一層支援するための施策を総合的に実施する。また、本年度から実施している新しい経営安定対策を着実に実施する。さらに、漁業共済制度への加入を一層促進

する措置等を講じる。

## ( 2 ) 加工・流通・消費対策の強化

流通構造の改善に向けた漁業者・漁協の意識改革や産地と消費地をつなぐ多様な流通経路の構築の推進、衛生管理体制の強化等により、新鮮で安心な国産水産物を消費者に届けるとともに、産地の販売力の強化等により漁業者の手取りの確保を図る。

## ( 3 ) 資源管理・回復の推進

休漁・減船の取組への支援による「資源回復計画」の推進等に取り組む。また、トド、外来魚、カワウ等による漁業被害の軽減・防止対策を推進するとともに、未利用資源の飼料への活用等による養殖業への支援対策や、河川・湖沼における漁場環境の改善等の内水面漁業振興対策を推進する。

## ( 4 ) 漁港・漁場・漁村の総合的整備、多面的機能の発揮

水産資源の保護育成のための魚礁の設置など資源の生産力向上に資する事業を重点的に実施する。また、防災力の強化や生活環境の向上による安全で活力ある漁村づくりを推進するとともに、水産業・漁村の有する多面的機能の発揮を図るため、藻場・干潟等の保全活動支援のための新たな交付金制度を創設するとともに、離島漁業の再生にも引き続き取り組む。

# 10 . 行政改革の推進

わが国は、国際化、情報化、少子高齢化等により複雑高度化する社会経済情勢や引き続き深刻な状況である治安情勢に的確に対応し、国民生活の基本である安心・安全を確保することが求められている。それに加え、事前規制型行政から事後チェック型行政への移行に伴い、事後チェック体制の整備も求められており、これらの新たな行政需要に適切に対応しなければならない。

その一方で、効果的・効率的な事業の執行や経費の抑制によって国民負担の上昇を抑えることの重要性は益々高まり、しかも現下の経済・財

政状況を鑑みれば、積極的な行政改革の推進は避けられない。

国の行政機関の定員を5.7%以上の純減計画（18,936人以上）を着実に進める。地方公務員にあっても、行政改革推進法に沿った純減計画（平成22年度までに4.6%の純減）を進める。

また、独立行政法人、公益法人等については、法人そのものの必要性の精査を厳密に行うほか、国からの支出について、役員等の報酬、契約等のあり方、事務事業の必要性等の観点から厳しく見直し、大幅な削減を目指す。このため、特別会計の支出についても不要不急な事務事業を削減する。

さらに、補助金等の交付により造成した基金については、徹底した再見直しを行い、400億円超（平成20年度から23年度までに1000億円）の国庫返納を求める。

## 1.1. 沖縄振興の推進

### （1）沖縄の優位性・強みをより高めるための取組等の推進

自立型経済の構築に向けて、観光・リゾート産業、情報通信産業など沖縄の優位性や地域特性を活かした産業の振興、雇用の創出やこれからの沖縄を担う多様な人材の育成などを積極的に進める。特に、情報通信産業については、更なる集積・高度化を図る。

また、県土の均衡ある発展のため、離島の活性化や駐留軍用地跡地利用の促進などを引き続き進める。

### （2）沖縄の着実な発展を支える基盤づくり等の推進

自立型経済の構築を支える基盤づくりや、防災・減災等による県民生活の安全・安心の確保を図るため、道路・港湾・空港等の交通体系の整備、水資源の開発、治山・治水対策、住宅・上下水道・都市公園等の生活環境施設の整備、医療施設及び教育施設の整備を進める。

また、農林水産業の振興、離島・へき地における医師確保策や不発弾処理等の戦後処理対策事業等を引き続き推進する。

### （3）沖縄科学技術大学院大学（仮称）設立構想の推進

沖縄の自立的発展に資するため、世界最高水準の教育研究を行う沖縄科学技術大学院大学（仮称）の開学に向け、独立行政法人沖縄科学技術

研究基盤整備機構が行う研究事業や施設整備を促進する等の取組を引き続き推進する。

## 1 2 . 地域の活性化と安心できる暮らしの実現

### ( 1 ) 地方分権の断行、地域の活性化及び地方財政基盤の充実 地方分権の断行

地域の活力を呼び覚まし、それぞれの地域が誇りと活力を持つことが必要であり、地方分権改革を推進することが重要である。政府では、現在、地方分権改革推進委員会において、地方公共団体との「二重行政」の問題が指摘される国の出先機関の見直し、地方公共団体に対する国の法令による様々な義務付け・枠付けの横断的な見直しについて審議が進められており、今後、さらに分権型社会に向けた税財政構造の構築等の課題を含め、順次勧告を行う予定とされている。今後とも地方分権を一層推進するため、国と地方の役割分担や国の関与のあり方の見直し等に徹底的に取り組んでいく。

また、地方分権の成果を十分にあげるためにも、合併新法に基づき自主的な市町村合併をより一層強力に推進し、市町村の行財政基盤の強化を図る。また、合併市町村の新しいまちづくりに対する着実な支援を行う。

#### 地域の活性化

地方と都市の「共生」の考え方に基づき、地域が活力をもち、新たな時代に対応した「魅力ある地域」に生まれ変わるよう、定住自立圏構想の推進、頑張る地方応援プログラムの充実強化、過疎地域の自立促進、地域コミュニティの活性化、地域における多文化共生の推進、中心市街地の活性化、IT施策の推進、循環型の地域社会づくりや、少子高齢社会への対応、あるいは都市の再生などの重点分野及び安心・安全の確保に重点を置きつつ、引き続き、地域の発想と住民の積極的参加に基づく自主的・主体的な地域づくりを支援し、地域の活性化のための支援を行う。

#### (ア) 定住自立圏構想の推進

中心市と周辺市町村が協定を締結し、相互に連携する「定住自立圏構想」を推進するため、有識者によるアドバイザーボードを設置し、先行実施団体等に対して、協定・圏域・支援措置等に係る課題について助言するとともに、

本構想についての理解を深める市町村長等会議を実施。

条件不利地域の情報格差を是正するため、光ファイバ網、ケーブルテレビ網、衛星等、地域の特性を活かした情報通信基盤整備に取り組む地方公共団体に対し、「定住自立圏構想」の実現にも資するよう支援を実施。

(イ) 頑張る地方応援プログラムの充実強化

「頑張る地方応援プログラム」に基づき、財政支援等を展開するとともに、総務省職員の出向、先進市町村や民間の人材の紹介・派遣を実施し、地域人材の育成・活性化を支援。

(ウ) 農山漁村地域の活性化

山村地域の振興及び農地・森林のもつ国土保全機能を初めとする多面にわたる公益的機能の維持増進を図る。また、移住・交流の受け入れ体制の整備など都市と農山漁村の共生・対流を促進し、地域活力の低下が懸念される農山漁村地域の活性化を図る。

(エ) 過疎地域の自立促進

過疎地域における各種社会資本整備、自然や地域文化に恵まれた風格あるふるさとづくり、移住・交流の促進、多様な起業の促進、高齢者の福祉・生きがい対策、広域・連携事業を推進するとともに、自主的・主体的な地域づくりを積極的に支援し、過疎地域の自立促進を図る。

(オ) 地域コミュニティの活性化

自治会等を含めた地域コミュニティの再生・活性化、地域コミュニティと地方自治体が協働する新しい地域経営のあり方について検討を進める。また、都市から地方への移住・交流を進めるための受入体制の整備、都市・農山漁村の教育交流を通じた農山漁村コミュニティの再生を図る。

(カ) わがまちづくりの推進

分権型社会における地域づくりには、これまで以上に、住民が主体的に参加し、積極的役割を担うことが求められている。このため、住民が中心となって考え、住民が主体となっていく地域づくりを推進することとし、住民による話し合いの場づくりやその結果を受けた取組みを支援する。

(キ) 国際交流等の推進、芸術文化活動の振興、地域文化財・歴史的

## 遺産を活用した地域づくりの推進

地域の国際化を推進するため、JETプログラム（語学指導等を行う外国青年招致事業）を実施する。また、地方公共団体が実施する国際交流活動や外国人が集住する地域における多文化共生施策等を支援する。さらに、文化の香り高い地域を実現するため、地方公共団体が行う芸術文化活動、地域文化財・歴史的遺産の保存継承・活用による地域づくり等の施策を支援する。

### （ク）中心市街地再活性化施策の推進

地域の顔であるまちの中心部について、商業機能や居住機能の向上等を図り、総合的なまちづくりを全国的に推進するため、地方公共団体が自主的・主体的に展開する中心市街地再活性化に向けた計画的取組みを支援する。

### （ケ）電子自治体の推進

総合行政ネットワーク（LGWAN）、住民基本台帳ネットワークシステム、公的個人認証サービスなどの基盤を活用し、情報セキュリティを確保しつつ、効率的な電子自治体を推進するとともに、住民サービスの向上を図る必要がある。これらの観点から、システム構築・運用の一層の効率化、個人情報保護・情報セキュリティ対策の推進、公的個人認証サービスの利便性・信頼性向上のための調査検討等の施策に積極的に取り組む。

### （コ）循環型社会の形成の推進

環境への負荷の少ない自然と調和した循環型社会の形成へ向けて、事業者、消費者、行政が、それぞれの役割を果たすことにより、廃棄物の発生抑制や再使用・再利用等を促進するとともに、将来世代まで恵みある自然環境を継承していくため、地域における地球温暖化防止対策を促進する。

### （サ）総合的かつ効率的な地域福祉施策の推進

すべての人がいきいきと生活し、人と人との交流が深まる共生型地域社会を実現するため、地域の多様なニーズを汲み上げ、高齢者、障害者、女性や子供、外国人等すべての人にやさしいまちづくりを支援するとともに、医療介護等地域福祉の充実及びNPOやボランティアによる活動の活性化への

取組みを促進するなど、共生のまちづくりを推進する。

(シ) 都市生活基盤の整備

都市における安全で快適な生活環境の形成、高度な都市機能の充実強化及び市街地の計画的整備を推進するため、良好な居住環境の整備、介護施設等の整備、都市交通事業の推進、無電柱化推進等の都市基盤施設の整備等への総合的な取組みを支援する。

(ス) 科学技術の振興

新産業創出や雇用確保を初め、地域の発展に結びつく科学技術の振興のため、人材の育成と確保を図りつつ、地方公共団体の自主的かつ戦略的な取組みや産学官の連携を推進する。

(セ) 人材育成

地域の自立を実現し、活力ある地域づくりを推進するため、人材の育成と確保を図る。

(ソ) 基地交付金等の確保

基地所在市町村の実情等に鑑み、基地交付金及び調整交付金の所要額確保を図る。

地方財政基盤の充実

地方が自らの判断と責任で独自の施策を展開し、地方の活力を高めることができるよう、地方分権改革を推進するとともに、財政基盤の充実強化を図る。

(ア) 新たな地方分権制度改革の推進

地方分権に向けて、関係法令の一括した見直し等により、国と地方の役割分担の見直しを進めるとともに、国の関与・国庫補助負担金の廃止・縮小等を図る。

地方税について、交付税、補助金の見直しとあわせ、税源移譲を含めた税源配分の見直しを行うなど、一体的な検討を図る。

(イ) 地方一般財源総額の確保と地方財政の健全化等

全国どのような地域であっても一定水準の行政サービスを提供できるようにするとともに、喫緊の課題である地域の元気回復に向けて自主的・主体的に活性化施策に取り組み、必要な地方税、地方交付税等の地方税財源の充実確保に取り

組む。

景気後退や「生活対策」に伴う地方税や地方交付税の原資となる国税5税の減収等について適切な補てん措置を講じるとともに、地方の新たな財政需要等への財源措置を講じる。

「道路特定財源の一般財源化等について」(平成20年12月8日政府・与党合意)を踏まえ、地方交付税を増額するとともに、地方の要望も踏まえて地方財政計画の歳入及び歳出を適切に積み上げる。

国と地方が折半して財源不足を補てんするルールを適用することによる臨時財政対策債発行可能額の急増に適切に対応する。

地域間の財政力格差に対応するため、地方再生対策の考え方に従った交付税配分の重点化を引き続き進め、地方交付税を財政の厳しい地域に重点的に配分する。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の円滑な施行に努め、自己規律による財政健全化を推進する。

#### (ウ) 地方債資金の確保

地方自治体(一般会計)に長期・低利の資金を融通できる、地方共同の金融機構の創設について検討する。

極めて厳しい財政状況の下で、地方公共団体が地域の活性化に積極的に取り組むとともに、生活関連基盤の整備を重点的・計画的に推進できるよう、公的資金をはじめ所要の地方債資金の確保を図る。

#### (エ) 地方公営企業の着実な推進

上・下水道、交通、病院等暮らしに深く関わる社会資本の整備を着実に推進するとともに、経営の効率化・健全化の一層の推進を図る。

また、公立病院の厳しい状況を踏まえ、地域医療の確保及び公立病院改革の推進の観点から、公立病院に対する所要の財政措置の充実を図る。

#### (オ) 第三セクター等の改革

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行を踏まえ、経営が著しく悪化したことが明らかになった第三セクター等について、抜本的改革を推進する。

## ( 2 ) 消防防災行政の積極的推進

### 地域における総合的な防災力の強化

消防団の新戦力を確保するため、入団促進の働きかけを行うとともに、消防団を核として自主防災組織や自衛消防組織などとの連携を推進する。

また、自主防災組織の活性化や防災・危機管理教育の充実、民間事業所における自衛消防力の確保を促進する。

### 危機管理体制の充実

緊急消防援助隊の部隊及び装備の更なる充実や後方支援体制の充実を推進するとともに、被災地情報の収集体制を強化するため、可搬型ヘリテレ受信機の配備や地上からの画像伝送の体制整備を進める。

消防の広域化実現に向けた取組を積極的に推進するとともに、国民保護体制などの危機管理体制の充実強化を図る。

### 身近な生活における安心・安全の確保

市民の救急相談に消防と医療が連携して応じる窓口（救急安心センター）の設置を促進する。

住宅用火災警報器の全戸設置に向けて、住宅防火の普及啓発活動を推進するとともに、製品火災調査の充実や、防火対象物における消防法令違反是正の徹底を図り、消費者の安心・安全を確保する。

### 消防と医療の連携による救急救命体制の充実

消防機関と医療機関の協議体制を構築することにより、円滑な救急搬送・受入医療体制を確保する。

また、救急隊員の感染防御対策及び新型インフルエンザ患者の搬送体制等を強化し、新型インフルエンザ発生時における適切な救急業務提供体制の整備を図る。

## ( 3 ) 各種施策の推進

### 政策評価制度の推進及び評価機能等の充実・発揮

重要対象分野に係る政策評価の推進、政策評価結果の予算要求等施策への的確な反映・活用、政策評価の質の向上を推進する。また、行政評価・監視の重点的、計画的な実施及び行政相談活動の充実等を図る。

## 国民生活を支える郵政行政の推進

### (ア) 郵政民営化の確実かつ円滑な実施

民営化会社に対する監督等を通じて、各社の経営の健全性、公正かつ自由な競争を確保するとともに、郵便局ネットワーク及びサービスの適正な水準を維持し、郵政民営化を確実かつ円滑に実施する。

### (イ) 郵便・信書便事業におけるユニバーサルサービス確保と競争環境整備

郵便のユニバーサルサービスを確保しつつ、郵便・信書便分野における競争環境を整備する。

### (ウ) 国際政策の推進

ICTを活用した、信書等送達サービスにおける品質評価の高度化等について検討を進めるとともに、万国郵便連合(UPU)等を通じて国際協調・貢献を推進することにより、郵政分野の国際競争力を強化する。

また、多国間・二国間協議等を通じた新たな国際規則・国内制度の整備等、戦略的な政策対応を推進する。

## 恩給制度の堅持

恩給受給者の実態に十分配慮し、国家補償を基本とする年金制度である恩給制度の理念を尊重し、平成19年改正恩給法を踏まえ、その適切な支給に努める。

## 平和祈念事業特別基金事業の推進

恩給欠格者、戦後強制抑留者及び引揚者に対する慰藉事業を引き続き推進する。

## 選挙制度改正への的確な対応等

選挙制度及び政治資金制度の改正を踏まえ、改正の趣旨・内容の周知を行うとともに、政治意識の高揚、政治倫理の確立等のための啓発活動を強力的に推進する。

さらに、有権者の利便性の向上や選挙結果判明の迅速化を図るため、地方公共団体の選挙における電磁的記録式投票の実施を促進する。

## 国民投票の施行の準備

平成22年5月に施行される日本国憲法の改正手続に関する

法律に基づく国民投票の施行の準備及び当該制度の普及に取り組む。

統計の体系的な整備・提供

経済構造の変化等に対応した統計の体系的整備の一環として、平成21年経済センサス-基礎調査を実施するほか、家計の実態を明らかにする平成21年全国消費実態調査等を実施するなど、国民生活の向上に役立つ統計の体系的な整備・提供を図る。

### 13. 安全、安心な低炭素社会の実現を目指して

#### (1) 低炭素社会日本、低炭素の世界の実現

京都議定書第一約束期間の6%削減約束を確実に達成する。また、長期的には、2050年までに世界全体で温室効果ガスの排出を少なくとも半減することを目指す必要がある。そのためには、日本は60%~80%削減していく必要がある。そのため、化石エネルギーへの依存を断ち切り、低炭素社会へ移行する。

低炭素社会の基盤となる、環境と経済がともに向上・発展する仕組みづくり

環境と経済がともに向上・発展する社会づくりを進めるため、排出量取引制度や税制全般のグリーン化等、経済活動に環境配慮が織り込まれるような仕組みの導入に向けた試行や検討を進める。また、基盤となる政策研究及び環境技術の研究・開発力強化と普及を進める。さらに、環境配慮製品の信頼性確保や環境に配慮した金融の促進のための取組を進める。

あらゆる施策の実施による6%削減とその先につなげる取組

京都議定書第1約束期間の6%削減の約束を達成するため、確実に温室効果ガス排出をピークアウト(頭打ち)し、減少させる。そのため、再生可能エネルギー、次世代自動車の利用・普及拡大やCO2「見える化」及びエコ・アクション・ポイントによる低炭素型製品・サービスの普及等、あらゆる施策、対策を充実強化する。併せて、森林保全等の吸収源対策も強化する。また、60%~80%削減という将来目標に向けた革新技術や既存先進技術を活かした対策や適応策等中長期の対策を進める。

地方が活躍し、国民主役の低炭素型のまち・地域づくり

コンパクトで人に優しい低炭素のまちづくり、地域づくりを進める。そのため、それぞれの地域の特色を活かしつつ、多様な主体が参画して行う計画策定、インフラ整備や様々な主体による活動を総合的に支援する。

低炭素社会づくりの主役となり、世界に広げる人づくり

持続可能な開発のための教育（ESD）の10年の取組等を推進し、低炭素社会を主役となって支える人づくりを進める。我が国の持続可能な社会づくりを担うリーダーとなる人材を育てるとともに、アジアの人づくりにも貢献する。

低炭素社会・日本の取組を世界に広げる国際的なリーダーシップの発揮

温暖化の次期枠組みについて国際合意を得るために、国際的なリーダーシップを発揮する。また、G8環境大臣会合の成果である神戸イニシアティブやクールアース・パートナーシップ等、さらには環境と共生しつつ経済発展を図るアジアを目指すクリーンアジア・イニシアティブ等を具体化する。

低炭素な霞が関づくりに向けた率先実行

京都議定書の6%削減約束と低炭素社会の実現に向け、特に力を入れるべき業務部門の取組を進めるためにも、国等の行政機関における率先実行を進める。

## （2）自然と人間が共生する社会の実現

COP10を見据え、G8環境大臣会合における「神戸・生物多様性のための行動の呼びかけ」実施のための日本の取組実現をはじめ、アジアを中心とした世界の生物多様性の保全と持続可能な利用に貢献するための取組を進めていく。

国内では生物多様性保全の屋台骨としての役割を持つ国立公園等の保全整備やエコツーリズムの推進を進めるとともに、里地里山の保全・再生や自然再生事業の推進、地域での保全活動の支援などにより各地域の生態系ネットワークの形成を促進するなど、我が国の生物多様性をきめ細かく保全する。

絶滅のおそれのある種の保存をはじめ、野生動植物の保護を進めるとともに、動植物による様々な被害を防ぐことにより、人と自然の豊かな

関係を確保する。

### (3) 資源を繰り返し活かす循環型社会への転換

「もったいない」の心を活かし、廃棄物の発生抑制・再使用を推進するとともに、希少金属の回収・処理の推進や信頼される廃棄物処理・リサイクルシステムの充実を進めるなど、3Rを抜本強化する。

循環型社会と低炭素社会や自然共生社会とを一体的に構築していくために、循環資源の性質等に応じた地域循環圏づくりを促進し、地域の活性化も図る。

国際的な循環型社会構築のために開発途上国への支援や連携を進めていきます。特に「新・ゴミゼロ国際化行動計画」で示した取組を着実に進める。

循環型社会の前提として、不法投棄対策や適正処理を進める。

さらに、我が国及び諸外国において浄化槽の普及支援の一層の充実を図る。

### (4) 安心して暮らせる安全で豊かな環境の確保

2020年までに化学物質の生産、使用に伴う人の健康及び環境への影響を最小化させるという国際目標の達成に向けて、国と事業者の適切な役割分担の下、化学物質管理体制を強化する。

新たな健康リスクの顕在化やヒートアイランド、漂流漂着ゴミ、工場跡地における土壌汚染等の課題を踏まえ、安全で良好な大気・水・土壌環境の確保を図る。また、アジア、アフリカ等に日本の知恵を活かした国際協力を展開する。

さらに、水俣病対策を始めとする公害健康被害対策、石綿健康被害対策や毒ガス弾等による被害の未然防止対策を着実に進める。

## 1.4 将来を展望した防衛力の整備と基地対策の推進等

### (1) 防衛省改革

防衛大臣を中心とする政策決定機構の充実を図るとともに、防衛調達における透明性・競争性を確保する体制の整備や情報保全態勢の強化を行う。

## ( 2 ) 安全保障環境を踏まえた防衛力の質的向上

防空能力や早期警戒管制機能の向上を図るため、優先度と効率性を踏まえた装備品の整備を行うとともに、先進技術確保のための研究を実施する。

## ( 3 ) 「平和協力国家」の実現に向けた体制強化

平和協力国家として、より幅広い役割を果たせるよう、装備品等の改善・充実や教育・広報体制の充実を図るとともに、防衛交流の推進を図る。

## ( 4 ) 新たな脅威や多様な事態等への対応

弾道ミサイル防衛（BMD）システムの運用基盤の充実・強化、新型インフルエンザへの対応態勢の充実、ゲリラや特殊部隊による攻撃や大規模・特殊災害等への対応能力の充実を図る。

## ( 5 ) 宇宙利用・海洋安全への取組

新たな宇宙開発利用についての検討のため、組織体制の強化及び総合的な調査・研究を実施する。海洋基本計画策定を踏まえた各種の施策を推進する。

## ( 6 ) 着実な防衛力整備

即応性、機動性、柔軟性及び多目的性を備え、軍事技術水準の動向を踏まえた高度の技術力と情報能力に支えられた多機能で弾力的な実効性のある防衛力を効率的に整備する。

## ( 7 ) 米軍再編への取組

米軍再編を着実に進めていくため、地元の負担軽減に資する措置及び抑止力の維持に資する措置を的確に実施する。なお、SACO（沖縄に関する特別行動委員会）関連事業のうち、日米安全保障協議委員会（「2+2」）共同文書による変更がないものについては、引き続き着実に実施する。

## ( 8 ) 基地対策等の推進

防衛施設と周辺地域との調和を図るため、周辺環境整備事業を中心とした諸施策を着実に実施するとともに、在日米軍の駐留を円滑かつ効果的にするための施策を推進する。

## ( 9 ) 一層の合理化・効率化への取組

装備品の短期集中調達、コスト削減のための取組や総人件費改革等を推進する。

# 1 5 . 国際協力を通じた国益を確保する外交の推進

## ( 1 ) オールジャパンの総力を結集した機動的な外交

G 8 北海道洞爺湖サミットとT I C A D I V の成果の着実な実施

G 8 北海道洞爺湖サミットとT I C A D I V の成果を着実に実施する。具体的には、環境・気候変動問題への取組として「クールアース・パートナーシップ」等を推進する。

また、ミレニアム開発目標の達成に向け、アフリカ等の途上国における成長の加速化、保健、水・衛生、教育分野の取組を強化する。

ODA の戦略的な拡充と国際競争力のある援助実現に向けた取組を強化

我が国の政策実現のためにODA を活用・拡充し、国際公約を着実に実施する。

また、本年10月に誕生した新生J I C A を通じてODA の実施体制を強化するため、効率的で国際競争力のある援助を実施する。  
経済上の国益を確保・増進

経済上の国益を確保・増進するため、資源・食料安全保障、グローバル経済に対応した国際ルール作り、経済連携を推進する。  
タイミングをとらえた機動的な外交

来年1月の米国新政権の誕生の機会をとらえた日米関係強化のための取組、第四回東アジア・ラテンアメリカ強化フォーラム外相会合の開催を通じたアジアと中南米の協力強化のための取組、日メコン交流年、日ドナウ交流年、日墨交流400周年等の機会を通じた文化行事等の開催等、タイミングをとらえた機動的な外交を

実施する。

#### 海外邦人・日本社会の安全及び安心

海外邦人・日本社会の安全・安心を確保するため、多様化する危険・脅威への対応、査証体制の強化等を推進する。

知的交流の強化、日本語普及・日本文化の発信を通じた日本理解の増進

知的交流を強化し、日本語普及・日本文化の発信を通じた日本理解を増進するため、有識者層との相互交流強化、日本語普及の拡大、国際交流基金の強化を進める。

### (2) 平和協力国家として、国際社会の平和と発展への一層の貢献

我が国の安全及び国際社会の平和と発展に向けた取組

我が国の安全及び国際社会の平和と発展に向け、PKOやテロとの闘い等国際平和協力活動への協力を進める。また、平和構築分野の人材育成については、研修を拡充していく。人間の安全保障、大規模災害への対応、人道支援等への取組等も推進していく。

日米同盟やアジア近隣諸国との関係の強化（周辺地域の平和・安定確保、及び拉致問題）や領土問題等諸懸案の解決

日米同盟を強化するとともに、第5回太平洋島サミットやAPECの我が国における開催等を通じ、アジア近隣諸国との関係を強化する。また、拉致問題や領土問題の解決に引き続き取り組む。国連等における積極的貢献、我が国国益実現に向けての国際的合意形成と国際社会での責任を共有する関係国との連携強化

国際機関を活用しつつ、「法の支配」の推進等、我が国国益実現に向けての国際的合意形成と国際社会での責任を共有する関係国との連携強化に取り組む。

軍縮・不拡散、原子力の平和利用及び科学技術分野での国際協力の推進

我が国及び国際社会の平和と安全の確保のために、軍縮・不拡散、原子力の平和利用及び科学技術外交を推進する。

### (3) 外交基盤の強化

#### 外交力強化の核となる外交実施体制の充実

外交力の基盤強化のため、外交力強化の核となる外交実施体制の充実に引き続き取り組む。来年度は太平洋からサモアとパラオ、カリブからバルバドス、旧ソ連地域からエストニアとキルギス、アフリカからベナンとルワンダの以上7カ国において大使館を新設する。また、定員については200人超の増、在外公館のスタッフについては174人純増を行い、200人超の実質的マンパワーの純増を実現する。

#### 在外公館の体制強化

現地職員の適正な待遇の確保や警備体制の強化等を通じ、在外公館の体制を強化する。

#### 戦略的な情報発信の強化

効果的な広報の実施や外国メディア対策力の強化を通じ、戦略的な情報発信を強化する。

#### 情報の収集・分析機能の強化並びに情報の防護及び有効活用のための基盤整備

より組織的な対外情報収集活動や情報防護の強化を通じ、情報の収集・分析機能及び情報の防護及び有効活用のための基盤を整備する。

### (4) 拉致問題の局面打開・解決に向けた対策の推進

拉致問題の解決は政治の最重要課題の一つであり、国家として、引き続き、「対話と圧力」という一貫した考えの下、解決に向け全力を挙げて取り組んでいく。わが国は、拉致問題を含む日朝間の諸懸案を包括的に解決し、「不幸な過去」を清算して日朝国交正常化を実現するとの方針の下、全ての拉致被害者の一刻も早い帰国を実現すべく、拉致問題解決のための総合的な対策を推進する。

#### 情報収集・企画立案体制の強化

拉致被害者の安否及び北朝鮮情勢に関する情報をより迅速かつ広範に収集・分析し、拉致問題の早期解決を図るための政策を企画立案するための体制を強化する。

#### 広報・啓発の強化

拉致問題及びその解決に向けた政府の取組に関する理解を深め

るために、海外報道関係者・専門家招聘、拉致問題HPの充実、地方における世論啓発を強化する。

#### 拉致問題解決に向けた国際連携の強化

拉致問題の解決に向けた国際的な連携を推進するため、海外広報、関係国への訪問、御家族による国際連携のための活動支援等を強化する。

#### 北朝鮮向け放送の充実

北朝鮮にいる拉致被害者に対して励ましや国際情勢を伝達するため、また、北朝鮮側に拉致被害者の存在を伝達しその安全確保を求めるために、現在のラジオ放送を一層充実する。

## 16．ICTによる成長力強化

### (1) 誰もがICTを利用できるための基盤整備

#### 2011年地上デジタル放送への完全移行に向けた総合対策

2011年7月24日の地上デジタル放送への完全移行に向けて、国民への説明・相談体制等の抜本的強化、受信機器購入等の支援、送受信環境の整備、完全デジタル化のリハーサル等を実施し、残された期間で国民に円滑にデジタル放送に移行していただく観点から、必要な施策を実施する。

#### デジタル・ディバイド解消戦略の推進

条件不利地域の情報格差を是正するため、光ファイバ網、ケーブルテレビ網、無線アクセスシステム、衛星等地域の特性を活かした情報通信基盤整備に取り組む地方公共団体に対し支援を実施するとともに、地域公共ネットワークの整備、携帯電話エリア整備等に対し、補助を実施する。

### (2) ICT産業の国際競争力強化

#### ICT先進事業国際展開プロジェクトの推進

ICT重点分野の国際展開活動を加速化するとともに、我が国の高度なICTインフラを活用した新規分野における国際展開を戦略的に進めるための実証実験を実施し、ICT産業の国際競争力強化や成長力強化を推進する。

#### 重点研究開発課題の推進

ICT分野におけるイノベーション創出により国際競争力の強化を図るため、三次元映像、ネットワークロボット、フォトニック（オール光）ネットワーク、新世代ネットワーク技術等の革新的技術等の研究開発プロジェクトを推進する。

#### ソフトパワーの強化

日本のプレゼンス、国際世論形成力を向上させるため、NHKによる映像国際放送、コンテンツ流通の促進等を実施する。

### (3) 地域におけるICTの徹底活用

#### 地域産業・サービスの革新

携帯電話の利活用により、地域社会の活性化・地域住民へのサービス向上等を実現する「ふるさとケータイ事業」を推進するとともに、少子高齢化や地域経済の活性化等、地域の諸課題の自律的解決を促すため、ICT利活用モデルの構築事業を実施し、ワンストップサービスの基盤整備に資する地域情報プラットフォーム推進事業を実施する。また、ワーク・ライフ・バランスの実現等に資するテレワークの普及促進のため、共同利用型モデルシステムの実証実験等を実施する。

#### ICTによる地域産業の変革・住民サービスの向上

厚生労働省等と連携し、電子タグ等のユビキタスネット技術の活用や医療情報を活用する基盤の構築等、医療等の分野におけるICT導入を促進する

### (4) ICTのつながり力による産業・社会の変革

#### ICTによる低炭素社会の実現

ICTの活用により一般家庭における消費エネルギーを抑制するホームネットワーク技術、大気観測の高精度化を図る技術、ICTシーズ等の研究開発を推進するとともに、ICT利活用によるCO<sub>2</sub>削減効果の評価手法を確立し、その国際標準化を推進する。

#### 日本の強みとICTとの融合促進

日本が強みを有する技術分野とICTとの融合市場を創出するため、ユビキタス特区事業により世界最先端のサービスの開発・実証を行うとともに、ロボット、住宅、自動車（高度道路交通システム（ITS））等の分野と連携した技術開発を推進する。

高度ICT人材育成の推進体制の強化

最先端の遠隔教育システムの開発を行い、また、IPv6テストベッドの整備等により、高度ICT人材育成を推進する。

クリエイティブ産業の強化

インターネット等を通じた放送コンテンツの保護ルール及びその担保手段等の検討や、多様なネットワーク環境におけるIPTV伝送技術の実証等により、制度面・技術面からデジタルコンテンツの流通環境等を整備する。

## （５）ICT安心・安全対策の推進

「安心ネットづくり」の促進

違法・有害情報対策相談窓口の強化、迷惑メール対策への迅速な対応に必要な体制の整備、インターネットに関する利用者の啓発活動促進など、総合的な違法・有害情報対策を推進する。

情報セキュリティの向上

危害サイト回避システムの実証実験、情報漏えい対策技術、サイバー攻撃を行うプログラムの感染防止対策技術、経路ハイジャックの検知技術の開発等を推進する。

高齢者等が利用しやすいICT環境の整備

高齢者や障害者等がICTをより簡単に利用できるよう、字幕番組・解説番組等の制作促進、ロボットを活用した高齢者等向けのサービス開発、ユニバーサル音声・言語コミュニケーション技術の研究開発等を推進する。

## （６）電子政府・電子自治体の推進

国民の利便性・サービスの向上と行政運営の簡素化、効率化を図るため、申請・届出等手続のオンライン利用の飛躍的拡大に向けた取組、全体最適を目指した業務・システム最適化の取組等を実施することにより、電子政府・電子自治体を推進する。

## 17. 安心・安全で豊かな社会と国土の整備

### (1) 知恵と工夫にあふれた地域の実現

#### 地域活性化の推進

##### (ア) 地域の自立・活性化の推進

都道府県が作成する広域的地域活性化基盤整備計画に基づき、民間中心の広域的活動の促進に資する基盤整備等を、交付金により支援する。また、広域的地域活性化基盤整備計画に位置付けられた施設と一体となったまちづくりに対して、支援の強化を行う。さらに、人口減少・高齢化の著しい地域等において、地域住民、NPO、地元企業等多様な主体の協働による「新たな公」による地域づくりを推進する。

##### (イ) 優良な民間都市開発事業の立ち上げ支援による地域の活性化

地方都市等における優良な民間都市開発事業を推進するため、支援要件の緩和等により資金調達の円滑化を図る。

##### (ウ) 都市・地域における総合交通戦略の推進

地方公共団体等による「都市・地域総合交通戦略」の策定を支援するとともに、同戦略に基づくLRTやBRT等の公共交通の導入・利用促進、交通結節点改善、自転車・歩行者環境整備等の取組を総合的に推進する。

##### (エ) 地域の公共交通の活性化・再生

地域の創意工夫を活かして地域公共交通のサービス改善を図る「地域公共交通活性化・再生総合事業」を拡充するとともに、これと連携して行う、地方鉄道等の利便性向上に向けた取組（コミュニティ・レール化）や公有民営化等による事業再構築を支援する。また、厳しい経営状況にある離島航路を安定的に維持するため、公設民営化や省エネ船の代替支援、経営努力に対するインセンティブ等の構造改革支援の制度を新たに導入する。

##### (オ) 企業立地・設備投資と連動した港湾の整備の推進

新たな雇用の創出による地域活性化を図るため、企業の新規立地や設備投資等と連動した港湾の整備を推進する。また、効率的な産業物流が実現する地区（臨海部産業エリア）を形成し、地域産業の活性化・立地を促進する。

(カ) 建設業の活力の回復と生産性の向上

経営力の強化、入札契約制度の改革、公正な競争基盤の確立、国際競争力の強化、ものづくり産業を支える人づくり等により、建設業の活力の回復を図るとともに、建設業の生産性を向上させる。

自立した個性ある地域の形成

(ア) 国際競争力の強化や地域間交流の促進のための幹線交通体系の形成

国際競争力の強化や地域間の交流連携を図るとともに、交通渋滞の緩和、交通事故の減少、環境負荷の軽減、物流の効率化、観光地や救急医療施設へのアクセス改善等を図るため、高規格幹線道路及び地域高規格道路等の基幹ネットワークの整備を推進する。また、高速道路料金の引下げ等による既存高速道路ネットワークの有効活用・機能強化を図る。

(イ) 地域ブロックの形成支援（市町村合併支援）

日常生活が営まれる一定の圏域を連絡する道路網について重点的に整備し、合併する市町村では、新市町村内の拠点を連絡する道路の整備について重点的に整備を推進する。

(ウ) 都市生活の質を高めるための環境整備

連続立体交差事業等により踏切除却を行う抜本対策と歩道拡幅等により安全性の向上を図る速効対策を両輪とした踏切問題への対応、無電柱化の推進、民間都市開発を支援・誘発する道路の整備等、都市生活の質を高めるための環境整備を推進する。

中心市街地再生の推進

中心市街地活性化法に基づく基本計画の認定を受けた地区について、区画整理、再開発等の面的整備、道路、公園等の都市基盤整備等を重点的に実施しつつ、都市機能のまちなか立地や、街なか居住等を推進する。その際、地方都市における支援の充実や施設購入方式の導入等を図る。

都市再生の推進

(ア) 三大都市圏環状道路の整備

都心部への通過交通の減少等により、交通円滑化やCO<sub>2</sub>排出量の削減を図るとともに、都市構造の再編を図るため、

環状道路の整備を推進する。

- (イ) 大都市圏における空港の機能強化と空港アクセスの利便性向上  
大都市圏の拠点空港である羽田空港、成田国際空港、関西国際空港及び中部国際空港について、需要に応じて時機を失することなく整備する。成田空港と都心を結ぶ成田高速鉄道アクセス整備をはじめとする空港アクセスの強化を図る。
- (ウ) 大都市圏におけるスーパー中枢港湾等の機能強化  
事業者間の電子化の促進、電子タグ等を活用したセキュリティ強化と物流の効率化の両立、国際水準のコンテナターミナルの整備等、ハード・ソフト一体となったスーパー中枢港湾等の機能強化に取り組む。
- (エ) 基幹的広域防災拠点の整備等  
首都圏及び近畿圏において大規模かつ広域的な災害が発生した際に災害対策活動の核となる現地対策本部機能や物流コントロール機能を確保するため、基幹的広域防災拠点の整備等を推進する。
- (オ) まちづくり交付金による国の施策に関連した取組への支援の強化  
中心市街地の活性化、歴史まちづくり、低炭素型まちづくり等、国の施策に関連した取組について、まちづくり交付金による支援を強化する。
- (カ) 大都市圏における広域的な都市鉄道ネットワークの形成  
既存ストックを有効活用した都市鉄道の利便増進を図るため、神奈川東部方面における既存路線間の連絡線の整備等、広域的な都市鉄道ネットワークの形成を図る。  
豊かで快適な魅力ある都市づくりの推進
- (ア) 良好な景観形成、歴史・文化を活かしたまちづくりの推進  
良好な景観形成とこれによる観光立国の推進及び歴史・文化資産の保存・復原とこれらを活かしたまちづくりに係る事業を推進する。
- (イ) 緑豊かで誰もが快適に生活できる都市環境の形成の推進  
緑とオープンスペースが確保された、誰もが快適に生活できる都市環境の形成を図るため、効率的・一体的な都市公園

の整備、緑地保全及び緑化を推進する。

(ウ) 下水道整備の推進

地域の実情に応じ、他の汚水処理施設との連携を一層強化するとともに、低コストの下水道整備手法の導入を推進する。特に、普及が遅れている市町村において、概ね10年以内に人口の集中している地区の未普及解消を図ることを重点的に推進する。また、潤いある良好な都市空間形成のため、下水処理水の供給等によるせせらぎ水路の整備等を推進する。

(エ) 水辺都市の再生とかわまちづくりの推進

河川沿いの木造密集市街地等の治水・都市防災の観点から整備の必要性の高い既成市街地を安全・安心な水辺都市に転換するため、市街地整備と高規格堤防整備との一体的整備等を推進する。また、地域の創意としての「知恵」を活かし、地方公共団体や地元住民との連携の下で立案された「かわまちづくり」計画に従い、地域と一体となった水辺空間整備を推進する。

(オ) 水辺・海辺等の交流拠点整備

自然とふれあうことのできる河川や港湾、海岸等の特徴を活かし、交流、自然体験、環境教育の拠点としての身近な水辺・海辺空間や観光交流空間等を整備する。また、「海の駅」のネットワーク化、「みなとオアシス」の全国展開を図る。

観光立国の推進

訪日外国人旅行者数1000万人等の目標達成に向け、「ビジット・ジャパン・アップグレード・プロジェクト」として我が国の魅力の一層の発信強化等に取り組むとともに、国際会議の開催・誘致を推進する。また、2泊3日以上滞在型観光を促進する観光圏の形成に対する支援制度等により魅力ある観光地・観光産業の創出を図るほか、観光圏の玄関口となる旅客船ターミナルの快適性、利便性の向上等を推進する。

科学技術、IT等の活用

(ア) ETCの活用等、高度道路交通システム(ITS)の推進

道路交通情報提供の高度化等を推進するとともに、ITS車載器を用いた多様なサービスの展開を図る等ITSを推進

する。

(イ) IC乗車券等の国際相互利用化の推進

アジア域内における公共交通機関の利便性の向上を図るため、IC乗車券等の国際相互利用化等を推進する。

(ウ) 地理空間情報の高度な活用の推進

基盤地図情報の整備、海域GISや高精度な標高データである三次元電子地図等の地理空間情報の整備・流通の促進及び人材育成等を推進する。

(エ) モビリティサポートの推進

ユビキタス技術等を活用した、あらゆる歩行者の移動に関連する必要な情報が、いつでも・どこでも入手可能な環境を街づくりの中に構築することを目指し、地方公共団体等が実施する先進的な取組を支援する。

都市再生に資する地籍整備の推進

円滑な都市再生を図るため、都市中心部等、境界問題が開発停滞の要因となり潜在的な土地利用の可能性が活かされていない地域における地籍整備を推進する。

PFI手法の活用

合同庁舎等において、PFI手法による整備等を行うとともに、補助制度等を活用して地方公共団体におけるPFI事業の推進を支援する。

(2) 安心・安全の確保の推進

安全で安心な都市・地域づくり

(ア) 人命や生活に深刻なダメージを与える被害の回避・軽減

床上浸水・土石流被害等の再度災害の防止、地球温暖化に伴う災害リスクの増大に対応した予防対策を重点的に推進するとともに、災害に対して安全で信頼性の高い道路網の確保を推進する。

(イ) 流域一体となった水害・土砂災害対策の推進

氾濫した場合でも被害を極力軽減するため、堤防整備等の河川で安全を確保する対策に加え、遊水機能確保等の流域で安全を確保する対策を重層的に実施するとともに、避難地・

地域の防災拠点の土砂災害対策等の推進と併せハザードマップの周知や警戒避難体制の整備等ソフト対策を組み合わせた治水対策を推進する。

(ウ) 防災機能の維持・向上等を図るための機動的な事業の実施

地域の安全基盤に係る事業を機動的に実施し、被災地における再度災害防止、重大な事故発生箇所の安全性向上等を発生直後から速やかに推進する。

(エ) 都市における浸水対策の推進

近年の集中豪雨の頻発等による浸水被害の軽減に向けて、地方公共団体、関係住民等が一体となって、貯留浸透施設等の流出抑制対策に加え、内水ハザードマップの公表等の総合的な浸水対策を推進する。

(オ) 大規模地震等に起因する土砂災害対策の推進

大規模地震や火山噴火等に伴う土砂災害への防災体制を強化するとともに、河道閉塞（天然ダム）など甚大な土砂災害が発生した地域における緊急的な土砂災害対策を推進する。

(カ) 都市における避難地・防災拠点等となる防災公園整備の推進

災害時に避難者や帰宅困難者を保護・支援する避難地、復旧・復興のための防災拠点、火災の延焼遮断帯となる都市公園等の整備を推進する。

(キ) 災害発生のおそれの高い地域における津波・高潮対策の推進

災害発生のおそれの高い地域における高潮災害や大規模地震・津波災害等に対して、堤防等の老朽化・耐震対策等のハード・ソフト一体となった海岸・河川整備を重点的に推進する。

(ク) 災害時要援護者関連施設の災害からの保全

災害時に迅速な避難による対応が困難な災害時要援護者関連施設について、砂防設備等により重点的に保全する。

(ケ) 防災分野のイノベーションの推進

カメラ等監視・観測機器の設置による洪水時の河川状況の把握、多様な手法による防災情報の提供、水門等の迅速かつ確実な開閉のための遠隔操作装置の整備を実施する。

(コ) 密集市街地の緊急整備

道路等の基盤整備を推進しつつ、老朽化した建築物の建て

替えの促進を図ることにより、防災上危険な密集市街地のリノベーションを戦略的に推進し、最低限の安全性確保を図る。

(サ) 次世代静止気象衛星の整備

国民生活に深く浸透し、安全・安心を確保するために不可欠な静止気象衛星「ひまわり」の後継機として、従来の防災機能に加え、地球観測機能を大幅に強化した次世代静止気象衛星の整備を推進する。

(シ) 住宅・建築物の安全性の確保、下水道施設及び道路の耐震化の推進

住宅・建築物ストックの最低限の安全性確保を総合的かつ効率的に促進するため、個別に実施してきた耐震改修事業及びアスベスト改修事業を廃止し、一体的な支援制度を創設する。宅地、災害応急対策を担う拠点的庁舎及び避難所の耐震診断・耐震改修を推進する。下水道においては、重要な下水道施設の耐震化を図る「防災」、被災を想定して被害の最小化を図る「減災」を組み合わせた総合的な地震対策を推進する。また道路橋の耐震補強を一層推進する。

(ス) 都市公園における安全・安心対策の推進

市街地の防災性の向上や、公園施設の戦略的な機能保全・向上対策を図るため、都市公園における耐震性貯水槽等の災害応急対策施設の設置や計画的な施設の改築・更新等を緊急かつ重点的に実施する。

(セ) アスベスト問題への対応

アスベスト問題に対応するため、吹付けアスベスト等の使用実態の把握を進め、アスベストの早期かつ安全な除去等に取り組む。

(ソ) 社会資本の戦略的維持管理の推進

高度経済成長時代に集中投資した社会資本の老朽化が進行し、今後必要な維持管理費、更新費が急増するため、従来の事後的な管理から予防保全的管理への転換を図ることで、戦略的に維持管理を推進する。

ユニバーサルデザインを踏まえたバリアフリー化の推進

(ア) 公共交通機関・歩行空間及び建築物等の総合的なバリアフリー化の推進

利用者数 5 千人以上の駅等を平成 22 年までに原則すべてバリアフリー化するとともに、地域の拠点的な 5 千人未満駅のバリアフリー化を推進する。加えて、ノンステップバス等の導入促進、福祉タクシー普及促進モデル事業の実施、地域のニーズに応じたバス・タクシー車両の開発・普及等を図り、これらにより総合的な公共交通機関のバリアフリー対策を進める。また、駅や官公庁施設、福祉施設等の周辺の歩行空間において、立体横断施設へのエレベーターの設置、幅の広い歩道の整備、歩道の段差・勾配の改善、無電柱化等を進めるとともに、建築物等のバリアフリー化を強力に進め、高齢者・障害者等が安心・円滑に生活できる環境の実現を図る。さらに、総合的なバリアフリー化を推進するため、バリアフリー教室の開催及び基本構想策定促進等の施策を実施する。

#### 循環型社会の構築・地球環境問題への対応

##### (ア) 地球環境問題への対応

環境性能を大幅に向上させた次世代の低公害トラック・バスの開発・実用化を進める。また、交通渋滞を緩和・解消するとともに車の利用方法の改善等を体系的かつ集中的に実施する CO<sub>2</sub> 削減アクションプログラムを推進する。加えて、輸送分野における省エネ対策を普及・促進する。さらに、アジアを中心に交通環境分野での国際連携を強化する他、燃料電池自動車について、国連における世界統一基準策定の検討に積極的に貢献する。

環境に配慮した住宅・建築物の普及を促進するため、先進的な省 CO<sub>2</sub> 技術を導入するモデル的な事業や、中小事業者等による省エネ対策の円滑化を図るための取組への支援を推進する。

省 CO<sub>2</sub> 型都市の実現を図るため、拠点的な市街地等において、地区・街区レベルにおける先導的な都市環境対策を推進する。

##### (イ) 建設リサイクルの推進

建設分野における循環型社会の早期構築を図るため、建設リサイクルに関する総合的な対策を推進する。

##### (ウ) 海面処分場の計画的な整備

廃棄物や土砂を適正に処分するため、海面処分場の計画的

整備を推進する。

(エ) リサイクルポートプロジェクトの推進

港湾を核とした総合的な静脈物流システムの構築を推進する。

(オ) 下水道における資源・エネルギー循環の推進

バイオガス、リン等の下水汚泥等に含まれる資源・エネルギーの有効利用を図るとともに、自然エネルギーを利用した発電施設の整備を推進する。

(カ) 渋滞の解消等による沿道環境対策

幹線道路の沿道環境の早期改善を図るため、バイパス整備・交差点改良等のボトルネック対策、遮音壁の設置・低騒音舗装の敷設等を推進するとともに、ヒートアイランド現象の著しい都市部において快適な歩行空間を確保するため、路面温度を低下させる効果がある舗装の敷設の推進を図る。

(キ) 航空分野の省エネ・CO<sub>2</sub>排出削減対策

飛行経路の短縮を可能とする新運航方式の導入、濃霧等による目的地の変更や空中待機を減少するための計器着陸装置の高規格化等を実施する。

(ク) 官庁施設における地球温暖化対策の推進

建築関連分野での二酸化炭素排出量の削減を図るため、グリーン庁舎（環境配慮型官庁施設）の整備等を推進する。特に太陽光発電の導入や建物の緑化を推進する。

(ケ) 自然再生の推進

自然と共生する社会の構築に向け、河川、湿原、干潟、藻場、里山等を保全、再生、創出し、豊かで美しい自然環境あふれる国土を目指す。

(コ) おいしい安全な水の確保・公共用水域における水質保全

水質汚濁の著しい河川・湖沼・海域及び水道水源等において、直接浄化や底泥浚渫等の浄化対策及び下水道の普及促進や窒素・リン等の除去を目的とした高度処理の促進を図る。

(サ) 合流式下水道の雨天時越流水対策の推進

雨天時に未処理下水が公共用水域に越流し、公衆衛生上極めて問題であるため貯留管の整備等、汚濁負荷削減等の緊急

対策を一層推進する。

住宅の生産・供給システムにおける信頼確保への取組

住宅瑕疵担保履行法の円滑施行のため、住宅保証基金の拡充や保険等の実施にあたっての検査体制の整備等及び特別住宅紛争処理体制の整備を図る。また、建築士法の円滑施行のため、技術者の斡旋等の支援体制を整備する。

### (3) 住まいの豊かさの実現

住生活基本法の下での総合的な住宅政策の推進

#### (ア) 住宅の寿命を延ばす「200年住宅」への取組

住宅の長寿命化(「200年住宅」)の普及啓発や技術の進展に寄与するモデルプロジェクトに対し助成を実施する。また、新築、改修、修繕、点検時等における設計図書や施工内容等の情報を蓄積・活用できる住宅履歴情報の仕組みの整備とその普及を推進する。さらに、超長期住宅に対応した住宅ローンの供給支援等を行う。

#### (イ) 高齢者等が安心して暮らせる住宅セーフティネットの充実

高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らし続けることができるよう、福祉政策との連携のもと、居住の安定確保に向けた支援を推進する。また、障害者等の居住の安定確保を支援する。さらに、都市再生機構賃貸住宅のストック再編を円滑に進めつつ、入居者の居住の安定確保を推進する。

#### (ウ) マンションの管理の適正化及びマンションの再生の推進

マンションの維持管理・再生について、ソフト面やハード面のあり方を見直す管理組合等をモデル的に支援する等のマンション等安心居住推進事業を創設するとともに、改修や建替えに対する支援制度を拡充する。

#### (エ) 公的賃貸住宅ストックの有効活用と民間資金・ノウハウの活用

公営住宅等のストックの計画的かつ効率的な更新を通じ、公営住宅等の長寿命化を推進する。さらに、PFIや借上げなどの方式により民間の資金・ストック・ノウハウを活用した公営住宅の供給を推進する。

#### (オ) 地域活性化促進のための居住環境の整備

二地域居住・地方定住等、多様な居住ニーズが適切に実現できるように、住替えの支援、地域優良賃貸住宅やタイムシェア型住宅の供給を推進する。

(カ) 木造住宅振興の総合的な推進

木造住宅の安全性・信頼性向上のための供給体制の整備や地域住宅市場の活性化、技術者育成のための研修等を推進する。

(キ) 証券化支援事業等の拡充

住宅金融支援機構の証券化支援による既存住宅の取得支援及び住宅融資保険制度による住宅改良資金等に係るリバースモーゲージの推進を行う。

宅地対策の推進

関連公共施設等の整備を促進することにより、住環境の改善等に資する市街化区域内等において、質の高い宅地の供給や、市街化区域内農地等の計画的な宅地化を推進する。

(4) 陸・海・空にわたる総合的な交通政策の推進

重点的・効率的な交通関係社会資本の整備

(ア) 整備新幹線の整備

整備新幹線は、平成16年12月の政府・与党申合せに沿って、北海道新幹線(新青森・新函館間)、東北新幹線(八戸・新青森間)、北陸新幹線(長野・金沢(白山総合車両基地)間)、九州新幹線(博多・新八代間)及び九州新幹線(武雄温泉・諫早間)の建設を着実に推進する。

(イ) 都市鉄道の整備

通勤・通学時の混雑緩和、利便性の向上、活力ある都市づくり等を促進するため、都市鉄道利便増進、地下鉄、空港アクセス鉄道の整備、貨物鉄道の旅客線化や、鉄道駅の総合改善、LRTの整備を推進する。

(ウ) 貨物鉄道の整備

地球温暖化対策や東アジアとの国際物流の増加等に対応していくため、輸送力を増強し、モーダルシフトに資する貨物鉄道の整備を推進する。

(エ) 鉄道における防災対策の推進

鉄道駅耐震補強、鉄道施設老朽化対策等の安全対策・防災

対策を計画的・効率的に推進する。

(オ) スーパー中枢港湾プロジェクトの推進等による物流改革と地域活性化

アジア主要港を凌ぐコスト・サービス水準の実現のため、大水深岸壁の重点的整備、ロジスティクスセンターの形成、内航海運等との円滑な連携等を推進するとともに、コンテナターミナルの24時間オープン化、手続の効率化、港湾施設の出入管理システムの構築、国際幹線航路の整備・保全強化等、ソフト・ハード連携した施策を展開することにより、スーパー中枢港湾プロジェクトを推進する。また、企業立地や設備投資等と連動した多目的国際ターミナルや港湾機能高度化施設等の整備及び産業関連事業制度の活用を進める。さらに、人々の移動や生活物資の輸送等に必要なターミナル機能を確保する。

(カ) 港湾における災害・保安対策等の推進

東海、東南海・南海、首都直下地震等の大規模地震・津波等発生時の物流機能確保のため、耐震強化岸壁や臨海部基幹的広域防災拠点の整備・運用に取り組む。また、フェリーターミナル等の保安対策の推進、核物質等拡散防止のためのメガポート・イニシアティブのパイロットプロジェクトを実施する。

(キ) 地球環境問題と循環型社会の構築等に対応した港湾整備

内航フィーダーサービスの充実等によるCO<sub>2</sub>排出の少ない交通輸送網を実現するための港湾整備、接岸中船舶の排出ガス対策の推進、港湾を核とした総合的な静脈物流システムの構築、海面処分場及び緑地の整備、覆砂等による自然再生を推進する。

(ク) みなとの振興

交流拠点の形成等、知恵と工夫をこらしたみなとの振興を支援する。

(ケ) 大都市圏拠点空港の整備の推進

大都市圏の空港容量の確保と国際拠点としての機能強化のため、羽田空港の再拡張事業等を着実に推進するとともに、成田国際空港について北伸による平行滑走路の2、500m化

を推進するほか、関西国際空港・中部国際空港のフル活用に向けた取組を推進する。

(コ) 一般空港等の整備や空港等機能の高質化の推進等

滑走路延長等の継続事業の着実な推進及び空港等の機能の高質化等、既存空港の質的充実を図る。また、将来的に需給の逼迫が懸念される空港について、抜本的な空港能力向上のための施設整備等の検討を行う。離島航空路線については、引き続き支援方策を講じるとともに、衛星航法を促進する支援を行い、ネットワークの維持と活性化を図る。

(サ) 国際物流に対応した幹線道路ネットワーク整備の計画的推進

我が国の成長力の確保のため、拠点的な空港・港湾へのアクセス向上を図るとともに、国際標準コンテナ車が重要な港湾等と大規模物流拠点間を積み替えなく通行可能な幹線道路ネットワークの整備を推進する。

物流ソフト施策の推進

物流が輻輳した地域における多様な関係者の連携による物流効率化の促進、国際物流ボトルネックの解消に向けた総合的取組、サードパーティロジスティクス事業の促進等を行う。

新たな海洋政策の推進

(ア) 海上保安体制の充実強化

海洋権益の保全、沿岸水域の監視警戒水準の維持等を適切に実施する体制を確保するため、中期的目標のもと、老朽・旧式化した巡視船艇・航空機の早急な代替整備の推進、運航費の確保を図るとともに「空き巡視艇ゼロ」を目指した巡視艇の複数クルー制を拡充することにより、巡視勢力の効率的・機動的な運用を図る。

(イ) 海上交通の安全確保

A I S (船舶自動識別装置)等新たな情報技術を活用した航行管制・情報提供システムの充実強化、輻輳海域における視認性向上等各種航路標識の高度化等を推進するとともに、マラッカ・シンガポール海峡における航行援助施設の維持更新に向けた支援を進める。また、外国船舶の監督・船舶検査体制の充実、運航労務監査体制の充実及び水先制度見直しに係る諸施策の推進等を図るほか、サブスタンダード船の排除を促進

するための I M O 加盟国の条約実施体制に対する監査制度の円滑な実施に協力する。

(ウ) 船員確保・育成に関する総合的な対策の推進

外航日本人船員の激減、内航船員の高齢化等に伴う人手不足に対応し、船員の確保・育成を推進するとともに海事産業が集積する地域の振興を図る。また、我が国の外航海運を支えるアジア人船員の確保・育成を図る。

(エ) 海洋環境イニシアティブの推進

地球環境対策と産業競争力強化を目指し、船舶の省エネ技術開発の促進に加えて、省エネ性能評価指標(海の10モード)の開発等の総合施策(海洋環境イニシアティブ)を推進する。

(オ) 海洋環境保全に対する国際的な取組の強化

北西太平洋地域海行動計画の推進、東アジア海域の海洋環境保全等の取組への協力を行う。

(カ) 我が国領海及び排他的経済水域における海洋調査の推進

海洋権益保全のため、海底地形、地殻構造等の調査等を実施するとともに、海洋に関する情報の一元化を推進する。

(キ) 離島における活動拠点の整備

海洋資源の開発・利用、海洋調査等に関する活動や、これらの活動を支援する各種の施設の維持管理等の活動が、本土から遠く離れた海域においても安全かつ安定的に行われるよう、離島に燃料輸送や補給、荒天時の待避等が可能な活動拠点の整備を推進する。

公共交通の維持・活性化

地方バス路線の維持、地方鉄道活性化、離島航路、地域航空路線の維持改善等に必要な施策を講ずるとともに、地域公共交通活性化・再生法によるこれらの公共交通の活性化等を促進する。

安全対策の推進

(ア) 運輸安全マネジメント制度の充実・強化等による総合的な安全確保

運輸事業者の経営トップから現場まで一貫した安全管理体制の構築・改善を図る「運輸安全マネジメント制度」を充実・強化するとともに、より効果的な評価を行うための職員の力量の向上等を図る。また、運輸安全委員会において、航空・鉄道・

船舶事故の原因究明及び再発防止機能の強化を図る。

(イ) 陸上交通の安全確保

安全な道路交通環境の実現のため、幹線道路ネットワークの体系的な整備とともに、幹線道路における事故発生割合が高い区間での重点的な対策、生活道路の交通事故対策や通学路を主とした歩道整備等の重点実施、歩行者や自動車から分離された自転車道ネットワークの創出や高度道路交通システム（ITS）を推進する。

リコールに係る不正行為に対する再発防止対策、自動車運送事業者に対する監査体制の強化、運転者登録制度によるタクシーの安全性・質の向上、トラック事業の総合的な安全性向上策、ITSを活用した安全な交通システムの形成、安全なクルマづくり促進のための安全基準の拡充・強化、先進安全自動車（ASV）の開発・普及の促進及び自動車アセスメント等の総合的車両安全対策、IT化による自動車検査の高度化等の自動車検査登録体制の整備を推進する。さらに、交通事故被害者救済対策の充実を図る。

地方鉄道における安全対策、踏切道の改良、事故防止に関する技術開発、保安監査の充実強化等の鉄道事故防止対策等の強化を図る。

(ウ) 航空交通の安全確保

空港等の耐震対策の計画的な実施、ハイジャック検査等の航空保安対策の充実を図る。また、国産旅客機の開発に伴う新たな安全性審査方式の導入、航空会社に対する輸送安全対策の強化や航空管制業務等の安全性向上のためのシステム整備を推進する。

環境対策の推進

(ア) 地球温暖化対策

低公害車の開発・普及の促進、道路政策におけるCO<sub>2</sub>削減アクションプログラムの推進を図るほか、実証実験の活用等による公共交通機関利用促進、モーダルシフトやサードパーティロジスティクスの推進等を行う。また、京都メカニズムの活用等による国際協力や地球温暖化の影響に関する情報等の発信

に取り組む。加えて、輸送分野における省エネ対策を普及・促進する。

(イ) 大都市圏を中心とした大気汚染問題の深刻化への対応

CNG(圧縮天然ガス)トラック・バス等の低公害車等の導入に係る補助制度により、低公害車等の普及を促進するほか、環境性能を大幅に向上させた次世代のトラック・バスの開発・実用化を進める。また、燃料電池自動車について、国連における世界統一基準策定の検討に積極的に貢献する。

(ウ) リサイクルの推進

リサイクル自動車部品の品質等の評価と提供情報の充実を図る。

(エ) 空港周辺整備の推進

空港周辺における住宅等の防音工事、緩衝緑地帯整備、移転補償、周辺環境基盤施設の整備等を推進する。

未来に向け夢ある交通を目指した基礎研究・技術開発の推進

交通機関の安全の確保、環境の保全、システムの高度化等に資するための公募型基礎的研究や、次世代地域公共交通システム等新技術の導入を図るための総合的な技術研究開発、環境対応・省力化に資する鉄道システム、超電導リニア、フリーゲージトレインの技術開発を推進する。

気象業務体制の充実強化

台風・集中豪雨雪、地震津波・火山噴火等の自然災害の防止軽減を図るため、市町村単位の気象警報発表の実施等を推進するとともに、火山監視・情報センターシステムの機能強化を図り、迅速・的確な噴火警報の提供を行う。また、気候変動・地球環境問題に対処するための体制の強化等を推進する。

(5) 活力に満ちた総合的な国土政策の推進

全国から地域まで一貫した国土計画の推進

(ア) 広域ブロックの自立的発展の推進等

国土形成計画(全国計画)に即して、広域ブロックの自立的発展に向け、地域の主体性を活かした独自性ある広域地方計画の策定・推進を図る。併せて、国土形成計画に基づく社会資本の機動的な整備等を推進するとともに、広域地方計画に関わる

地域戦略を先導する地方公共団体等によるソフト事業の立ち上げを支援する。また、国会等の移転に関する調査を行う。

(イ) 総合的な交通体系整備の推進

多様な広域ブロックが自立的に発展する国土の形成に資する交通体系整備の推進に向けて、総合的観点からの調査・検討を行う。

個性を活かした地域づくり及び大都市の再構築

(ア) 地域活性化等の支援

ストックの再編・再生による公益サービスの維持、地域産業の活性化、都市と農山漁村との交流等を支援するとともに、住民、NPO、企業等多様な地域づくり主体の育成等により、個性を活かした地域づくりを推進する。また、道を舞台に地域資源や個性を活かした美しい国土景観の形成を図り、地域活性化や観光振興に寄与する日本風景街道を推進する。

(イ) 大都市圏整備の推進

都市再生プロジェクトの効率的・一体的な事業の実施、業務核都市の育成、大阪湾臨海地域の開発整備、琵琶湖総合保全、筑波研究学園都市や関西文化学術研究都市の整備、大深度地下の利用及びテレワーク等を推進する。

(ウ) 豪雪地帯対策の推進

豪雪地帯対策特別措置法の趣旨を踏まえ、快適で魅力ある地域社会を形成するため、豪雪地帯対策基本計画に基づく施策を総合的に推進する。

(エ) 離島振興対策の推進

離島振興法の理念に基づき、地域の創意工夫を活かした自立的発展を促進するため、社会資本の整備・地域間交流の促進等を推進する。

(オ) 奄美群島及び小笠原諸島の振興開発の推進

奄美群島及び小笠原諸島の自立的発展促進のため、両地域の振興開発計画の下、地域特性を活かした産業振興や社会資本整備等を総合的に推進する。

(カ) 半島振興対策の推進

地域資源等を活かした活性化と都市部との交流の促進等を通じた自立的発展を図るため、半島振興計画に基づく広域的・

総合的な施策を推進する。

#### 土地の有効利用に向けた土地政策の推進

##### (ア) 不動産投資市場の透明性・信頼性の向上

「不動産市場データベース」を構築し、不動産業の生産性向上や国内外からの安定的不動産投資を喚起し、日本の不動産投資市場を着実に成長させていくため、国際競争力の観点から市場の信頼性・透明性の向上を図る。

##### (イ) 地価動向の把握・提供

地価公示等を的確に実施するとともに、将来の地価動向を先行的に表しやすい主要都市における高度利用地の地価分析調査を行う。

##### (ウ) 土地に関する情報の整備・提供

災害履歴や改変履歴等土地の安全性に関する情報の整備・提供のあり方について検討するとともに、取引価格等の土地情報の調査・提供を行う。また、土地市場の変化に対応するための海外投資家の投資動向等の調査と海外へ向けた情報発信等を行う。

##### (エ) 地籍整備の推進

土地の有効利用の基盤となる地籍調査を推進する。特に進捗が遅れている都市部における地籍調査手法を確立するための実証実験を行う。

##### (オ) 土地の適正な利用の推進

ニュータウン再生に資する地域コミュニティによるエリアマネジメント方策や、企業用地・公共用地の有効利用に向けた条件整備等の検討を進める。

##### (カ) 円滑・迅速かつ適正な用地取得の推進

用地補償基準の体系的な見直し等についての検討や円滑かつ迅速な用地取得を実現するための工程管理手法の確立のためのモデル調査を行う。

#### 安全・安心な水資源確保を図る総合的水資源政策の推進

##### (ア) 安定的な水利用の確保に向けた施策の推進

水利用の安定性確保等の諸課題を踏まえ策定する水資源開発基本計画を着実に推進する。また(独)水資源機構事業の

効果的・効率的な推進を図る。

(イ) 総合水資源管理の推進

安全・安心な水資源確保のため、気候変動が水資源に与える影響や限られた水資源の有効利用に向けた総合水資源管理の手法の検討等を行う。これに加えて、健全な水循環系構築に向けた施策を普及するための取組を行うとともに、水資源の起点として重要な役割を持つ水源地域を活性化するために社会全体の関心の喚起、資源の誘導方策等について調査・検討を実施する等水源地域の活性化を推進する。さらに、世界的な水問題へ対応し、アジア・太平洋水サミットやG8サミット等の成果を踏まえ、官民連携も図りつつ、世界の水問題解決に貢献する施策を推進する。

(6) 北海道総合開発計画の着実な推進

わが国経済・社会の発展に貢献する北海道総合開発の推進

新たな北海道総合開発計画に基づき、北海道の優れた資源・特性を活かし、国の課題の解決に貢献するために以下の施策を推進。施策の展開に当たっては、調整費等の活用を図るとともに、多様な連携・協働、新たな北海道イニシアティブ（北海道固有の課題に対する独自の取組や北海道の特性を活かした先駆的・実験的取組等）を引き続き推進する。

(ア) グローバルな競争力ある自立的安定経済の実現

農水産物の生産性の維持・向上、安全で高品質な農水産物の生産、国際競争力の高い魅力ある観光地づくりを推進する。

(イ) 地球環境時代を先導し自然と共生する持続可能な地域社会の形成

自然共生社会の形成、循環型社会の形成、低炭素社会の形成を推進する。

(ウ) 魅力と活力ある北国の地域づくり・まちづくり

都市における機能の強化と魅力の向上、活力ある地域社会モデルの形成、誰もが暮らしやすい生活環境の実現を推進する。

(エ) 内外の交流を支えるネットワークとモビリティの向上

高速交通ネットワークの強化、国際競争力を高める物流

ネットワークの強化、冬期交通の信頼性向上を推進する。

(オ) 安全・安心な国土づくり

頻発する自然災害に備える防災対策の推進、総合的な防災・減災対策の推進、交通安全対策の推進を図る。

アイヌの伝統等の普及啓発等と北方領土隣接地域の振興

国会決議（アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議）を踏まえ、アイヌの伝統的生活空間(イオル)の再生に向けた取組や、アイヌの伝統等に関する普及啓発をさらに推進する。北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定を図るための施策を総合的に推進する。

## 18. 司法制度改革の基盤整備へ向けた法務・司法の充実

### (1) 司法体制の充実

人的機構の充実

民事訴訟事件、刑事訴訟事件、家庭事件等の増加及び複雑困難化に対応して、事件の適正迅速な処理を図り、かつ、裁判員制度導入の態勢を整備するために、裁判官、書記官及び家庭裁判所調査官の増員等を図る。

裁判事務処理態勢の充実

裁判員制度の導入及びその円滑な定着に向け、広報を充実させ、制度の周知及び理解を図るほか、適正迅速な裁判を実現するために必要な態勢の充実を図る。

裁判所施設の整備

老朽、狭あいな裁判所庁舎の新営、増築等を行い、既設庁舎の設備を充実し、国民の利用しやすい施設づくりを推進することにより、事件の適正迅速な処理に必要な施設の整備を図る。

### (2) 治安・法秩序の維持と国民の権利保全

引き続き憂慮すべき状況にある我が国の犯罪情勢に的確に対処し、「安全で安心に暮らせる社会」を実現するとともに、事後監視型社会への転換を図り、国民に身近な司法を実現する司法制度改革を着実に

進めるため、その基盤をなす司法及び法務行政の機能の充実強化を図る。

#### 人的基盤の充実

司法の機能を維持するとともに、我が国の犯罪情勢の悪化や社会・経済情勢の変化に的確に対処して、国民生活の安定と発展の基盤を支える法務行政の各種業務を充実強化するため、人的基盤の充実を図る。

#### 検察活動の充実等治安・法秩序の維持・確保

近時の急激な社会・経済情勢の変動や国際化の進展の下、治安・法秩序の維持・確保のため、検察活動、矯正機能、更生保護機能、出入国管理機能、公安調査活動及び訟務事務等について、引き続きその充実を図る。特に、不法滞在・偽装滞在外国人摘発体制の強化及びバイオメトリクスを活用した出入国審査の的確な運用等出入国管理機能の充実、刑務所等刑事施設における過剰収容対策の推進及び矯正処遇の充実強化等矯正機能の充実、保護観察処遇の強化及び保護司等が行う民間の更生保護活動への支援の強化等更生保護機能の充実を図る。

#### 刑務所出所者等の再犯防止への取組の推進

刑務所出所者等の再犯を防止するため、受刑者及び保護観察対象者に対する処遇プログラム並びに就労支援の充実強化を図る。また、高齢・障害等の問題を抱えるため自立が困難な刑務所出所者に対しては、出所後直ちに福祉サービスにつながるよう支援体制を構築するとともに、直ちに福祉機関による支援が困難な者については、更生保護施設への受入れを促進する。

#### 総合的な地域活性化政策の一環としての観光立国の推進

観光立国の実現と交流人口の拡大を目指し、大都市圏拠点空港の機能強化や、空港の利便性向上を図るため、空海港における出入国審査待ち時間などの旅行者にとってのマイナス要因を解消するためのソフト・ハードのインフラ整備を推進し、出入国審査等の充実を図る。

#### 総合法律支援体制の充実・強化等司法制度改革の推進

急速な国際化の進む中、自己責任原則と透明で公正なルールに貫かれた社会の実現のため、司法の果たすべき役割は、格段に大きくなっており、司法制度改革の一層の推進が喫緊の課題で

ある。国民に身近で頼りがいのある司法を実現するため、裁判員制度の円滑な実施、総合法律支援体制の充実・強化のための日本司法支援センターの適正な運用などにより、国民の権利保全の一層の充実を図る。

#### 国民の権利保全の充実

登記事務処理の適正迅速化、国籍・戸籍事務処理の適正円滑な実施、人権擁護活動及び人権啓発活動の推進等によって国民の権利保全の一層の充実を図る。特に、複雑・困難化する表示登記事務処理体制の充実を図り、関係省庁が連携して、全国の都市部における登記所備付地図の整備を推進するとともに、大きな社会問題となっているいじめ問題に対する取組の一層の充実を図る。

#### 国を当事者とする重要大型訴訟の適正処理

訟務事件処理体制の機能強化によって、多くの人々に影響を及ぼす重要大型訴訟について、国民全体の利益と個人の権利・利益との間に正しい調和を図るとともに、法律に基づく行政の実現に寄与する。

#### 法務省施設等の整備・充実

治安・法秩序の維持・確保の基盤となる刑務所等矯正施設について、収容能力を拡充し、適切な処遇環境を整えるため整備を推進するとともに、老朽化、狭あい化の著しい法務省の施設につき、整備を推進する。

## 19．健全で豊かな社会と国土の建設

### (1) 地方と都市がともに支え合う「共生」に基づく地方再生の推進

現在、地方は、人口減少が進む中で、地方経済を支えてきた中小企業や農林水産業が世界的競争にさらされるなど、厳しい状況にある。地方と都市の格差のこれ以上の拡大を防ぎ、地方の活力を取り戻すには、地方の持つ優れた産業や文化などの底力を呼び覚まし、それぞれの地域が誇りと活力を持つことが大切である。

このため、「地方再生戦略」に基づき、地域成長力の強化や生活基盤の確保などに重点を置いた取組を政府一体となって進めていく。

#### 地域の声に応える相談窓口の一元化

地域活性化統合事務局に地域ブロックごとの担当参事官が地方

の相談に一元的に応じ、地方再生の取組を総合的な支援の実施に至るまで一貫してフォローするとともに、各地域ブロックごとの「地方連絡室」において、国の地方支分部局が連携して地域活性化に取り組んでいく。

#### 地方の自由な取組に対する包括的な支援

持続可能な地方再生の取組を抜本的に進めるため、地域住民や団体の発意を受け、地域主体の様々な取組を立ち上がり段階から包括的・総合的に支援する「地方の元気再生事業」を推進する。

#### 地域再生の推進

地域の自主的・自立的な取組によって地域経済の活性化や雇用機会の創出など地域の活力の再生を図るために、地域再生支援利子補給金の充実、地域再生基盤強化交付金の支援措置の拡充として交付対象施設に第二種漁港の漁港施設を追加するなど、地域再生の取組を一層強化する。

### ( 2 ) 地域力再生機構

地域経済の建て直し、地域の雇用の確保の観点から、中規模企業や第三セクターの事業再生と面的再生に向けた取組を、第三セクター改革等と連携しながら、地域金融機関や地方公共団体等の理解・協力を得つつ行う地域力再生機構を早期に創設・活用する。

### ( 3 ) 地方分権改革の推進について

活力ある地方を創出するため、国と地方の役割分担を見直し、国の出先機関の抜本的な改革、地方自治体に対する国の法令による義務付け・枠付けの見直し、分権型社会にふさわしい税財政制度の構築等を行う。地方分権改革推進委員会が順次提出する勧告を踏まえ、「地方分権改革推進計画」を策定し、「新分権一括法案」を平成21年度中できるだけ速やかに国会に提出する。

### ( 4 ) 道州制の導入に向けた検討について

市町村合併の進展、都道府県を越える広域的な行政課題の増加などの変化を踏まえれば、地方分権の進展を図った上で、国の役割を一層重点化し、道州制の導入に向けた検討を行っていくことが必要である。まずは、地方自治体の権限と責任で地域の経営を行えるよう地方分権改革を

着実に実施し、最終的には地域主権型道州制を目指していく。そのため、「道州制基本法」の制定に向けて、内閣に「検討機関」を設置し、作業を進めていく。

#### ( 5 ) 総合的な海洋施策の推進

四面を海に囲まれた我が国が、更なる発展を遂げていくため、新たな「海洋立国」を目指す。このため、海洋基本法、海洋基本計画に基づき、政府一体となって、海洋資源の開発・利用の推進、海洋環境の保全、排他的経済水域（EEZ）の開発等の推進、海洋の安全の確保、海洋調査の推進、海洋科学技術に関する研究開発の推進、海洋産業の振興、離島の保全・管理等の海洋施策を総合的かつ計画的に推進する。

特に、海洋の安全の確保について、海賊に対する取締りのための法制度上の枠組みについて、検討を進める。

#### ( 6 ) 地理空間情報の活用推進

国民が安心して豊かな生活を営むことのできる社会の実現のための重要なツールとなっている地理空間情報について、政府一体となって、地理情報システムと衛星測位に係る具体的施策をまとめた行動計画（G空間行動プラン）の着実な推進に取り組む。

## 2 0 . 会計検査機能の充実強化

会計検査機能を充実強化するため、検査体制、検査活動及び研究・研修体制の充実強化を図る。

## 2 1 . その他各種施策の推進

#### ( 1 ) 北方領土問題の解決の促進

北方領土は我が国固有の領土であり、この問題は日露関係において最大の懸案事項となっている。北方四島の帰属の問題を解決して平和条約を締結することが我が国の一貫した基本方針であり、強力に外交交渉を後押しする国民世論の結集が重要である。このため、官民一体となった返還要求運動の全国的な発展を図るとともに、元島民後継者対策事業、後継船の確保も含めた四島交流等の事業を着実に実施する。

## ( 2 ) 情報機能の強化

複雑多様化する国際情勢に的確に対応し、我が国及び国民の安全を確保するため、情報収集衛星を所期の目標である4機体制の早期確立及び着実な運用を実施するとともに、政府の情報機能の強化を着実に進める。